

仮訳・原文英語

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update V*, 3 November 2017, available at: <http://www.refworld.org/pdfid/59f365034.pdf>



シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要性について 更新 V

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

2017年11月
HCR/PC/SYR/17/01

目次

I. 要旨.....	5
II. 2016年以降のシリアにおける主な展開.....	8
A. 紛争・治安情勢と最近の政治的展開.....	8
B. 市民の死傷者.....	13
C. 人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反.....	14
1) 政府軍.....	15
2) イラクとシャームのイスラム国 (ISIS)	18
3) シリア征服戦線を含む、反政府武装集団.....	19
4) 人民防衛隊 (YPG)	21
D. 強制移動と帰還.....	21
E. 人道状況.....	25
F. 難民と難民申請者の状況.....	29
III. シリア出身の難民申請者の国際保護の必要性の評価.....	30
A. 1951年条約の基準の下での難民保護と申請の主な類型.....	30
1) 政府に反対している者または反対しているとみなされる者.....	32
2) 兵役忌避者と国軍からの脱走者.....	36
3) 政府を支持している者または支持しているとみなされる者.....	40
4) ISISの実質的な支配下または影響下にある地域において、ISISに反対している者または反対しているとみなされる者.....	42
5) 反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者.....	43
6) PYD/YPGに反対している者または反対しているとみなされる者.....	44
7) 特定の職業についている者.....	47
8) 宗教集団および少数民族集団の構成員.....	50
9) イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反している者とみなされる者.....	53
10) 特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女.....	55
11) 特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども.....	58
12) 多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ者.....	60
13) パレスチナ難民.....	62
B. 拡大された／より広い難民の定義および／または補完的形態の保護の下での該当性.....	63
C. 国内避難または移住の選択可能性 (IFA/IRA) の適用に関する検討.....	64
D. 適用除外の検討.....	64
IV. 強制送還の一時的停止.....	65

略語一覧

ABC	アメリカ放送	American Broadcasting Company
AFP	フランス通信	Agence France-Presse
AGPS	シリアのパレスチナ人のための 行動グループ	Action Group for Palestinians of Syria
BBC	英国放送協会	British Broadcasting Corporation
CAT	国連拷問禁止委員会	United Nations Committee Against Torture
CFR	外交問題評議会	Council on Foreign Relations
CPJ	ジャーナリスト保護委員会	Committee to Protect Journalists
CRC	国連子どもの権利委員会	United Nations Committee on the Rights of the Child
DIS	デンマーク移民局	Danish Immigration Service
EASO	欧州庇護支援事務所	European Asylum Support Office
EU	欧州連合	European Union
EUI	欧州大学院	European University Institute
FAO	国連食糧農業機関	United Nations Food and Agriculture Organization
FGM	女性性器切除	Female Genital Mutilation
FIDH	国際人権連盟	International Federation for Human Rights
FSA	自由シリア軍	Free Syrian Army
FTS	資金追跡サービス	Financial Tracking Service
GCHR	湾岸地域人権センター	Gulf Center for Human Rights
GIP	国際保護に関するガイドライン	Guidelines on International Protection
HLP	住宅・土地・財産	Housing, Land and Property
HRGJ	人権・ジェンダー正義クリニック	Human Rights and Gender Justice Clinic
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ	Human Rights Watch
HTS	シャーム解放委員会	Hay'at Tahrir Al-Sham
ICRC	赤十字国際委員会	International Committee of the Red Cross
IDMC	国内避難モニタリングセンター	Internal Displacement Monitoring Centre
IDP	国内避難民	Internally Displaced Person
IFA/IRA	国内避難または移住の選択可能性	Internal Flight or Relocation Alternative
ILGA	インターナショナル・レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランス・インターセックス連盟	International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association
IRC	国際救援委員会	International Rescue Committee
ISIS	イラクとシャームのイスラム国	Islamic State of Iraq and Al-Sham
ISW	戦争研究所	Institute for the Study of War
JAN	ヌスラ戦線	Jabhat Al-Nusra
KDP	クルド民主党	Kurdish Democratic Party
KDPS	シリア・クルド民主党	Kurdish Democratic Party in Syria
KNC	クルド国民評議会	Kurdish National Council
LGBT	レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー	Lesbian, gay, bisexual and transgender
NDF	国民防衛隊	National Defence Forces
NGO	非政府組織	Non-governmental organization
NRC	ノルウェー難民評議会	Norwegian Refugee Council

OAU	アフリカ統一機構	Organization of African Unity
OCHA	国連人道問題調整事務所	United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
OHCHR	人権高等弁務官事務所	Office of the High Commissioner for Human Rights
PHR	人権のための医師団	Physicians for Human Rights
PKK	クルド労働者党	Kurdistan Workers' Party
PYD	民主連合党	Democratic Union Party
SARC	シリア・アラブ赤新月社	Syrian Arab Red Crescent
SCPR	シリア政策調査センター	Syrian Center for Policy Research
SDF	シリア民主軍	Syrian Democratic Forces
SGBV	性およびジェンダーに基づく暴力	Sexual and gender-based violence
SNHR	シリア人権ネットワーク	Syrian Network for Human Rights
SOHR	シリア人権監視団	Syrian Observatory for Human Rights
UN	国際連合	United Nations
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所	United Nations High Commissioner for Refugees
UNICEF	国連児童基金	United Nations Children's Fund
UNIFEM	国連女性開発基金	United Nations Development Fund for Women
UNRWA	国連パレスチナ難民救済事業機関	United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
UPI	UPI 通信社	United Press International
US	米国	United States
USCIRF	米国国際宗教自由委員会	United States Commission on International Religious Freedom
VDC	人権侵害証拠収集センター	Violation Documentation Center
WFP	世界食糧計画	World Food Programme
WHO	世界保健機関	World Health Organization
WILPF	婦人国際平和自由連盟	Women's International League for Peace and Freedom
YPG	人民防衛隊	People's Protection Units
3RP	シリア周辺地域・難民・回復計画	Regional Refugee and Resilience Plan

I. 要旨

本書は、2015年11月付のUNHCR「シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要性について：更新IV」を更新し、それに取って代わるものである¹。特に明記しない限り2017年10月30日時点までの情報に基づいており、シリア・アラブ共和国（以下、シリア）の状況の進展に伴い更新される。難民申請者によって提出されたすべての申請は、公正で効率的な地位認定手続および最新の関連出身国情報にしたがって、その本案について審査される必要がある。このことは、申請が1951年難民の地位に関する条約（「1951年条約²」）およびその1967年議定書³、UNHCRのマンデート（任務）、地域的な難民保護文書に含まれる難民認定基準に基づいて分析されるのか、または、補完的形態の保護を含むより広い国際保護基準に基づいて分析されるのかにかかわらず、あてはまる。

1951年条約の基準の下での難民保護と申請の主な類型

広く報告されている国際人道法（IHL）の重大かつ広範囲にわたる違反や人権法の違反と侵害、同国の多くの地域における武力紛争の継続を鑑み、UNHCRは、圧倒的多数のシリア人難民申請者が国際難民保護を必要とし続けており、1951年条約第1条A(2)に規定される難民の定義の要件を満たしていることから、シリアからの市民の避難を難民の移動とみなし続ける。同様に、シリア出身のパレスチナ人は、第1条Dの要件を満たす可能性が高く、1951年条約の利益を受ける資格を事実上有しているであろう。1951年条約第1条A(2)の要件を満たさないシリア人は、地域的難民文書に規定されているより広い難民基準の下での国際保護や、補充的保護または普遍的・地域的人権規範から派生するルフールマン（送還）からの保護を含むその他の形態の国際保護に該当する可能性がある。

シリアから避難している多くの市民にとって、1951年条約上の理由と（その恐れている迫害との間）の因果関係は、いずれかの紛争当事者と彼らとの間の、直接的または間接的な、実際のまたは認識された（perceived）関係に見出される。シリアにおける紛争の一つの顕著な特徴は、様々な紛争当事者が頻繁に、親族や部族、宗教・民族集団、または町・村・近隣地域全体などのより大きな集団を、そのつながりを理由にある政治的意見を持っているとみなしているという点である。そうした状況では、危害を被る危険性は深刻で現実的なものであり、当該個人が個別に標的とされていないかもしれないといった事実によってその危険性が低下することは決してない。

UNHCRは、シリア市民とシリアに常居所を有していた者が、後述するリスクとなる経歴（ただし、リスクとなる経歴3および8の中の小類型を除く）に該当する場合は、国際難民保護を必要としている**可能性が高い**という評価を維持する。2015年11月付のUNHCR「シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要性について：更新IV」の公表以降、シリア政府は、その同盟勢力からの支援を受け、同国の相当広い地域を奪還した。同様に、クルド人が多数派を占める部隊は、シリア北部の諸地域に、その支配を固めた。それと同時に、反政府武装集団とISISの支配領域と軍力は低下した。こうした背景の下、UNHCRは、2つのリスクとなる経歴（下記リストの経歴3および8参照）に含まれる市民の中で、ある特定の小類型にあてはまる者は、当該個人の個別の事情によっては、国際難民保護を必要としている**可能性がある**と評価する。

本書は、次のリスクとなる経歴に関して、また、該当する場合には、これらの経歴を持つ者の親族その他の密接な結びつきを有する者に関しても、関連しかつ信頼できる出身国情報と該当性に関するガイダンスを提供する。

1. 政府に反対している者または反対しているとみなされる者

¹ 本書は、UNHCR, *International Protection Considerations with Regard to People Fleeing the Syrian Arab Republic, Update IV*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/5641ef894.html> に優先する。

² UN General Assembly, *Convention Relating to the Status of Refugees*, 28 July 1951, United Nations Treaty Series, Vol. 189, <http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html>, p. 137.

³ UN General Assembly, *Protocol Relating to the Status of Refugees*, 31 January 1967, United Nations Treaty Series, Vol. 606, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ae4.html>, p. 267.

2. 兵役忌避者と国軍からの脱走者
3. 政府を支持している者または支持しているとみなされる者
4. ISIS の実質的な支配下または影響下にある地域において、ISIS に反対している者または反対しているとみなされる者
5. 反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者
6. PYD/YPG の実質的な支配下にある地域において、PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者
7. 特定の職業についている者
8. 宗教集団および少数民族集団の構成員
9. イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反している者とみなされる者
10. 特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女
11. 特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども
12. 多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ者
13. パレスチナ難民

ここに列挙される経歴は、必ずしも網羅的ではなく、重複する可能性もある。経歴が記されている順序によって、優先順位が暗示されているといったこともない。この経歴は、本書執筆時点で入手可能であった情報に基づくものであり、申請内容がここに示された経歴のいずれにも該当しないことのみを理由に、その申立に根拠がないと考えられるべきではない。国際保護の申請者が過去に迫害を受けている場合、当該申請者が晒された可能性がある過去の如何なる迫害についても特別の考慮が払われる必要がある。

1951 年条約は、国際保護体制の基盤をなすものである。1951 年条約における難民の地位の基準は、その基準を満たす個人または集団が同条約の下で正当に認定されて保護を受けるよう解釈されるべきである。地域的難民文書⁴に規定されているより広い難民基準の下での国際保護や、補充的保護⁵または普遍的・地域的人権規範から派生するルフールマン（送還）からの保護⁶を含むその他の形態の国際保護は、例えば、恐れられる迫害が条約上の理由によるものではないと判断されたか、そのほか 1951 年条約上の定義を適用するための基準が満たされないことを理由に、難民申請者が 1951 年条約の難民認定基準を満たしていないと判断された場合にのみ、考慮されるべきである。

国内避難または移住の選択可能性 (IFA/IRA)

UNHCR は、シリアに広まっている状況、特に、多数の複雑な紛争や不安定な治安情勢、深刻度の高い人権違反・侵害の報告、背景や出身が異なる人々への根強い疑念に照らして、国内避難または移住の選択可能性 (IFA/IRA) に基づいてシリア出身者に対する国際保護を否定することは、諸国にとって適切であるとは考えない。移住先の候補とされる地域で当該個人が深刻な危害に晒される新たなおそれがあるならば、それが生命や安全、自由または健康に対する重大な危険性という形態、または深刻な差別という形態であろうとなかろうと、1951 年条約上の理由のいずれかと連関を有してい

⁴ 地域的な難民認定基準については、以下を参照のこと：Organization of African Unity (OAU), *Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa* (“OAU Convention”), 10 September 1969, 1001 U.N.T.S. 45, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>; Regional Refugee Instruments & Related, *Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama*, 22 November 1984, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html>; Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO), *Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees* (“Bangkok Principles”), 31 December 1966, <http://www.refworld.org/docid/3de5f2d52.html>.

⁵ 補充的保護については、以下を参照のこと：European Union: Council of the European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on Standards for the Qualification of Third-Country Nationals or Stateless Persons as Beneficiaries of International Protection, for a Uniform Status for Refugees or for Persons Eligible for Subsidiary Protection, and for the Content of the Protection Granted (Recast)*, 20 December 2011, OJ L 337/9-337/26; 20.12.2011, 2011/95/EU, <http://www.refworld.org/docid/4f197df02.html>.

⁶ 例えば、以下を参照のこと：UN General Assembly, *Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, 10 December 1984, United Nations, Treaty Series, Vol. 1465, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3a94.html>, p. 85; UN General Assembly, *International Covenant on Civil and Political Rights*, 16 December 1966, United Nations, Treaty Series, Vol. 999, p. 171, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3aa0.html>; Council of Europe, *European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, as Amended by Protocols Nos. 11 and 14*, 4 November 1950, ETS 5, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3b04.html>.

るかどうかにもかかわらず、妥当性の要件は満たされない⁷。たとえ妥当性の要件が満たされる例外的状況であっても、広範に及びかつ過酷な人道危機、住宅と基本インフラの甚大な破壊、そしてシリアにおける IDPs が 630 万人以上に及ぶ大規模な国内強制移動の中で、基本的な生存手段を確保するためにシリア人が困難に直面していることに鑑みると、合理性の要件が IFA/IRA の適用の障害となる。

適用除外の検討

特に 2011 年 3 月の紛争開始以降の、違法と報告されている市民と保護対象物への攻撃、殺人、略式処刑、拷問およびその他の形態の不当な取り扱い、誘拐、人質拘束、レイプおよびその他の形態の性暴力、強制移動および子どもの徴集・使用などの、シリアにおける重大な人権侵害と IHL 違反に鑑みると、1951 年条約第 1 条 F の下での適用除外の検討が、シリア出身の難民申請者による個別申請において生じる場合がある。

強制送還の一時的停止

最後に、シリア全域が一つまたは複数の紛争によって直接的または間接的に影響を受けていると報告されるため、UNHCR は、諸国に対し、シリア国民とシリアに常居所を有していた者（かつてシリアに居住していたパレスチナ人を含む）を強制的に送還しないよう求める。

⁷ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 23 July 2003, HCR/GIP/03/04, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>, para. 20.

II. 2016年以降のシリアにおける主な展開

A. 紛争・治安情勢と最近の政治的展開

緊張緩和合意を通じて暴力を減らす努力が払われてきたにもかかわらず⁸、シリアのほぼ全域が異なる国家・非国家主体間の暴力に巻き込まれ続けており、その紛争は部分的に重なり合っており、ますます様々な地域的・国際的勢力が関与するようになってきている。シリア政府軍¹⁰、「イラクとシャームのイスラム国」（以下、ISIS）集団¹¹、反政府武装集団¹²、クルド人が多数派を占める人民防衛隊（YPG）

⁸ 下記 11-13 頁を参照。

⁹ 「（略）衝突が継続し、特にシリア・アラブ共和国東部の ISIL の拠点を標的とする軍事作戦によって、一般市民の死亡・強制移動や民用インフラの破壊がもたらされ続けた。北東部の地域における反 ISIL 作戦に加え、政府軍・政府派の部隊と、非国家の反体制派武装集団との間の空爆や砲撃、銃撃などを含む戦闘と衝突が、ダラア、クネイトゥラ、ダマスカス郊外、ダマスカス、アレッポ、イドリブ、ラタキア、ホムス、ハマの各行政区画において報告された。シリア民主軍 [SDF] と非国家の反体制派武装集団との間の衝突は、アレッポ行政区画でも報告された」；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 4. 「シリアは、現在、一連の武力紛争に従事している。第一に、シリア政府は、多様な反乱集団に対する複数の非国際的武力紛争に従事している。第二に、議論の余地があるとはいえ、シリアと米国が率いる国際的な有志連合の構成国およびトルコとの間の国際的武力紛争がある。トルコによるシリア北部の地域の軍事占領がなされているともいえる。最後に、シリアの領域の一部であるゴラン高原は、イスラエルによって占領されている」；The Geneva Academy/RULAC, *Syria*, last updated 12 September 2017, <http://bit.ly/2eKf6Ld>. 「アスタナでの緊張緩和協定によって若干の暴力の減少がもたらされたものの、同国の様々な地域で異なる力学が展開しており、シリアの紛争は、依然として深く寸断されている。国外の勢力による関与の増加は、局所的和平のための若干の機会をつくり出してはいるものの、それらの勢力が相対立する目的を持っていることから不和の種を運び入れている」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 8 August 2017, A/HRC/36/55, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html> (以下、UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>), para. 17. 以下も参照のこと：Council on Foreign Relations (CFR), *Global Conflict Tracker*, last updated 26 October 2017, <http://on.cfr.org/2uZqvhD>; Al Jazeera, *Syria's Civil War Explained from the Beginning*, 1 October 2017, <http://bit.ly/2ackluB>.

¹⁰ 「政府軍」という用語は、特に明記しない限り、シリア国軍と治安当局・情報局のほか、国民防衛隊（NDF）、人民委員会、「シャビーハ」（その用語は一概に用いられないことが多いものの、シリアの「政府派の」部隊全体を包括的に指す用語として用いられる）など、程度の差はあるが政府と関係があるか政府に代わって行動している政府派の武装集団、ロシア軍、ならびにヒズボラやイラクその他のシリア派民兵などの外国の政府派集団を含む。例えば、以下を参照のこと：Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR), *Syria: Monthly Human Rights Digest - September 2017*, 6 October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db24594.html>, p. 3; CFR, *Who's Who in Syria's Civil War*, last updated 28 April 2017, <http://on.cfr.org/2tkoEBO>; Los Angeles Times, *Who Controls Syria?*, 7 April 2017, <http://fw.to/8yWwvtU>.

¹¹ 「イラクとシャームのイスラム国（ISIS）」（アラビア語：Ad-Dawlah Al-Islāmiyyah fi Al Iraq wa Al-Sham）は、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」としても知られており、「イスラム国（IS）」と自称している。ISIS は、安全保障理事会決議 2170 号（2014 年）により、テロリスト組織に指定された；UNSC, *Security Council Resolution 2170 (2014) [on Threats to International Peace and Security Caused by Terrorist Acts by Al-Qaida]*, 15 August 2014, S/RES/2170 (2014), <http://www.refworld.org/docid/53f729b84.html>. 以下も参照のこと：RAND Corporation, *The Islamic State (Terrorist Organization)*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2y190wV>; Stanford University, *Mapping Militant Organizations: The Islamic State*, last updated 23 October 2017, <http://stanford.io/2vUz9cm>.

¹² 「反政府武装集団」という用語は、暴力的手段を通じてシリア政府を転覆することを主要な目標とする様々な非国家武装集団・同盟を指す。それらは、特に次を含む：

- ・**シリア征服戦線**。ジハード派サラフィー主義集団であるシリア征服戦線（2016 年 7 月まではヌスラ戦線/JAN として知られる）は、表向きには 2016 年 7 月にその母体組織から分裂したものの、アルカイダ関連組織と広く考えられ続けている。2017 年 1 月下旬、シリア征服戦線は、4 つの他のイスラム教組織（ヌッラディーン・ザンキー運動、ハック旅団、アンサール・ディーン旅団、ジャイシュ・アル・スンナ）と合併し、シャーム解放委員会を結成した。シリア征服戦線は、イデオロギー的・政治的な相違にもかかわらず、他の反政府武装集団と協調して大規模な作戦を遂行している。米国による空爆の標的にもなっている；Stanford University, *Mapping Militant Organizations: Hay'at Tahrir al-Sham (Formerly Jabhat al-Nusra)*, 14 August 2017, <http://stanford.io/23KQZvx>; Wilson Center, *Al Qaeda's Latest Rebranding: Hay'at Tahrir al Sham*, 24 April 2017, <https://shar.es/1VDz95>. シリア征服戦線は、安全保障理事会決議 2170 号（2014 年）によって指定されたように、テロリスト集団とみなされ続けている；UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations in the Syrian Arab Republic*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, A/HRC/34/CRP.3, <http://www.refworld.org/docidb/58c80d884.html> (以下、UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>), footnote 14.

- ・**アハラール・アル・シャーム**。2017 年 1 月に結成されたサラフィー主義武装集団の連合。アハラール・アル・シャームの指導者/構成員の一部は、2017 年 1 月に離脱し、HTS に加わったと伝えられる；以下を参照のこと：Stanford University, *Mapping Militant Organizations: Ahrar al-Sham*, updated 5 August 2017, <http://stanford.io/1mTGww8>; Reuters, *Facing Jihadist Attack, Syrian Rebels Join Bigger Faction*, 26 January 2017, <http://reut.rs/2jUHGwC>.

- ・**ジャイシュ・アル・イスラム**。シリア政府と戦うイスラム主義部隊とサラフィー主義部隊の連合。以下を参照のこと：Stanford University, *Mapping Militant Organizations: Jaysh al-Islam*, updated 31 August 2017, <http://stanford.io/2fnlin6>.

- ・**自由シリア軍（FSA）**の関連集団。アサド大統領を追放するという共通目的を掲げる数十の武装集団の緩やかな連合。例えば、以下を参照のこと：Brookings, *The Free Syrian Army: A Decentralized Insurgent Brand*, November 2016, <http://brook.gs/2fadx48>. 様々な反政府武装集団に関する更なる情報については、以下を参照のこと：Al Jazeera, *Who Are Syria's Opposition Alliances?*, 10 October 2017, <http://aje.io/6trx9>; Bellingcat, *Factions Fighting in the Syrian Civil War*, 29 April 2017, <http://bit.ly/2vwBygK>; CFR, *Who's Who in Syria's Civil War*, last updated 28 April 2017, <http://on.cfr.org/2tkoEBO>.

／シリア民主軍（SDF）¹³を含む紛争当事者が、国内の様々な地域を支配したり影響を及ぼしていくにつれ同国は深く分断されている、と報告される¹⁴。シリアにおける紛争は、あらゆる紛争当事者による IHL と国際人権法の重大な違反に特徴づけられている¹⁵。

戦闘の激しさは、関係勢力やそれらの戦略上の目的、現地のあるいはより大きな紛争力学に応じて地域毎に異なっている。本セクションの残りの部分では、2016 年以降の紛争当事者と主な紛争の展開について概観する。

伝えられるところでは、シリア政府軍は、2016 年から 2017 年にかけて、反政府武装集団と ISIS それぞれから同国の相当部分を奪還した。2016 年 12 月にはシリア最大の都市アレッポを奪還し、ISIS の 3 年間にわたる包囲攻撃を突破した後の 2017 年 9 月には北東部のデリゾール市を奪還した¹⁶。本書執筆時点で、シリア政府軍は、首都ダマスカスとその周辺地域の大部分、アレッポ、ホムス、ハマ、ダラア市の一部を含む全主要都市の中心部、レバノンとの国境周辺地域の大部分、ラタキア行政区とタルトゥース行政区を含む沿岸地域などを支配している¹⁷。

報じられるところによると、ISIS は、現地のあるいは国際的な諸勢力から一層強い圧力を受けるようになっており、主としてアレッポ・デリゾール・ラッカ行政区域、ホムス・ハマ郊外、およびシリアーレバノン国境沿いにおける領域や国境検問所、供給ラインの相当部分に対する支配を失った¹⁸。2016 年 11 月以降、SDF は、2014 年に ISIS がその首都と自ら宣言したラッカ市に徐々に進軍していった。2017 年 10 月 20 日には「ラッカの完全解放」を SDF が宣言した¹⁹。本書執筆時点で、ISIS は、

¹³ SDF は、人民防衛隊（YPG）および民主連合党（PYD）の軍事部門（同党は、2012 年 7 月に政府軍が撤退した後、クルド人が多数派を占める地域における主要な政治勢力党となった）、アラブ諸部族、アッシリア人民兵、FSA 関連派閥から構成される同盟である。報告によると、YPG は、SDF の作戦において主導的役割を果たしている。トルコは、同集団とクルド労働者党（PKK）とのつながりが報じられていることから、YPG をテロリスト組織とみなしている。SDF は、国際的な有志連合の支援の下に、主に ISIS と戦っている；Los Angeles Times, *Confused by All Those Groups Fighting in Syria?*, 23 July 2017, <http://fw.to/2NJBdGc>; CFR, *Who's Who in Syria's Civil War*, last updated 28 April 2017, <http://on.cfr.org/2rk7vYe>; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, footnote 16; Institute for the Study of War (ISW), *The Road to Ar-Raqqa: Background on the Syrian Democratic Forces*, 22 November 2016, <http://bit.ly/2nBOvIQ>; Syria Deeply, *Origins of the Syrian Democratic Forces: A Primer*, 22 January 2016, <http://bit.ly/2kQxm3c>.

¹⁴ 支配地域に関する地図については、以下を参照のこと：Al Jazeera, *Syrian Civil War Map*, 29 October 2017, <http://aje.io/zk7f>; ISW, *Syria Situation Report: October 10 - 24, 2017*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2xtRUFb>; BBC, *Islamic State and the Crisis in Iraq and Syria in Maps*, 21 October 2017, <http://bbc.in/1nbXXmb>.

¹⁵ 「これまでと同様に、市民の死傷者数の多さが、依然として無差別攻撃の禁止と均衡性原則および予防原則の違反が継続しているという強い兆候となっている。（略）OHCHR は、政府軍やその同盟勢力、非国家の反体制派武装集団、および安全保障理事会に指定されたテロリスト集団など、多くの紛争当事者によってなされた疑いのある事件を記録している」；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S / 2017/794, available at: <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, paras 15, 16. 下記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」（セクション II.C）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹⁶ Reuters, *Syrian Army Captures Islamic State Position, Eyes Final Stronghold*, 26 October 2017, <https://reut.rs/2z8SfSf>; Financial Times, *Syrian Government Forces Claim Recapture of Mayadeen*, 14 October 2017, <http://on.ft.com/2yKpUSr>; Agence France-Presse (AFP), *Syria Army Ousts ISIS from all of Hama Province*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2xj58Uu>; The Washington Post, *Syria Troops Close to Surrounding IS in Eastern City*, 27 September 2017, <http://wapo.st/2y1XHot>; Voice of America, *Syrian Army Gains Ground on Jordan Border in Southwest*, 10 August 2017, <http://bit.ly/2hNj6LV>; Al Jazeera, *Syrian Army Takes ISIL-Held Town of Al-Sukhna in Homs*, 6 August 2017, <http://aje.io/dr4mq>; Reuters, *Syrian Army Takes more Oil Fields from Islamic State in Raqqa and Eastern Desert*, 15 July 2017, <http://reut.rs/2v4wSwu>; Al-Monitor, *Syrian Regime Clears last IS Bastion in Aleppo Province*, 9 June 2017, <http://almon.co/2vjip>; BBC, *Syria Conflict: Government Regains Full Control of Homs*, 22 May 2017, <http://bbc.in/2r9zLxd>; USA Today, *Syrian Forces Retake Roman-Era City of Palmyra*, 2 March 2017, <http://usat.ly/2mwoy2E>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 2 February 2017, A/HRC/34/64, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html> (以下、UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>).

¹⁷ Al Jazeera, *Syria's Civil War Explained from the Beginning*, 1 October 2017, <http://bit.ly/2ackluB>. 支配地域に関する地図（上記脚注 14）も参照のこと。

¹⁸ AFP, *Syria Army Ousts ISIS from all of Hama Province*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2xj58Uu>; AFP, *US-Backed Force Takes 90 Percent of Syria's Raqqa from ISIS*, 20 September 2017, <http://bit.ly/2z1Yp5U>; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S / 2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, paras 4, 6, 9, 13; Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights, *Non-International Armed Conflicts in Syria*, last updated 26 October 2017, <http://bit.ly/2wNUlwn>; USA Today, *ISIS Losses in Syria Bolster Assad's Ability to Reclaim Control*, 7 September 2017, <https://usat.ly/2eOAA3G>; Al Jazeera, *Offensives Target ISIL on Lebanon-Syria Border*, 19 August 2017, <http://aje.io/d2pgl>; Al Jazeera, *Syrian Army Takes ISIL-Held Town of al-Sukhna in Homs*, 6 August 2017, <http://aje.io/dr4mq>. 支配地域に関する地図（上記脚注 14）も参照のこと。

¹⁹ 本書の執筆時点では、この軍事攻勢の終焉までに大規模に破壊され、ほとんどの住民がいなくなった同市においていかに行政が行われるかは不明である；Al Jazeera, *What Will Happen to Post-ISIL Raqqa?*, 17 October 2017, <http://aje.io/m9tr>. 以下も参照のこと：CNN, *Raqqa: SDF Declared 'Total Liberation' of ISIS Stronghold*, 20 October 2017, <http://cnn.it/2iox7i>; The New York Times, *Raqqa, ISIS 'Capital,' Is Captured, U.S.-Backed Forces Say*, 17 October 2017, <https://nyti.ms/2kVz7AV>; <http://bbc.in/2ytdqvg>; Reuters, *Syrian Militias Aim to Push Islamic State Out of*

アブ・カマル町（デリゾール行政区域）、デリゾール市とシリアーイラク国境間に位置するユーフラテス溪谷沿いの広大な無人地帯、ホムス行政区域の一部、ヤルムーク（ダマスカス行政区域）、および、その関連団体である Khaled bin Al-Waleed 軍を通じて、シリア南西部の支配を維持している²⁰。

本書執筆時点では、一連の反政府武装集団が、一様なイデオロギー的・政治的背景を抱え、同盟・連合関係を変化させながら²¹—主にイドリブ行政区域、アレッポ行政区域の郊外の一部、ホムス行政区域とハマ行政区域の北部、南部のダラア行政区域とクネイトウラ行政区域、ダマスカス郊外行政区域の一部で活動し続けていると伝えられる²²。トルコとシリアの反政府武装集団は、「ユーフラテスの盾」作戦が開始された 2016 年 8 月以降、シリア北部のジャラブルスとアザーズの上に位置する地域の実質的な支配権を、ISIS から奪取した²³。政府および ISIS に対する戦闘に加え、対立し合う武装集団同士が権力や領域、政治的／イデオロギー的な相違をめぐって戦闘を繰り返していると報じられる²⁴。2017 年 7 月に高まった緊張は、最も強い勢力を誇る反政府武装集団の二つであるアハラール・アル・シャームとシャーム解放委員会（HTS）（シリア征服戦線によって統制されるアルカイダ関連同盟）との戦闘を激化させている。前者がイドリブ市とバブ・アル・ハワ国境検問所（トルコとの国境）から撤退した後、HTS はイドリブ行政区域の大部分とその周辺の反体制派支配地域において、その支配的立場をさらに強固にした²⁵。

YPG は、シリアートルコ国境沿いの事実上のクルド人自治区（すなわち、ハサカ、コバニ（アイン・アルアラブ）、アフリンの「諸地域」）においてその支配を固めていると報告される。YPG は、SDF の傘下において、かつて ISIS に占拠されていた領域（2016 年にはマンビジとタル・リファット（共にアレッポ行政区域）および、シャダディ（ハサカ行政区）²⁶、2017 年 10 月 20 日にはラッカ市²⁷を含む）も掌握した。2017 年 9 月以降、SDF とその同盟勢力は、政府軍による攻勢とは別の攻撃にお

Raqqa Within a Month, 25 September 2017, <https://reut.rs/2xqnuXS>; Reuters, U.S.-Backed Syrian Alliance Declares Attack on Islamic State in Raqqa, 6 November 2016, <http://reut.rs/2fueZP4>.

²⁰ Reuters, Syrian Army Captures Islamic State Position, Eyes Final Stronghold, 26 October 2017, <https://reut.rs/2z8SfSf>; Syria Direct, Why Is an Islamic State Affiliate Quietly Ruling Unchallenged in a Corner of Syria's South?, 28 September 2017, <http://bit.ly/2z0SD23>; The Guardian, Retreating ISIS Fighters Prepare for 'Last Stand' in Syria, 8 September 2017, <http://bit.ly/2jci8cH>; The Independent, ISIS Affiliated Fighters Have Seized Syrian Territory near the Israeli Border in a Surprise Attack, 21 February 2017, <http://ind.pn/2kUNVe7>.

²¹ 「多数の多様な武装集団が政府やイスラム国集団と戦闘している。そのほとんどは現地レベルで活動しており、シリア全体またはその一部で拡散し、変容し続けているより広い同盟網・連合網に属している」；Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights, *Non-International Armed Conflicts in Syria*, last updated 26 October 2017, <http://bit.ly/2wNUIwn>. 上記脚注 12 も参照のこと。

²² 支配地域に関する地図（上記脚注 14）を参照のこと。

²³ 2016 年 8 月 24 日、トルコは、国連安全保障理事会の議長に書簡を提出した（S/2016/739）。同書簡は、国連憲章第 51 条を援用し、ISIS 支配下にあるシリア北部地域において「トルコは 2016 年 8 月 24 日未明に軍事作戦を開始している」と議長に通知した；UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, footnote 3. 以下も参照のこと；Al-Monitor, *Border Crossings Bring in Cash for Free Syrian Army Factions*, 28 September 2017, <http://almon.co/2xfk>; Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights, *Military Occupation of Syria by Turkey*, last updated 20 October 2017, <http://bit.ly/2uM7qtW>.

²⁴ UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 13; IRIN, *Black Flags over Idlib: The Jihadi Power Grab in Northwestern Syria*, 9 August 2017, <http://bit.ly/2vRZDjj>; Syria Deeply, *In Besieged Eastern Ghouta, Rebel Infighting Increases Civilian Suffering*, 1 August 2017, <http://bit.ly/2yNsEva>; Chatham House, *Why Ahrar al-Sham Couldn't Stand Up to HTS's Attack in Idlib*, August 2017, <http://bit.ly/2fL7JDQ>; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 9; Al Jazeera, *Idlib's Rebel Split: A Crossroads for Syrian Opposition*, 2 February 2017, <http://aje.io/1st6>; Washington Institute for Near East Policy, *Status of the Syrian Rebellion: Numbers, Ideologies, and Prospects*, Policy Watch 2727, 22 November 2016, <http://washin.st/2mDWboA>; Syria Deeply, *Ghouta Infighting Challenges Jaish Al-Islam's Rule*, 1 June 2016, <http://bit.ly/2n6SluB>; Carnegie Middle East Center, *An Islamist Experiment: Political Order in the East Ghouta*, 18 April 2016, <http://ceip.org/2n9yuRd>.

²⁵ この撤退は、アハラール・アル・シャームと HTS との間の停戦協定に続くものであったが、同停戦協定は双方の当事者によって断続的に破られてきたと伝えられる；Al-Monitor, *Hayat Tahrir Al-Sham Plots Its Next Move in Northern Syria*, 7 August 2017, <http://almon.co/2wh9>. 以下も参照のこと；Jamestown Foundation, *After Raqqa: The Next Jihadi Stronghold in Syria*, 22 September 2017, <http://www.refworld.org/docid/59cb614f4.html>; IRIN, *Black Flags over Idlib: The Jihadi Power Grab in Northwestern Syria*, 9 August 2017, <http://bit.ly/2vRZDjj>; Vice News, *Al Qaeda Is Thriving in Syria's Chaos*, 8 August 2017, <http://bit.ly/2viTI3Q>; Reuters, *U.S. Says 'Grave' Consequences if Syria's al Qaeda Dominates Idlib Province*, 3 August 2017, <http://reut.rs/2vqPKIx>; Chatham House, *Why Ahrar al-Sham Couldn't Stand Up to HTS's Attack in Idlib*, August 2017, <http://bit.ly/2fL7JDQ>; Al Jazeera, *Hay'et Tahrir al-Sham Take Control of Syria's Idlib*, 24 July 2017, <http://aje.io/ja917>.

²⁶ 支配地域に関する地図（上記脚注 14）を参照のこと。

²⁷ 上記脚注 19 を参照のこと。

いて、北東部からもデリゾール行政区域へ侵攻していった²⁸。2017年7月には、YPGとトルコに後援される部隊との間の緊張の高まりが、シリア北西で断続的な戦闘に激化したと伝えられる²⁹。

2012年以降、シリア政府と反体制派は、2012年のジュネーブ・コミュニケの枠組³⁰の下、国連の仲介による（和平）交渉に参加している。本書執筆時点では、双方の側が同協定の異なる解釈を採っており、交渉はなお成果を上げていない³¹。政府と反政府武装集団との間の敵対行為の停止のために2016年以降複数国に主導されたイニシアティブは、実施機構と説明責任を果たすための仕組みを備えておらず、現地では限定的な効果しか上げていないと伝えられる³²。2016年12月29日、ロシアとトルコは、2017年1月下旬のカザフスタンのアスタナにおける和平会合を受けて新たな停戦協定を公表した³³。国際連合（UN）安全保障理事会は、2016年12月31日、ロシア・トルコのイニシアティブを支持する決議を全会一致で採択した³⁴。その後、アスタナで開催された3ラウンドにわたる和平会合は、ほとんど成果を上げないまま終了したと報告されている³⁵。アスタナ会合の第4ラウンドは、「シリア・アラブ共和国の緊張緩和地帯の創設に関する覚書」の締結という成果をもたらし、イラン、ロシア、トルコによって2017年5月4日に署名された。同覚書は、まず半年間、反政府武装集団に占拠される地域の中に隣り合わない4カ所の緊張緩和地帯（イドリブ行政区域と隣接地域（アレppo・ハマ・ラタキヤ行政区域の一部）、ホムス行政区域北部の一部、ダマスカスの東グータ地区（ダマスカス郊外行政区域）、シリア南部におけるヨルダン国境沿い地域（ダラア・クネイトゥラ行政区域の一部））を設置する旨規定している。同覚書は、緊張緩和地帯においてシリア政府軍と反政府武装集団との間の敵対行為（空爆を含む）を停止させ、人道的アクセスや医療支援、避難を余儀なくされた市民の帰還、被害を受けたインフラの復旧のための条件をつくり出すことを要請する³⁶。シリア政府もシリアの反体制派の諸代表も同覚書には署名しなかった³⁷。それ以前のイニシアティブと同様、ISISとアルカイダ関連集団は同協定から明示的に除外されている³⁸。2017年7月には、

²⁸ Syria Deeply, *Mapping the Battle Against ISIS in Deir Ezzor*, 26 September 2017, <http://bit.ly/2yqyipi>; The National, *US-Backed Forces, Syrian Army Advance Separately on ISIL in Deir Ezzor*, 9 September 2017, <http://bit.ly/2konnHa>.

²⁹ ISW, *Syria Situation Report: July 13 - July 20, 2017*, 20 July 2017, <http://bit.ly/2vVQvtc>; Al-Monitor, *Turkish-YPG Clashes Rage Around Critical Sites in Northern Syria*, 17 July 2017, <http://almon.co/2w4r>; Reuters, *Exclusive: Kurdish YPG Militia Expects Conflict with Turkey in Northern Syria*, 5 July 2017, <http://reut.rs/2sHo55Y>.

³⁰ Action Group for Syria, *Final Communiqué*, 30 June 2012, <http://bit.ly/1frv9nv>. 以下も参照のこと：UN Office at Geneva, *Intra-Syrian Talks - Key Dates of the Peace Process*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2zhwVds>.

³¹ 2017年7月中旬にジュネーブで行われた国連主導のシリア和平協議の第7ラウンドも突破口を見出すことなく閉会したと伝えられる。本書執筆時点では、各当事者は2017年11月28日に再召集される予定である；UN Secretary-General, *Briefing to the Security Council by Staffan De Mistura, Special Envoy to the Secretary-General [as Delivered]*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2gXhD2d>; UN News Centre, *Syria Talks End with 'Incremental Progress' but 'no Breakthrough' - UN Envoy*, 15 July 2017, <http://bit.ly/2xNmMkk>.

³² UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 8; Global Centre for the Responsibility to Protect, *Syria, R2P Monitor*, Issue 34, 15 July 2017, <http://bit.ly/2gMvR94>, p. 2; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 7; UN News Centre, *Syria: Security Council Unites in Support of Russia-Turkey Efforts to End Violence, Jumpstart Political Process*, 31 December 2016, <http://bit.ly/2uGFTLA>; BBC, *Syria War: Aleppo Ceasefire Ends with Clashes*, 22 October 2016, <http://bbc.in/2f3ooR9>; Deutsche Welle (DW), *Syrian Army Declares End of Ceasefire*, 19 September 2016, <http://bit.ly/2ls5GqA>; BBC, *Syria War: Cessation of Hostilities Comes into Effect*, 12 September 2016, <http://bbc.in/2cli04R>; Associated Press, *Fierce Fighting near Aleppo as Syria Cease-Fire Starts to Unravel*, 2 April 2016, <http://cbsn.ws/1pUaBgP>; UN, *Security Council Endorses Syria Cessation of Hostilities Accord, Unanimously Adopting Resolution 2268 (2016)*, 26 February 2016, <http://bit.ly/2fEFiar>.

³³ UN Security Council, *Letter Dated 29 December 2016 from the Permanent Representative of the Russian Federation to the UN and the Chargé d'Affaires a.i. of the Permanent Mission of Turkey to the UN Addressed to the UN SG and the President of the UN SC (S/2016/1133)*, 29 December 2016, <http://bit.ly/2hWPQ0I>.

³⁴ UN Security Council, *Security Council Supports Russian Federation-Turkey Efforts to End Violence in Syria, Jump-start Political Process, Adopting Resolution 2336 (2016)*, SC/12663, 31 December 2017, <http://bit.ly/2hAmapp>; UN Security Council, *Security Council Resolution 2336 (2016) [on the Situation in the Middle East (Syria)]*, 31 December 2016, S/RES/2336 (2016), <http://www.refworld.org/docid/586e43870.html>.

³⁵ Reuters, *Syria Peace Talks in Astana Close with no Sign of Rebels*, 15 March 2017, <http://reut.rs/2nmeWfX>; Voice of America, *Astana Talks on Syria to Continue Despite Setbacks*, 18 February 2017, <http://bit.ly/2uuKDrz>; Reuters, *As Talks Falter, Moscow Finds Brokering Syria Peace Trickier than Waging War*, 16 February 2017, <http://reut.rs/2lmZ0sz>.

³⁶ Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, *Memorandum on the Creation of De-Escalation Areas in the Syrian Arab Republic*, 6 May 2017, <http://bit.ly/2q7yOFz>. 報告によると、250万人以上がこれらの緊張緩和地帯で生活していると考えられる；Al Jazeera, *Syria's 'De-Escalation Zones' Explained*, 4 July 2017, <http://aje.io/twh6>. 以下も参照のこと：Voice of America, *New Cease-Fire in Syria Holds, Observers Report*, 3 August 2017, <http://bit.ly/2u5GblE>; IRIN, *Can a Deal in Astana Wind Down the Six-Year Syrian War?*, 5 May 2017, <http://bit.ly/2uCyqB9>; UN, *Secretary-General, Encouraged by Agreement on De-escalating Violence in Syria, Stresses Need to See It Actually Improve Lives of Citizens*, 4 May 2017, <http://bit.ly/2wAehZQ>.

³⁷ NPR, *Syrian Foreign Minister Says Damascus Supports Deal Creating 'De-Escalation Zones'*, 8 May 2017, <https://n.pr/2pnlInfi>; IRIN, *Can a Deal in Astana Wind Down the Six-Year Syrian War?*, 5 May 2017, <http://bit.ly/2uCyqB9>.

³⁸ The New York Times, *Syria Rejects U.N. Monitoring Role in 'De-Escalation Zones'*, 8 May 2017, <https://nyti.ms/2pY24NM>; VOX, *Russia Has a Plan for Winding Down Syria's War. Too Bad both Sides Want to Keep Fighting*, 5 May 2017, <http://bit.ly/2vLgnIA>.

ヨルダンとロシアと米国の間でシリア南西部に関する緊張緩和協定が合意され、2017年7月9日に停戦が発効した³⁹。2017年7月22日、ロシアと反政府武装集団も東グータ（ダマスカス郊外）に関する緊張緩和協定を公表し、2017年8月24日の主要な反政府武装集団間の停戦協定の署名につながった⁴⁰。その後、2017年8月上旬には、ロシアがホムス行政区域の北部郊外地域に関する緊張緩和協定を発表し、政府軍と反政府武装集団との間で停戦協定が発効した⁴¹。2017年9月中旬のアスタナ会合第6ラウンドは、これらの3カ所の緊張緩和地帯とシリア北西部における4つ目の緊張緩和地帯を規定する協定の署名に至ったと伝えられている⁴²。保証国であるロシア・トルコ・イランは、「紛争当事者間の事件や衝突を防止するため⁴³」に「緊張緩和監視部隊」をシリア北西部の国境沿いの地帯に配備することを公表した。これら緊張緩和地帯の一部では、暴力の激しさは、識別できる程度には軽減されていることが認められたものの、他の地域では違反が生じ、戦闘が継続・激化していると報告されており⁴⁴、2017年の内9月は市民の死者が最も多く出た月であったと伝えられる⁴⁵。さらに、緊張緩和地帯は創設されたものの、未だ人道的アクセスの継続的な増加には至っていないとも報じられる⁴⁶。

全国的・地域的に敵対行為を減少させていこうとする上記の試みに並行して、一部の地域では政府軍と反政府武装集団との間に不安定な局所的停戦協定が結ばれ、現地での戦闘の縮小に至ったと伝えられる⁴⁷。そうした局所的な協定は、それらの地域からの反政府勢力の戦闘員や市民の部分的・全体的な退避を伴うようになってきており、大部分がイドリブ・アレppo行政区域の反政府武装集団

³⁹ 2017年7月上旬のハンブルグでのG20サミットに合わせ、米国とロシアは、ヨルダンと共に、シリア南西部（ダラア行政区域やクネイトゥラ行政区域、スワイダ行政区域の一部を含む）における停戦に合意し、同停戦は2017年7月9日に発効した；Al-Monitor, *US, Russia Agree on Ceasefire in South Syria from Sunday: Lavrov*, 7 July 2017, <http://bit.ly/2uukQj8>; American Broadcasting Company (ABC), *US, Russia and Jordan Agree to Southwest Syria Cease-Fire*, 7 July 2017, <http://abcn.ws/2sPnSOk>.

⁴⁰ UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 3; Reuters, *Syrian Rebels near Damascus Brace for Expected Army Assault on Last Enclave*, 8 August 2017, <https://reut.rs/2hGjgQD>; Al Jazeera, *Russia: New Ceasefire Deal Agreed in Syria's Ghouta*, 23 July 2017, <http://aje.io/6buc3>.

⁴¹ 同協定は、数十の小さなコミュニティと共に、タルビセやラスタン、ホウラの町を対象に含めている；Associated Press, *Russian Military Police Deploy North of Syrian City of Homs*, 4 August 2017, <http://bit.ly/2vOBoTk>; BBC, *Syria War: Homs Ceasefire Deal Announced*, 3 August 2017, <http://bbc.in/2w9Xhti>.

⁴² Al Jazeera, *Final De-Escalation Zones Agreed on in Astana*, 15 September 2017, <http://aje.io/eus2n>. アスタナ会合の次のラウンドは、2017年10月31日に予定されている；Al Jazeera, *Syrian War: All You Need to Know about the Astana Talks*, 30 October 2017, <http://aje.io/hvp8h>; UN Secretary-General, *Briefing to the Security Council by Staffan De Mistura, Special Envoy to the Secretary-General [as Delivered]*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2gXhD2d>; Permanent Mission of the Russian Federation to the European Union, *Joint Statement by Iran, Russia and Turkey on the International Meeting on Syria in Astana 14-15 September 2017*, 18 September 2017, <http://bit.ly/2fUpVLz>.

⁴³ 本書執筆時点で、大部分がHTSの支配下にあるシリア北西部の緊張緩和地帯の履行に関する詳細は不明なままである。トルコ軍の情報源によると、2017年10月中旬、トルコはイドリブ行政区域に「監視所を設置し」、緊張緩和地帯を施行するために軍隊を配備した；Voice of America, *What Is Turkey Up to in Syria?*, 16 October 2017, <http://bit.ly/2gJhIXI>; Al Jazeera, *Turkish Troops Enter Northern Syria in New Operation*, 13 October 2017, <http://aje.io/m999y>; OHCHR, *Syria: Monthly Human Rights Digest - September 2017*, 6 October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db24594.html>, p. 3. 以下も参照のこと：Reuters, *Exclusive: Turkey to Deploy Troops Inside Syria's Idlib - Erdogan*, 21 September 2017, <https://reut.rs/2xUB0Ud>; Permanent Mission of the Russian Federation to the European Union, *Joint Statement by Iran, Russia and Turkey on the International Meeting on Syria in Astana 14-15 September 2017*, 18 September 2017, <http://bit.ly/2fUpVLz>.

⁴⁴ OHCHR, *Syria: Suffering of Civilians in Eastern Ghouta "an Outrage" - Zeid*, 27 October 2017, <https://shar.es/1PCbac>; 以下も参照のこと：Global Centre for the Responsibility to Protect, *Populations at Risk - Syria*, last updated 15 October 2017, <http://bit.ly/1elMEBr>; DW, *Renewed Fighting in Syria Intensifies, even in 'De-Escalation Zones'*, 5 October 2017, <http://p.dw.com/p/2llwM?tw>; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 3, Box 2/para. 2, para 11; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 7, 10, 17; Al Jazeera, *Syrian Army Bombs 'Safe Zones' Killing Civilians*, 10 August 2017, <http://aje.io/vj3kz>; Reuters, *Rockets, Gunfire Test New Russia-Backed Truce near Syria's Homs: Monitor*, 4 August 2017, <https://reut.rs/2wdb2Hm>.

⁴⁵ 「9月は、住宅地への攻撃により数百人が紛争に関連して死亡・負傷するに至っているとの報告が日常的にあり、2017年の中で最も多くの市民が死亡した月であった」；UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA), *Statement by Panos Moutzias, the Regional Humanitarian Coordinator for the Syria Crisis on the Recent Escalation of Violence in Syria*, 5 October 2017, <http://bit.ly/2iJbho>. 「暴力は、ラッカやデリゾール、アレppo郊外西部のみならず、多くの緊張緩和地域（例えば、イドリブやハマ郊外、東グータ）でも起きている。総合すると、2016年のアレppo戦以来、最悪レベルの暴力である」；International Committee of the Red Cross (ICRC), *Syria: Harrowing Civilian Losses in most Intense Violence since Battle for Eastern Aleppo*, 5 October 2017, <http://bit.ly/2kp5Sjj>.

⁴⁶ UN Secretary-General, *Briefing to the Security Council by Staffan De Mistura, Special Envoy to the Secretary-General [as Delivered]*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2gXhD2d>; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 42. 下記「人道状況」（セクション IIE）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁴⁷ European University Institute (EUI), *"Local Reconciliation Agreements" in Syria: a Non-Start for Peacebuilding*, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1I>, p. 1 (以下、EUI, *"Local Reconciliation Agreements"*, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1I>).

の支配地域へ退避している⁴⁸。複数の事案で、こうした協定が市民の強制移動につながっていると報じられている⁴⁹。住民が退避させられた地域の一部は、今では、かつての住民が帰還を許されない軍事地帯となっている⁵⁰。

シリア紛争に政治的解決策を見出そうとする国際社会の努力は未だに成果を上げておらず⁵¹、市民の死傷者の増加⁵²や国内外への大規模な避難⁵³、未曾有の人道危機⁵⁴など、シリア国民に壊滅的な結果をもたらしながら紛争が続いている。

B. 市民の死傷者

2011年以降の紛争の結果としての死者数は、推定では109,000人から500,000人に及んでいる⁵⁵。それに加え、数万人のシリア人が依然として行方不明になっていると伝えられる⁵⁶。人権侵害証拠収集

⁴⁸ 2016年中頃以降、イドリブ行政区域とアレppo郊外には、ダマスカス（ティシュリーン、カブーン、バルゼ）や、ダマスカス郊外（ダラヤ、Khan El-Shih、モアダミヤ・アッ・シャーム、クドサヤ、Hameh、マダヤ、ザバダニ、Al-Tall、ワディ・バラダ）、アレppo（アレppo市東部）とホムス（アル・ワエル）の各行政区域からの退避を含め、政府と反政府武装集団の間に締結された局所的協定の下で、政府が包囲した地域から退避した数千人の人々が押し寄せた。いわゆる「4つの町協定」の場合、反政府武装集団に包囲されていたフォアとケフラヤの町（イドリブ行政区域）からの市民と戦闘員の退避が含まれた。

⁴⁹ 「フォア、ケフラヤ、マダヤ、ザバダニの4つの町協定を含む局所的停戦協定は、包囲を終結させてきている。一部の停戦協定には、市民の強制移動をもたらすような退避協定が組み込まれた。そうした協定には、ダマスカス東部にあるバルゼ、カブーン、ティシュリーンと共に、「4つの町」の内の3つが含まれる。市民は、その自宅やコミュニティ、避難先を自発的に離れたものではなかった。むしろ、ほとんどの市民は、全く相談されることはなかった。彼らは他に選択肢がないと感じて離れており、留まるならば、報復を受けるだろうと恐れていた」；UN Human Rights Council, *Statement by Mr. Paulo Sérgio Pinheiro, Chair of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 18 September 2017, <https://shar.es/1VUD1u>。更なる情報とこれらの退避の多くが「強制移動」に該当することについては、「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—政府軍」（セクションII.C.1）、「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—シリア征服戦線を含む、反政府武装集団」（セクションII.C.3）、「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクションIII.A.1）および「宗教集団および少数民族集団の構成員」（セクションIII.A.8）ならびにそこに参照される情報源を参照のこと。

⁵⁰ EUI, “Local Reconciliation Agreements”, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1l>, p. 9。以下も参照のこと：Syria Comment (Blog), *Reconciliations: The Case of al-Sanamayn in North Deraa*, 27 April 2017, <http://bit.ly/2qotnRS>。

⁵¹ 「ISILとの戦争が目に見える成果を上げている一方、市民は紛争の矢面に立たされ続けている（略）。実際に戦場で活動する軍事勢力や代理で支援を受ける集団が増殖し続けており、一貫した政治的解決の達成を恐ろしく難しくするおそれがあった」；UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 14。

⁵² 下記「市民の死傷者」（セクションII.B）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

⁵³ 下記「強制移動と帰還」（セクションII.D）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

⁵⁴ 下記「人道状況」（セクションII.E）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

⁵⁵ シリアにおける死傷に関して、（誰が市民/文民であり誰が市民/文民でないか、に関して異なる定義を含め）異なる方法論に基づく複数のデータセットが存在しており、各情報源によって記録される総数は大きく異なる。人権侵害証拠収集センター（VDC）は、77,500人以上の男性、12,200人以上の女性、19,200人以上の子どもを含め、紛争に関連する暴力によって殺害された109,000人以上の市民の名前を記録している；VDC, *Killed*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/1qhkOfn>。シリア人権ネットワーク（SNHR）は、2011年3月から2017年9月1日までの間に殺害された212,700人以上の市民の死亡を記録している。この数字は、24,300人以上の女性と、26,000人以上の子どもを含んでいる。SNHR, *Civilian Victims' Toll*, last updated 1 September 2017, <http://sn4hr.org>。国連は、2014年初めに、アクセスの不足や、情報源に対する信頼が低下したことを挙げ、死傷者の集計を取り止めた。2017年8月、人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官ステイブン・オブライアンは、300,000人~500,000人のシリア人が紛争中に殺害されたとの推計を公表した；OCHA, *Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator, Stephen O'Brien, Statement to the Security Council on Syria*, 30 August 2017, <http://bit.ly/2hxN5VD>, p. 2；Time, *UN to Stop Updating Syria Death Toll*, 7 January 2014, <http://ti.me/1achNKN>。シリア人権監視団（SOHR）は、2017年7月15日までに、99,600人以上の市民（70,001人の男性、11,427人の女性、18,243人の子ども）を含む331,700人の死亡を記録した。SOHRは、政府に対して武器を取った人も「市民/文民」として数えている；SOHR, *About 475 Thousand Persons Were Killed in 76 Months of the Syrian Revolution and more than 14 Million Were Wounded and Displaced*, 16 July 2017, <http://www.syriahr.com/en/?p=70012>。シリア政策調査研究センター（SCPR）によると、2011年以降、470,000人が暴力によって殺害されている。SCPRによると、平均寿命が2010年の70.5歳から2014年の推定55.4歳へと落ちており、命の喪失が紛争の「最も壊滅的で可視的かつ直接的影響であった」；SCPR, *Confronting Fragmentation – Impact of Syrian Crisis Report*, 11 February 2016, <http://bit.ly/2iTMkdd>（以下、SCPR, *Impact of Syrian Crisis Report*, 11 February 2016, <http://bit.ly/2iTMkdd>）, pp. 8, 42, 61；The Guardian, *Report on Syria Conflict Finds 11.5% of Population Killed or Injured*, 11 February 2016, <http://bit.ly/29L6Juu>。以下も参照のこと：United States Congressional Research Service, *Counting Casualties in Syria and Iraq: Process and Challenges*, 12 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/57284db94.html>。ロンドンに拠点を置く人権団体であるシリアのパレスチナ人のための行動グループ（AGPS）によると、紛争は市民/文民と戦闘員の両方を含む3,600人のパレスチナ人の死をもたらした、そのほとんどがヤルムーク（ダマスカス）で死亡し、ダラヤ・キャンプがそれに続く。殺害された者の内460人以上が女性であると報告された；AGPS, *Victims Data Table*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2vsvyag>；AGPS, *Palestinians of Syria: October 24, 2017 Statistics*, 25 October 2017, <http://bit.ly/2z9g4cT>。

⁵⁶ SOHR, *About 475 Thousand Persons Were Killed in 76 Months of the Syrian Revolution and more than 14 Million Were Wounded and Displaced*, 16 July 2017, <http://bit.ly/2vaOKOB>；OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview: Syrian Arab Republic*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>（以下、

センター (VDC) の統計によると、最多の市民の死傷者が記録されたのはアレッポ行政区域であり、ついで、ダマスカス郊外、ホムス、イドリブ、ダラア、デリゾール、ハマ、ダマスカス、ラッカの各行政区域が続く⁵⁷。圧倒的多数の市民は空爆と砲撃によって死亡したものと報告される⁵⁸。過激派に支配される地域では、空爆が強化された結果、市民の被害者数の増加に対する懸念が高まっている⁵⁹。

多数の女性や子どもを含む市民の多くは、適切な医療の不足のため、感染性・非感染性の慢性疾患が原因となり若くして死亡していると伝えられる⁶⁰。さらに、最大 200 万人の人々が紛争の直接的な結果として負傷し、しばしば長期にわたる障害を負っていると報じられる⁶¹一方で、より多くの人々が、暴力や親族の喪失、強制移動、欠乏状態を経験したことで精神的に苦しめられている⁶²。

C. 人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反

複数の報告によると、紛争当事者は、人道に対する罪に相当する行為を含む戦争犯罪やその他の IHL の重大な違反ならびに人権法の重大な違反および侵害を犯し、広範囲にわたってその責任を免れて

OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 16; Al Jazeera, *The Disappeared of Syria*, 13 November 2016, <http://bit.ly/2eWF5Nd>; Al Jazeera, *Syria: Forced Disappearances*, 18 August 2016, <http://aje.io/mlfi>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 August 2016, A/HRC/33/55, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html> (以下、UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>), paras 78-86.

⁵⁷ 行政区域毎の市民の死者数については、以下を参照のこと：VDC, *Killed*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/1qhkOfN>.

⁵⁸ 英国に拠点を置く慈善団体である武力への行動 (AOAV) によると、シリアにおける空爆の結果としての市民の死者数は、2017 年の前半に、2016 年の同時期と比べて 42 パーセント増加した；AOAV, *Latest Figures Reveal Sharp Rise in Civilian Deaths from Airstrikes Globally*, 20 July 2017, <http://bit.ly/2vQM4wv>. 2011 年以降、VDC によって記録された市民の死者の大多数は、「軍用機による空爆」(31,318 人の市民の死)、「砲撃」(31,167 人の市民の死)、「銃撃」(20,757 人の市民の死)に起因するとされている。他の死因は、特に、「戦場での処刑」(9,016 人の市民の死)、拘禁中の拷問/処刑 (7,941 人の市民の死)とされている；VDC, *Killed*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/1qhkOfN>. SNHR によると、2016 年、空爆によって被害者総数の少なくとも 55 パーセントが殺害された一方で、重砲と戦車による砲撃によって 14 パーセントが殺害された；SNHR, *The Seven Main Parties that Kill Civilians in Syria in 2016*, 21 January 2017, <http://bit.ly/2lJ1KQv>. AGPS によると、ほとんどのパレスチナ人が爆撃 (1,147 人)の結果として殺害されており、そのほかのパレスチナ人は銃撃 (942 人)や拘禁中の拷問 (474 人)の結果として殺害されている；AGPS, *Statistics*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2x3T6i2>. 以下も参照のこと：IRIN, *How Syrians Are Being Killed*, 25 July 2016, <http://bit.ly/2ao7FGi>.

⁵⁹ ICRC, *Syria: Harrowing Civilian Losses in Most Intense Violence since Battle for Eastern Aleppo*, 5 October 2017, <http://bit.ly/2xYeerW>; Radio Free Europe/Radio Liberty, *Syrian Monitor Reports 3,055 Deaths In September, Highest Monthly Total In 2017*, 2 October 2017, <http://bit.ly/2wxlBic>; Human Rights Watch (HRW), *All Feasible Precautions? Civilian Casualties in Anti-ISIS Coalition Airstrikes in Syria*, 24 September 2017, <http://www.refworld.org/docid/59ca4bbe4.html>; SNHR, *772 Civilians Killed in August 2017: International Coalition Forces Kill more Civilians than any other Party*, 4 September 2017, <http://bit.ly/2z6v5cw>; OHCHR, *Battle to Regain Raqqa Must Not Be about Defeating ISIL at all Costs - Zeid*, 31 August 2017, <http://bit.ly/2eHglpf>; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict*, 24 August 2017, A/72/361-S/2017/821, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html> (以下、UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict*, 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 177; Amnesty International, *Syria - 'I Won't Forget This Carnage': Civilians Trapped in Battle for Raqqa*, 23 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/599ec9174.html>).

⁶⁰ 世界銀行の研究によると、「シリアでは、戦闘による直接的な死者よりも医療制度の崩壊による死者の数の方が多い」；World Bank, *The Toll of War: The Economic and Social Consequences of the Conflict in Syria*, 10 July 2017, <http://bit.ly/2A6nTgx> (以下、World Bank, *The Economic and Social Consequences of the Conflict in Syria*, 10 July 2017, <http://bit.ly/2A6nTgx>), pp. 40-41. 以下も参照のこと：OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, pp. 10-11, 43; Syria Direct, *More Syrians Dying from Preventable Illnesses than Bombs*, 16 June 2016, <https://shar.es/19DDZn>; The Guardian, *Report on Syria Conflict Finds 11.5% of Population Killed or Injured*, 11 February 2016, <http://bit.ly/29L6Juu>; Mohammed Z. Sahloul et. al., *War is the Enemy of Health – Pulmonary, Critical Care, and Sleep Medicine in War-Torn Syria*, in: *Annals of the American Thoracic Society*, Volume 13 Number 2, February 2016, <http://bit.ly/2lYhxeQ>, p. 147.

⁶¹ 2016 年末、SOHR は、2011 年 3 月以降 200 万人以上がシリアで負傷していると推計した；SOHR, *About 450 Thousand Were Killed and more than Two Millions Were Injured in 69 Months of the Start of the Syrian Revolution*, 23 December 2016, <http://www.syriahr.com/en/?p=56923>. SCPR は、2015 年末までに、シリア国内の住民の内約 11.5 パーセントが武力紛争のために殺害されたり、負傷したり、障がいを負わされたりしたと推計した；SCPR, *Impact of Syrian Crisis Report*, 11 February 2016, <http://bit.ly/2iTMkdd>, pp. 8, 51. 国連の保健セクターの推計によると、毎月約 30,000 人が紛争に関連する外傷性傷害を負っている。その内約 30 パーセントは、切断を必要とする負傷や、末梢神経損傷、脊髄損傷のため、不治の障がいを負うことになると推計される。シリアにおける推計約 280 万人が不治の障がいと共に生きている；OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, pp. 6, 7, 11, 16, 42.

⁶² 「シリア人の精神衛生と精神的健康に対する紛争の影響は深刻である。紛争に関連する暴力の経験とシリアの状況に対する懸念は、貧困や、基本的ニーズ・サービスの欠如、暴力と搾取を受けるリスクの継続、孤独と差別、家族やコミュニティによる支援の喪失、将来の不確実性など、強制移動の日々のストレス要因によって一層悪化する」；G. Hassan et.al., *Culture, Context and the Mental Health and Psychosocial Wellbeing of Syrians*, 2015, <http://www.unhcr.org/55f6b90f9.pdf>, p. 43. シリア人の 5 人に 1 人が中程度の精神衛生上の問題を抱えており、30 人に 1 人が過酷なまたは緊急の精神衛生上のニーズを抱えるリスクに晒されていると推計される；OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 43. 以下も参照のこと：Brookings Institution, *Syria's Mental Health Crisis*, 25 April 2016, <http://brook.gs/2bltIVg>.

おり⁶³、市民を紛争の矢面に立たせるままにしている⁶⁴。シリアの状況は、「屠殺場、人道の完全なメルトダウン、恐怖の頂点⁶⁵」などと言われている。

1) 政府軍

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）や独立国際調査委員会、人権団体による報告は、政府軍が、戦争犯罪、人道に対する罪、そして人権法の重大な違反を犯していると非難している⁶⁶。市民⁶⁷と民衆インフラ⁶⁸、医療施設と医療従事者⁶⁹、人道援助関係者と人道援助物資⁷⁰に対する無差別かつ直接の

⁶³ UN Security Council, *Security Council Resolution 2332 (2016) [on the Humanitarian Situation in the Syrian Arab Republic and Renewal of Authorization of Relief Delivery and Monitoring Mechanism until 18 Jan. 2018]*, 21 December 2016, S/RES/2332 (2016), <http://www.refworld.org/docid/587f6ec74.html>. シリアで増長する不処罰に対応しようとする試みの中で、2016年12月21日、国連総会は、シリアにおける戦争犯罪または人道に対する罪に関与した人々の捜査と訴追を支援する独立パネルを設置する決議を採択した；Al Jazeera, *Former French Judge to Lead UN Syria War Crimes Probe*, 4 July 2017, <http://aje.io/7n46>; UN General Assembly, *International, Impartial and Independent Mechanism to Assist in the Investigation and Prosecution of Those Responsible for the Most Serious Crimes under International Law Committed in the Syrian Arab Republic since March 2011*, 19 December 2016, A/71/L.48, <http://www.refworld.org/docid/591c41704.html>. 以下も参照のこと：UN News Service, *UN Chief Appoints Head of Panel Laying Groundwork for Possible War Crimes Probe in Syria*, 3 July 2017, <http://bit.ly/2smSb1>.

⁶⁴ 「市民／文民の保護が全く尊重されないまま、暴力は市民に向けられ続けている（略）」；OHCHR, *Statement by Mr. Paulo Sérgio Pinheiro*, 14 June 2017, <https://shar.es/1T4yBj>. 以下も参照のこと：UN News Service, *Protection of Civilians in Syria Must Be Ensured, Stresses UN Chief Guterres*, 21 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/594bb1af4.html>; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 104 および、独立国際調査委員会による継続的報告（<http://bit.ly/2la15rZ>にて入手可能）。

⁶⁵ OCHA, *Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator, Stephen O'Brien Statement to the Security Council on Syria*, New York, 26 January 2017, <http://bit.ly/2gW0s1e>.

⁶⁶ 「人道に対する罪は、政府軍によって犯され続けている（略）。戦争犯罪は蔓延している」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, A/HRC/31/68, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html> (以下、UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>), para. 148. 「国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) は、政府軍および政府と関係がある武装集団による広範に及ぶ人権侵害を記録してきており、それには生命に対する権利や、拷問または残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰からの自由に対する権利、身体の自由および安全に対する権利、移動の自由に対する権利、結社の自由に対する権利、表現の自由に対する権利などが含まれる」；UN General Assembly, *Situation of Human Rights in the Syrian Arab Republic*, 9 June 2016, A/70/919, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html> (以下、UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>), para. 7. 以下も参照のこと：Global Centre for the Responsibility to Protect, *Populations at Risk - Syria*, last updated 15 October 2017, <http://bit.ly/1elMEBz>; シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会のその後の報告を参照のこと（<http://bit.ly/2la15rZ>にて入手可能）。

⁶⁷ 政府に反対しているとみなされる一般市民が居住する近隣地域・町・村を故意に標的としていることについては、下記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1） および、そこに参照される情報源を参照のこと。

⁶⁸ The Washington Post, *Syrian Government Shelling Kills 11, Hits School*, 29 October 2017, <http://wapo.st/2xzD0O4>; Voice of America, *Syrian Airstrike on Idlib Province Market Kills 6*, 8 October 2017, <http://bit.ly/2y9jtHL>; The Guardian, *Syrian Doctors Decry Fresh Wave of Hospital Attacks*, 29 September 2017, <http://bit.ly/2xRVpIG>; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S /2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 16; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, paras 180-181; HRW, *Syria: Airstrike on School Kills Civilians*, 12 July 2017, <http://www.refworld.org/docid/59661e524.html>; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 20-37. 下記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1） および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁶⁹ 「その初めから、医療施設と医療従事者への攻撃は、シリア紛争の悲劇的な特質であった」。さらにまた、「医療施設に対する攻撃の回数と頻度、特に同じ施設に繰り返される爆撃と無警告の常態化は、政府派の部隊が、そうした施設を交戦中の戦略の一環として意図的に標的とし続けていることを明確に示しており、保護対象物を故意に攻撃するという戦争犯罪に相当する」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 62, 66. 2017年9月のイドリブ行政区域の病院への政府軍とその同盟勢力による一連の攻撃に対し、人権のための医師団（PHR）研究調査部長 Marianne Mollman は、次のように述べたとされる：「私たちが先週見たものは、一般市民の居住地域への集中的爆撃の始まりとしての病院への直接的爆撃であった（略）。そして、それが私たちに伝えるのは、それが一般市民を処罰し、医療を不可能にするほど病院を抹消する戦略のように見える、ということである」；Al Jazeera, *Rights Group Condemns Attacks on Syrian Hospitals*, 28 September 2017, <http://bit.ly/2xILikV>. 紛争下の医療を守る連合によると、シリアは、病院その他の医療施設への攻撃に関して、2016年に紛争による被害を受けた23カ国の内最悪の国となった。大多数の攻撃は、ロシアの支援の下に政府軍によって行われていると伝えられる；Safeguarding Health in Conflict, *Impunity Must End: Attacks on Health in 23 Countries in Conflict in 2016*, 3 May 2017, <http://bit.ly/2p9ie3r>, pp. 41-44. 以下も参照のこと：UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 July 2017, <http://www.refworld.org/docid/59881d6f4.html>, paras 11, 42; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 15-19. 下記「特定の職業についている者—医師およびその他の医療従事者」（セクション III.A.7） および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁷⁰ 2016年9月19日のウルム・アル・クブラ（アレッポ行政区域）の人道援助の車列に対する攻撃を調査した後、独立国際調査委員会は、次のように結論づけた：「使用された武器弾薬の種類や、標的とされた地域の広さ、攻撃の期間は、その攻撃が人道援助の輸送を故意に妨害し、援助関係者を標的とするようシリア空軍によって綿密に計画され、非情に実行されたことを強く示しており、人道援助要員を

攻撃は、シリア政府軍によって行われる違反のパターンの一つとなっていると伝えられる⁷¹。報告によると、政府軍は、大砲や空爆、榴弾、焼夷弾、クラスター爆弾、化学兵器など、諸兵器を無差別に使用している⁷²。政府軍は、複数の反体制派支配地域に対する包囲攻撃を継続し、戦争の一兵器として市民の飢餓を用い、それらの被包囲地域に対する長期にわたる砲撃・爆撃作戦を定期的に展開しているとも報告される⁷³。シリア政府は、住民移送や退避の文脈で市民を強制移動させている、とも非難されている⁷⁴。国連と人権オブザーバーによると、シリア政府は、主に政府に反対している者や政府に反対しているとみなされる者に対し、恣意的逮捕や強制失踪⁷⁵、生存が危ぶまれる状態での

故意に攻撃し、人道援助を否定し、そして市民を標的とする戦争犯罪に相当する」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, para. 88. 以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 38-45. 下記「特定の職業についている者—人道援助関係者」（セクション III.A.7）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁷¹ UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 105; Amnesty International, *Amnesty International Report 2016/17 - Syria*, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>（以下、Amnesty International, 2016/17 - Syria, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>）；HRW, *World Report 2017 - Syria*, 12 January 2017, <http://www.refworld.org/docid/587b58196.html>.

⁷² France 24, *UN Panel Says Syrian Regime Behind Sarin Gas Attack*, 27 October 2017, <http://f24.my/20aH.T>; HRW, *Key Finding on Use of Chemical Weapons in Syria*, 5 October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db24e24.html>; Reuters, *Chemical Weapons Watchdog Found Sarin Used in March Syria Attack: Sources*, 4 October 2017, <https://reut.rs/2xggbbmm>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 67-77, 84, and Annex II; HRW, *Death by Chemicals - The Syrian Government's Widespread and Systematic Use of Chemical Weapons*, 1 May 2017, <http://www.refworld.org/docid/59098d584.html>; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 46-60, 107.

⁷³ 「政府派の部隊による包囲網が敷かれる中、病院、市場、パン屋、学校およびモスクを着実に破壊していく毎日の空爆によって、取り囲まれた住民の苦しみは増している。死傷者が増加し、決定的に重要なインフラが破壊されていくにつれ、最も多くの犠牲を払ってでも降伏させようとする戦略の中で、市民が生活していくことは不可能なものとなっている」；OHCHR, *Statement by Mr. Paulo Sérgio Pinheiro*, 14 June 2017, <https://shar.es/1T4yBj>. 人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官スティーブン・オブライアンによると、「特に被包囲地域にいる者に対するアクセスの否定と遅延は、政治的な計算であり、軍事的戦術である。これは、シリアにおいて明白である。私たちは、遅延と否定の実際の要素—斡旋のための書簡、検査、検問所—について述べるかもしれないが、そこにあるのは、単純に、戦争の一戦術として市民の苦しみを利用しようとするシリア政府の思考と方法の現れである」；OCHA, *Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator, Stephen O'Brien, Statement to the Security Council on Syria*, New York, 30 May 2017, <http://bit.ly/2zqyAh8>. 以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 18, Annex III paras 1, 3; PHR, *Access Denied: UN Aid Deliveries to Syria's Besieged and Hard-to-Reach Areas*, March 2017, <http://bit.ly/2np6Y2D>. 下記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁷⁴ 「フォアとケフラヤ、マダヤとザバダニ、そしてバルゼとカブーンとティシュリーンの局所的停戦協定は退避協定を組み込んでおり、これらの地域からの市民の強制移動をもたらした」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 82 「退避協定それ自体にも懸念が生じており、場合によっては戦争犯罪に相当する。退避協定は、市民に対する紛争の影響を軽減するのではなく、一般的に市民の参加を避けてそれらの協定について交渉する紛争当事者の戦略的考慮に主として動機づけられているようである。これらの退避に先行して、数年にわたる民用インフラへの意図的な攻撃や、食糧と基本的医療へのアクセスの否定、基本的人権の否定が行われており、留まるか去るかめぐり市民に与えられる何らかの選択の性質に大きな疑問が投げ掛けられる。留まる人々がしばしば恣意的に逮捕されたり強制的に徴兵されるリスクに直面しているときに、自発性も選択性もあるものではない。絶望の中で、市民は去る以外に選択肢がないと知るのである」；OHCHR, *Statement by Mr. Paulo Sérgio Pinheiro*, 14 June 2017, <https://shar.es/1T4yBj>. 「2016年、アサド政権は、反乱勢力の支配地域から同国の他の地域へ数千人を強制的に移送した。反乱勢力の支配地域への援助物資の搬入を政府が阻止する「降伏か飢餓か」戦略の結果として、反乱勢力は、実際上は退避を受け入れるよう強制された」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 国連事務総長は、次のように述べた：「国際連合は、ある一地域の壊滅に先立って締結され、一般市民の一部の強制移動に帰結するあらゆる局所的協定に、繰り返し懸念を表明している。国際人道法の下では、紛争に関係する理由に基づく市民の強制移動は、彼らの安全を保障することまたは緊急の軍事的必要性を理由とする場合にしか許容され得ないということを、私はそうした協定に関与する当事者に提起して頂きたい。強制移動は、紛争に関係する他の如何なる理由によっても禁止されており、戦争犯罪を構成する可能性がある」；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165, 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 19 April 2017, S/2017/339, <http://www.refworld.org/docid/590727364.html>, para. 52. 以下も参照のこと：OHCHR, *Monthly Human Rights Digest Syria, April 2017*, 30 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/59bb82894.html>, pp. 4-7. 「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁷⁵ 「2011年に危機が始まる前から、シリア当局は、平和的な政治的反対運動や批判的報道、人権活動を理由として人々を強制的に失踪させる政策を採っていた。強制失踪の使用は、民衆蜂起以降、(略)劇的に拡大した。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、シリア当局による強制失踪の組織的使用を記録しており、それは頻りに拷問や死亡、被害者の消息不明という事態をもたらしている」；HRW, *Syria: Talks Should Address 'Disappeared'*, 30 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59aeb7484.html>. 「政府軍は、しばしば強制失踪に相当する状況で、裁判を行わずに数千人を拘禁したが、それは、2011年に降政府軍によって強制失踪させられた後その結末や消息が不明のままとなっている数万人にさらに追加されるものである」；Amnesty International, 2016/17 - Syria, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>. 「市民（主に戦闘年齢の男性）は、シリア・アラブ共和国の道端から消え続けている。数万人のシリア人が行方不明であり、その多くはその状況から強制失踪させられたことが示唆される。(略)2011年3月から始まり、今日まで続くパターンでは、シリア人は、国家当局者により逮捕されたり拉致されたりして、その後、公衆の面前から消えている。親族は、2011年から2015年までの間に失踪した人々の事案を報告し続けている。一般的な逮捕・拉致の現場には、検問所、病院、職場、自宅などが含

拘禁⁷⁶、拷問やその他の形態の不当な取り扱い⁷⁷、略式処刑や超法規的処刑を組織的かつ広範な規模で行っている⁷⁸。男性、女性および子どもへの性暴力が、拷問の一形態として広く実行されていると報告される⁷⁹。政府軍が子どもを徴集し、後方支援と敵対行為において使用する複数の事例が報告された⁸⁰。

まれる」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 75, 77. 以下も参照のこと：Amnesty International, *Syria: Tens of Thousands of Disappeared Must not Be Forgotten*, 30 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59ad67474.html>; SNHR, *Enforced-Disappearance Is a Weapon of War in Syria, no less than 85,000 Are Forcibly Disappeared*, 30 August 2017, <http://bit.ly/2iZRV18>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 14-15; UN Human Rights Council, *Out of Sight, Out of Mind: Deaths in Detention in the Syrian Arab Republic*, 3 February 2016, A/HRC/31/CRP.1, <http://www.refworld.org/docid/56b9f4c24.html> (以下、UN Human Rights Council, *Deaths in Detention*, 3 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56b9f4c24.html>), para. 17. 領域が政府軍により反政府武装集団から奪還される時、退避取引の一部として、また、しばしば徴兵に関連して、恣意的逮捕がなされているとも記録されている；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, paras 89-90; 以下も参照のこと：「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および「兵役忌避者と国軍からの脱走者」（セクション III.A.2）ならびに、そこに参照される情報源。

⁷⁶ 被拘禁者は、同国の治安当局・情報局の様々な部門によって運営される公式・非公式の拘禁施設に拘禁されていると報告される。拘禁の状況は、ひどい過密状態、不衛生と医療の不足、不適切な換気と照明、食糧と水の不足のため、「劣悪で」、非人道的、品位を傷つけ、命を脅かすものとされている。シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会によると、拘禁の状況だけを取っても、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰の基準に達している。拘禁の状況は、政治犯や国家安全保障に関わる囚人について、特に厳しいと報告される。慢性疾患を抱える人や女性の特別な医療ニーズは、日常的に無視されており、妊娠した被拘禁者は、流産や早産、死産に苦しんでいると伝えられる。治安当局・情報局の拘禁施設では、子どもがしばしば大人と一緒に拘禁されていると報告される；シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会のその後の報告を参照のこと（<http://bit.ly/2la15rZ>にて入手可能）。「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、「特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども」（セクション III.A.11）ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁷⁷ 特に政府の情報局・治安当局による広範かつ組織的な拷問の使用が、広く記録されてきた。シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会によると、「政府に拘束されながら過酷な拷問を受けなかった個人を発見することは、非常に珍しい。大多数の被害者は、18歳から60歳の間の男性である。しかし、政府当局者は、その拘束下にある女性と子どもも拷問している」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 93, 94. 「被拘禁者は、その逮捕の瞬間から始まって、彼らの「歓迎会」—拘禁施設に到着したと同時に受けるひどい殴打を指し、シリア人被拘禁者と看守が共通して用いる言葉—の最中、その尋問全体を通して、拷問を受ける。尋問中、シリア当局は、被拘禁者から虚偽の「自白」を引き出すために拷問を使用しており、その後、甚だしく不公正かつ乱雑な「裁判」を行い、判決を下すためにそれを使用している。（略）彼らが耐え忍ぶことを強いられた拷問や【拘禁】状況の結果、政府系施設における被拘禁者は大量に死亡している。人権侵害を分析するために科学的手法を用いる非政府組織である人権データ分析グループ【HRDAG】によると、2011年3月から2015年12月までの間に、少なくとも17,723人が政府系施設での拘禁中に殺害されており、月平均では300人が死亡している。HRDAGとアムネスティ・インターナショナルは共に、これが控え目な推計であり、実際の合計はもっと大きいと考えている」；Amnesty International, *Human Slaughterhouse: Mass Hangings and Extermination at Saydnaya Prison, Syria*, 7 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/5899bd9a4.html>, p. 12. 拘禁中の死亡については、以下も参照のこと：SNHR, *The Yearly Report for 2016*, 18 January 2017, <http://bit.ly/2ksUxq>, p. 16; UN Human Rights Council, *Deaths in Detention*, 3 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56b9f4c24.html>, paras 20-25. 「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁷⁸ 「強制失踪に相当する状況下に留め置かれた後、赤い建物【サイドナヤ軍事刑務所】に拘禁された数千人は、秘密裡に超法規的処刑によって殺害された。殺害は、大量の絞首の形態で行われた。絞首刑となる前、被害者は、ダマスカスのカブーン近隣地域に位置する野戦軍事法廷における「裁判」で死刑を宣告されたが、その裁判は1分から3分の内に終わっていた。（略）サイドナヤの刑務所当局に勤務していた人々からの証言と被拘禁者から得られた証言に基づいて、アムネスティ・インターナショナルは、5,000人～13,000人が2011年9月から2015年12月までの間にサイドナヤで超法規的に処刑されたと推計している。（略）処刑がなされなくなったと考える理由はない。したがって、2015年12月以降、さらに数千人が処刑された可能性が高い」；Amnesty International, *Human Slaughterhouse: Mass Hangings and Extermination at Saydnaya Prison, Syria*, 7 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/5899bd9a4.html>, p. 6. 「国家の管理下にある拘禁施設における死の大規模性と組織性は、人道に対する罪と戦争犯罪に相当する」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 70. 以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Deaths in Detention*, 3 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56b9f4c24.html>, paras 34-35. 「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁷⁹ 「政府は、子どもを含め、拷問とレイプの使用を続けた」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 2. 「女性は、政府情報局の管理下にある拘禁施設において、当局者によって尋問中にレイプを受けた。（略）男性の被拘禁者は、しばしば性暴力に晒されている。多くの被拘禁者は、同房者が物でレイプされ、その性器に電気ショックを加えられていたと述べた」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 105, 108. 「（略）性暴力は、戦争や拷問、テロリズムの一戦術として組織的に使用され続けている。それは、国軍と政府派の部隊によって、家宅搜索と人質拘束の文脈で、拘禁下において、そして検問所で、また、ISIL およびその他の非国家集団の支配地域において、最も一般的に報告されてきた。（略）国際連合は、木の棒によるレイプや性器への電気ショック、性器をやけどさせることを含め、拘禁施設における男性に対する組織的な性的拷問についての報告を受けた。そのような性的拷問は、これらの男性から反政府活動への関与についての自白を得ることを目的としていた。場合によっては、女性の親戚も逮捕され、拷問を目の当たりにするよう強制された」（強調追加）；UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 20 April 2016, S/2016/361, <http://www.refworld.org/docid/5731a0d24.html> (以下、UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 20 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5731a0d24.html>), para. 68.

⁸⁰ 「国際連合は、29人の子どもが政府軍と関係を持っており、その内の5人が訓練を受け、武装して戦闘に使用され、他の子どもはほとんどが武装せず、検問所に配備されていたことを確認した。政府派の民兵組織は54人の少年を徴集し、その内20人を戦闘に、34人を検問所の守衛に使用した。強制および経済的なインセンティブが、子どもの徴集のために用いられていた」；UN Secretary-General, *Children*

2) イラクとシリアのイスラム国 (ISIS)

独立国際調査委員会と人権団体による報告は、ISIS の構成員が、重大な人権侵害、戦争犯罪、人道に対する罪に関与しており、ヤジディ・コミュニティに対してはジェノサイドに関与していることを示唆している⁸¹。女性⁸²、宗教的少数派集団の構成員⁸³、多様な性的指向およびジェンダー・アイデンティティを持つ個人⁸⁴は特に、ISIS による攻撃と様々な虐待のために個別に把握されている (singled out) と報告される。報告によると、ISIS は、迫撃砲やロケット弾、自動車爆弾、自爆攻撃を用い、政府やクルド人勢力の支配下にある町・都市の市民と民間標的に対し、無差別かつ均衡性を欠く攻撃を行っている⁸⁵。市民は、ISIS に支配されている他の地域に行く以外にはその支配地域を離れることを阻止されており、依然として同集団の支配下にある地域に対する空爆の強化を受けて、大きな危険に晒されていると伝えられる⁸⁶。ISIS は、軍事戦術の一環として市民を人間の盾として用いているとも報じられる⁸⁷。現在 ISIS の実質的な支配下にある地域、また、かつて ISIS の実質的な支配下にあった地域では、ISIS によって無差別に設置された地雷により市民が死傷していると報告される

and Armed Conflict 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 173. 「ヒズボラなど、シリア政府のために戦う一部の武装集団や、国民防衛隊 (NDF) や「シャビーハ」として知られる政権派の民兵組織は、6 歳くらいの子どもを強制的に徴集している」；US Department of State, 2016 Trafficking in Persons Report – Syria, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>. 以下も参照のこと：US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 25; UN Human Rights Council, Report of the Independent International Commission of Inquiry, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 118; UN General Assembly, Situation of Human Rights, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 50.

⁸¹ Global Centre for the Responsibility to Protect, Syria, R2P Monitor, Issue 35, 15 September 2017, <http://bit.ly/2h8LrJ1>, p. 2; UN Human Rights Council, “They Came to Destroy”: ISIS Crimes Against the Yazidis, 15 June 2016, A/HRC/32/CRP.2, <http://www.refworld.org/docid/57679c324.html>, p. 1; UN Human Rights Council, Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 148.

⁸² 「レイプと性的暴行の件数を確かめることが困難なことは良く知られているが、女性・少女に対する性暴力は、イラクとシリアでは、武装集団のイデオロギーと経済戦略の中核的要素であった」；UN Women, Investigating Conflict-Related Sexual and Gender-Based Crimes - Lessons from Iraq and Syria, 26 October 2017, <https://shar.es/1PCHZm>. 下記「イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者」(セクション III.A.9) および、「特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女」(セクション III.A.10) ならびに、そこに参照される情報源を参照のこと。

⁸³ 「宗教集団および少数民族集団の構成員」(セクション III.A.8) および、「イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者」(セクション III.A.9) ならびに、そこに参照される情報源を参照のこと。

⁸⁴ 「多様な性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティを持つ者」(セクション III.A.12) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

⁸⁵ 報告によると、ISIS によって行われる攻撃は、市場や病院、裁判所、バス停、宗教的少数派の居住地域など、市民が密集している地域を頻りに標的としている。例えば、以下を参照のこと：UN Human Rights Council, Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 75-76; Amnesty International, 2016/17 - Syria, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>; HRW, World Report 2017 - Syria, 12 January 2017, <http://www.refworld.org/docid/587b58196.html>; UN Human Rights Council, Report of the Independent International Commission of Inquiry, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 25-27, 64. 国連のパネルは、ISIS が 2015 年 8 月 21 日にマレア町 (アレppo行政区域) にて硫黄マスタードを搭載した砲弾を使用した攻撃を行ったことに責任を負っていると結論づけた；UN News, The Syrian Forces and ISIL Used Toxic Chemicals as Weapons – Report, 30 August 2016, <http://bit.ly/2s9F9QS>; UN Security Council, Third Report of the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons-United Nations Joint Investigative Mechanism, 24 August 2016, <http://bit.ly/2zaR188>, Annex X.

⁸⁶ 「IS 戦闘員は、その支配下にある地域から市民が去ることを阻止しているとも伝えられる。唯一の例外は、致命的な病気に罹患している人々であるが、彼らは IS による承認を得なければならず、その帰還を保証するために自宅または自動車を提供しなければならない。市民を秘密裏に IS 支配地域の外に脱出させようとしているところを発見された人々は、処刑されたり拘束されたりするおそれがあり、また、罰金を科されるおそれがある」；OHCHR, Syria: Monthly Human Rights Digest – May 2017, 3 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/59bb83234.html>, p. 4. 例えば、本書執筆時点で進行中のデリゾールにおける軍事作戦の文脈では、「ISIL は、住民の逃亡を防ぐため、周辺の郊外地域に可動式検問所を設置していると伝えられる。ISIL の支配地域から市民が離れようとするときには、嫌がらせや逮捕、地雷、狙撃、強制的徴兵など、無数のリスクがあると報告された」；UN Security Council, Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016), 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 6. 以下も参照のこと：UN Security Council, Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016), 24 August 2017, S/2017/733, <http://www.refworld.org/docid/59aebbad4.html>, p. 3; Amnesty International, Syria – ‘I Won’t Forget This Carnage’: Civilians Trapped in Battle for Raqqa, 23 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/599ec9174.html>, pp. 5, 6, 23-26; OHCHR, Syria: Civilians Trapped in Al-Raqqa in Urgent Need of Protection, 28 June 2017, <https://shar.es/1Smxxo>; OHCHR, Airstrikes, ISIL Causing Civilian Casualties in Syria – Zeid, 26 May 2017, <http://bit.ly/2sbFBYe>.

⁸⁷ Amnesty International, Syria – ‘I Won’t Forget This Carnage’: Civilians Trapped in Battle for Raqqa, 23 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/599ec9174.html>, pp. 5, 6, 23-26; UN Human Rights Council, Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 82-83, 110; UN General Assembly, Situation of Human Rights, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, paras 18-19. 以下も参照のこと：The Independent, ISIS: 2,000 Fighters Using Raqqa’s Civilians as Human Shields as US-Led Coalition Makes Significant Gains in Syria, 5 August 2017, <http://ind.pn/2vsw6wh>; Reuters, Raqqa Civilians Face Mines, Snipers, Use as Human Shields: IRC, 6 June 2017, <http://reut.rs/2vzAgkV>.

88. 報告によると、ISIS は、自爆攻撃の任務や市民と戦闘外に置かれた戦闘員の拷問・処刑などの軍事作戦に使用するため、男性と子どもの徴集を広範囲にわたり継続している⁸⁹。ISIS は、2017年9月の時点で、3年以上にわたりデリゾール市の人口過密地区を包囲し続けており、その住民には食糧や医療、水、電気、燃料への最低限のアクセスしか残されていないと伝えられる⁹⁰。ISIS は、文化的・宗教的価値を持つ資産を故意に破壊し続けていると報じられる⁹¹。ISIS の権威に対して実際に反対することまたは反対しているとみなされること、あるいはシャリア法の厳格な解釈に基づく ISIS の規則を犯すことは、自由の剥奪や拷問、残虐な、非人道的なおよび品位を傷つける刑罰、処刑（子どもに対する処刑も含む）などの過酷な刑罰に帰結していると伝えられる⁹²。

3) シリア征服戦線を含む、反政府武装集団

独立国際調査委員会や人権団体の報告によると、反政府武装集団は国際人権の重大な侵害および人道法の違反を犯しており、その一部は戦争犯罪に相当している⁹³。反政府武装集団は、宗教的少数派の居住地を含む政府支配地域を、迫撃砲やロケット弾、ミサイル、即席爆発装置 (IED) を用いた無差別攻撃に晒していると伝えられる⁹⁴。また、反政府武装集団は、医療施設や学校、その他生活に必要なインフラを故意に攻撃しており⁹⁵、政府に共感しているとみなされる特定の一般市民の居住地域

⁸⁸ UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 90; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 28, 114. 以下も参照のこと : Reuters, *Raqqa Civilians Face Mines, Snipers, Use as Human Shields: IRC*, 6 June 2017, <http://reut.rs/2vzAgkV>; Ara News, *ISIS Landmines Kill more Civilians in Syria's Hasakah*, 8 April 2017, <http://bit.ly/2pbKKBZ>; HRW, *Syria: Improvised Mines Kill, Injure Hundreds in Manbij*, 26 October 2016, <http://www.refworld.org/docid/581c94a74.html>; The Independent, *Dozens Killed by ISIS Landmines and Boobytraps as They Try to Return Home to Liberated Syrian Town*, 26 October 2016, <http://ind.pn/2eFyAPL>.

⁸⁹ 「(略) ISIS や、シリアのアルカイダ関連団体であるヌスラ戦線は、少年少女を兵士や人間の盾、自爆攻撃要員、処刑人、後方支援要員として徴集・使用し続けている」 ; US Department of State, *2017 Trafficking in Persons Report - Syria*, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>. 以下も参照のこと : 下記「ISIS の実質的な支配下または影響下にある地域において、ISIS に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.4) および、「特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども」(セクション III.A.11) ならびに、そこに参照される情報源。

⁹⁰ OCHA, *Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator Mr. Mark Lowcock: Statement to the Security Council on Syria*, 27 September 2017, <http://bit.ly/2zqVHbi>, pp. 2-3; The Independent, *Syrian Army Breaks Isis' Three-Year-Long Siege of Deir Ezzor*, 5 September 2017, <http://ind.pn/2wBWHXx>; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 24 August 2017, S/2017/733, <http://www.refworld.org/docid/59aebbad4.html>, p. 3; OHCHR, *Syria: Monthly Human Rights Digest - May 2017*, 3 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/59bb83234.html>, pp. 4-5.

⁹¹ US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom - Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 2; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 84-85, 110; American Society of International Law (ASIL), *Confronting ISIS's War on Cultural Property*, 14 June 2016, Volume 20 Issue 12, <http://bit.ly/2nHt5Af>.

⁹² UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 178; US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom - Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 11-13; Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 24; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 102-103. 下記「ISIS の実質的な支配下または影響下にある地域において、ISIS に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.4)、およびそこに参照される情報源も参照のこと。

⁹³ UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 61-74; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, paras 100-102; Amnesty International, *'Torture Was My Punishment' - Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idleb, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html> (以下、Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idleb, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>).

⁹⁴ The New Arab, *Rebel Shelling Kills Four Civilians in Damascus: Monitor*, 16 October 2017, <http://bit.ly/2yXOCQf>; US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom - Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 11-13; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 61-66; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, paras 69-78; Amnesty International, *2016/17 - Syria*, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b0333aba.html>; HRW, *World Report 2017 - Syria*, 12 January 2017, <http://www.refworld.org/docid/587b58196.html>. 以下も参照のこと : 「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」(セクション III.A.3) および、「宗教集団および少数民族集団の構成員」(セクション III.A.8) ならびに、そこに参照される情報源。

⁹⁵ UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 61, 66; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 22; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 62-63.

を包囲したり、水道・電力の供給を一時的に停止したりしているとも報じられる⁹⁶。反政府武装集団は、政府とのいわゆる和解協定の一部として市民の強制移動にも関与してきたと伝えられる⁹⁷。市民と政府軍構成員の拉致は、捕虜交換や身代金獲得を目的とするものを含め、頻繁に起きていると報告される⁹⁸。さらに、反政府武装集団は、捕らえられた人々の拷問や略式処刑にも関与していると報じられており⁹⁹、その中には捕らわれた政府軍兵士とその支持者¹⁰⁰、ISIS や敵対する武装集団の関係者¹⁰¹も含まれる。彼らの実質的な支配下にある地域では、様々な反政府武装集団が非正規の「裁判所」を設置しており、時には体刑や処刑を含む苛酷な刑罰を科していると伝えられる¹⁰²。（15歳未満の子どもを含む）子どもが、軍事支援任務や戦闘への直接的参加のために一部の反政府武装集団によって徴集されていると報じられているが、それにはシリア征服戦線、アハール・アル・シャームおよび FSA 関連集団が含まれる¹⁰³。

⁹⁶ 本書執筆時点で、反政府武装集団は、シーア派が多数派を占める2つの町、フォアとケフラヤ（イドリブ行政区域）の包囲を維持していると伝えられる。アレppo郊外でシーア派が多数派を占める別の2つの町（ヌブルとザハラ）は、2012年7月から政府軍がその支配を取り戻す2016年2月まで、反政府武装集団によって包囲された；OCHA, *Syrian Arab Republic: Besieged Communities (as of 27 Sep 2017)*, 27 September 2017, <http://bit.ly/2yJUwz6>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 82, Annex III paras 2, 4-5; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 24 August 2017, S/2017/733, <http://www.refworld.org/docid/59aebbad4.html>, para. 8; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 37; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014) and 2258 (2015) Report of the Secretary-General*, 18 February 2016, S/2016/156, <http://www.refworld.org/docid/56ceaa884.html>, para. 6. 「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」（セクション III.A.3）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁹⁷ 2017年4月14日と19日、合計約8,000人の住民がいわゆる「4つの町協定」の一環として退避を強制され、それは反政府勢力が支配する町マダヤおよびザバダニ（ダマスカス郊外行政区域）からの住民の強制移送も伴ったと伝えられる；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 19, 25, 82, Annex III paras 4-5; Al Jazeera, *Timeline: Syria's 13 'People Evacuation' Deals*, 16 May 2017, <http://bit.ly/2sC3Pm6>; Financial Times, *Syria's 'Four Towns' Deal Raises Fears of Forced Population Change*, 14 April 2017, <http://on.ft.com/2fuMda7>.

⁹⁸ US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 22, 23; Amnesty International, *2016/17 – Syria*, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 82, 87-88; UN Human Rights Council, *Deaths in Detention*, 3 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56b9f4c24.html>, paras 65, 67, 68, 69. 下記「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」（セクション III.A.3）および、「反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.5）ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

⁹⁹ UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 72; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 24; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 100-101.

¹⁰⁰ 下記「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」（セクション III.A.3）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

¹⁰¹ 下記「反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.5）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

¹⁰² 「反政府勢力の支配地域では、法的手続や裁判手続は場所毎に異なった。地元の人権団体は、現地の統治機構がそれらの責任を引き受けると報告した。HRW は、これらの諸手続を行う市民が、場合によってはシャリア慣習法を用い、別の場合には国内法を用いていると報告した。反体制派のシャリア法評議会による宣告は、家族による面会や不服申立手続を経ないまま時として公開処刑をもたらした」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 17. 以下も参照のこと：US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 13; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 68, 108; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 71; Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idleb, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, pp. 4, 5, 15, 18, 20; UN Human Rights Council, *Deaths in Detention*, 3 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56b9f4c24.html>, paras 67, 72. 下記「イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者」（セクション III.A.9）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹⁰³ 「[子どもの徴集と使用が] 確認された事案の約60パーセントは、自由シリア軍の関係集団に帰されているが、これは2015年と比べて10倍の増加であり、そのほとんどの事案は、アレppo、ダラア、ダマスカス郊外の各行政区域において起きている。これらの集団によって徴集された少年の98パーセントが、前線での戦闘を含む軍事的任務のために使用されていた。（略）他の武装集団によって徴集・使用された子ども（82人）は、主に検問所を警備していた」；UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 172. 以下も参照のこと：US Department of State, *2017 Trafficking in Persons Report - Syria*, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 74, 109; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 117-118. 下記「特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども」（セクション III.A.11）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

4) 人民防衛軍 (YPG)

独立国際調査委員会や人権団体は、YPG と *Asayish* が、拉致や自由の剥奪、捕らえられた人々の虐待、非正規の「裁判所」による刑罰の賦課、未解決の殺害・失踪の放置などの人権侵害に関与していると示唆する¹⁰⁴。そのような人権侵害の標的となるのは、PYD/YPG に実際に反対している者および反対しているとみなされる者や ISIS との関係を疑われている者であると伝えられる¹⁰⁵。YPG は、一部の例では主に非クルド系の住民の強制移動に関与してきたが、これらの住民が ISIS とつながりがあるとみなされたり、治安上/軍事上の理由から強制移動が行われていると伝えられる¹⁰⁶。YPG と *Asayish* は、強制・若年徴集を続けていると報告されており¹⁰⁷、強制・若年徴集はその実質的な支配下にある地域において、いわゆる「自衛義務」法¹⁰⁸の下に行われており、敵対行為における使用も含まれる¹⁰⁹。独立国際調査委員会は、ISIS による支配からラッカを取り戻すために SDF と国際的な有志連合によって継続されている軍事攻勢の文脈において、市民の保護に懸念を表明した¹¹⁰。

D. 強制移動と帰還

¹⁰⁴ 下記「PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.6) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

¹⁰⁵ 同上。

¹⁰⁶ 「2015 年 12 月に OHCHR が受け取った報告は、YPG の部隊が、その支配下にある地域において国際人道法に違反して市民の強制移動を行っている疑いがあると指摘している」；UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 39. 以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, paras 97-98; Amnesty International, “We Had Nowhere to Go” – *Forced Displacement and Demolitions in Northern Syria*, 12 October 2015, <http://www.refworld.org/docid/561cbdaf4.html>. 「PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.6) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹⁰⁷ 2014 年、YPG と *Asayish* は、子どもの徴集をやめることを約束し、18 歳未満のすべての子どもの動員解除の手続きを開始した。しかし、報告によると、YPG は、すべての子どもの動員を解除するという約束を果たしておらず、子どもの徴集の事例が記録され続けている；UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, paras 171, 183; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 51; SNHR, *Child Arrested by Kurdish Self-Management Forces in Amouda City in Hasaka Governorate on July 25*, 27 July 2017, <http://bit.ly/2yg2qjw>; US Department of State, *2017 Trafficking in Persons Report - Syria*, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>; Amnesty International, *2016/17 - Syria*, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>; UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, paras 50-51. 以下の「特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども」(セクション III.A.11) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹⁰⁸ 2014 年中頃時点で、シリア北部の事実上の自治政府の支配下で生活する 18 歳～30 歳の男性に「自衛義務」が課された。報告によると、兵役は 6 か月間継続し、その後、新兵は YPG の部隊に自発的に加わることができる；以下を参照のこと：Art. 4 and 8, *Duty of Self-Defense*, 13 July 2014, <http://bit.ly/2rQ6lyl>. しかし、報告によると、実際には、いわゆる法に含まれる徴集基準（年齢、性別、兵役の期間など）が厳格に守られているわけではない；Syrian Voice, *Kurdish Self-Administration Enforces Draft, Turning Kobane into 'Ghost Town'*, 26 April 2017, <http://bit.ly/2siwUSA>; Syria Direct, *YPG Draft Evaders on the Run after Amnesty: 'Why Would I Fight to Defend Arab Lands?'*, 7 November 2016, <http://bit.ly/2ftQxLl>; Ara News, *Kurds Launch Conscription Campaign to Protect Kobane from ISIS Attacks*, 21 June 2016, <http://bit.ly/2s7dAZ4>; Syria Direct, *'I Was Scared They Would Take my Sister for Recruitment'*, 21 January 2015, <http://bit.ly/1zwB872>. 以下の「PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.6) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹⁰⁹ 下記「PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.6) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

¹¹⁰ 同委員会は、ラッカに対する度重なる空爆について調査を行っているが、これにより数百人の市民が死傷したと伝えられる；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 78-79. アムネスティ・インターナショナルによると、「有志連合軍によって行われる砲撃と空爆は、通常は SDF が提供する標的座標に基づいて実施されるが、同市を奪還するための軍事作戦が開始されて以降、数百人の市民を殺害した。市民の死傷の一部は、SDF が誤った標的座標を提供したことによって有志連合軍が誤った標的を攻撃した結果であった。(略) それに加え、誘導ロケット弾や空中投下爆弾と共に、有志連合軍によって使用されている誘導・無誘導砲弾や、SDF 部隊によって使用されている迫撃砲は、致死的效果を及ぼす範囲が広く、居住地域で使用された場合には、市民を負傷させる高いリスクがある。」アムネスティ・インターナショナルは、ISIS の行為がその軍事攻勢に著しい困難をもたらし、文民と正当な軍事目標の区別を難しくしていることに照らし、SDF と有志連合に対し、「無差別であるか、均衡性を欠くか、そうでなくとも違法となる危険を冒している攻撃を止めるなど、爆撃と攻撃の計画・実行において国際人道法の諸規則を完全に履行する」よう強く求めている；Amnesty International, *Syria: 'I Won't Forget This Carnage' Civilians Trapped In Battle for Raqqa*, 23 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/599ec9174.html>, pp. 5, 32. 以下も参照のこと：HRW, *All Feasible Precautions? Civilian Casualties in Anti-ISIS Coalition Airstrikes in Syria*, 24 September 2017, <http://www.refworld.org/docid/59ca4bbe4.html>; HRW, *Syria: Key Concerns for Raqqa Battle*, 13 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5970a9844.html>. 上記「市民の死傷者」(セクション II.B) および、「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—イラクとジャームのイスラム国 (ISIS)」(セクション II.C.2)、ならびにそこに参照される情報源も参照のこと。

上述した状況のため、シリア情勢は、人口の半数以上が移動を強いられるという世界最大の強制移動を生み出す要因となっており¹¹¹、その中には（2017年3月時点で）シリア国内で避難を強いられている630万人以上の人々¹¹²、周辺国や北アフリカに避難して登録をした500万人以上の難民¹¹³、難民申請者として欧州に到着した数十万人¹¹⁴が含まれる。

2016年だけでも200万人を超える人々が新たにシリア国内で移動を強いられたと記録されており¹¹⁵、2017年にもシリア国内のほぼ全域で、新たな強制移動が起きている¹¹⁶。紛争当事者が市民を保護しないのみならず、市民と（水道や電力等の不可欠な基本的サービスを含む）市民のインフラを故意に標的としていることが、強制移動の主な原因であると報告される¹¹⁷。さらに、医療の不足や、生活費の高騰に伴う生計手段の喪失など、出身地域におけるサービスの崩壊のために、人々はますますシリア国内での移動を強いられるようになってきていると伝えられる¹¹⁸。複数回にわたる強制移動は、前線が変化し続けており、かつては安全であった地域が（再び）紛争に巻き込まれていくシリア紛争の顕著な特徴の一つである¹¹⁹。攻撃の最中に国内避難民（IDPs）が標的とされ、移動を強いられ、そして殺害される事例が記録され続けている¹²⁰。

大規模な国内の強制移動に加え、530万人以上のシリア人が周辺国や北アフリカに避難している。トルコでは325万人以上のシリア難民が登録されており、レバノンでは100万人以上¹²¹、ヨルダンでは654,500人、イラクでは244,000人、エジプトでは124,500人、北アフリカの他の国では30,000人以上が登録されている¹²²。同地域において人口統計上・安全保障上の、そして経済的・政治的・社会的な圧力が高まる中で、受入国政府は難民の到着を抑制するためにますます国境管理措置を導入す

¹¹¹ OCHA, *Syrian Crisis – About the Crisis*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/1END1dC>; UN Security Council, *Report of the Secretary-General on the Protection of Civilians in Armed Conflict*, 10 May 2017, S/2017/414, <http://www.refworld.org/docid/5937a99d4.html>, para. 62 (以下、UN Security Council, *Report of the Secretary-General on the Protection of Civilians in Armed Conflict*, 10 May 2017, <http://www.refworld.org/docid/5937a99d4.html>).

¹¹² 子どもと若者は、避難民の半数以上を構成している；OCHA, *Syrian Crisis – About the Crisis*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/1END1dC>. 以下も参照のこと：United Nations Children's Fund (UNICEF), *Syria Crisis Situation Report June 2017 Humanitarian Results*, 30 June 2017, <http://bit.ly/2u4z1W1>, p. 32.

¹¹³ UNHCR, *Syria Regional Refugee Response*, last updated 19 October 2017, <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/regional.php>.

¹¹⁴ 2011年4月から2017年7月までの間に、欧州ではシリア人から970,000件以上の難民申請が提出された；UNHCR, *Syria Regional Refugee Response – Europe: Syrian Asylum Applications*, last updated July 2017, <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/asylum.php>.

¹¹⁵ UN Security Council, *Report of the Secretary-General on the Protection of Civilians in Armed Conflict*, 10 May 2017, <http://www.refworld.org/docid/5937a99d4.html>, para. 63; OCHA, *Under-Secretary-General For Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator, Stephen O'Brien Statement to the Security Council on Syria*, 22 February 2017, <http://bit.ly/2vYJkxD>.

¹¹⁶ 2017年10月末までに、100万人以上が直近の12ヵ月以内に新たに移動を余儀なくされたと記録されている；UNHCR, *Syria: Flash Update on Recent Events – 25 October 2017*, 25 October 2017, <http://bit.ly/2xXhdRv>.

¹¹⁷ Norwegian Refugee Council/Internal Displacement Monitoring Centre (NRC/IDMC), *2016 Global Report on Internal Displacement – Syria: Trapped in the Country, and out of the Picture*, 1 May 2016, <http://www.refworld.org/docid/57a98bf511.html>. 政府軍、反政府武装集団、およびISISによって戦争の一兵器として行われる基本インフラを故意に標的とした攻撃と水道と電気の供給の寸断については、「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」（セクションII.C、脚注73、90および96）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹¹⁸ 下記「人道状況」（セクションII.E）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

¹¹⁹ 「長年の紛争は、人々に繰り返し避難を余儀なくさせた。各々の強制移動は、家族の資産を目減りさせ、コーピング・メカニズムは損なわれた」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 37.

¹²⁰ 「国内避難民は、暴力に対して最も脆弱な人々に含まれる。その多くは、安全を求めて故郷から逃れていながら、彼らが避難を求めたキャンプでも攻撃を受けている」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 24 (事例を含む)。例えば、2017年4月15日、包囲されたフォアとケフラヤの町（イドリブ行政区）から政府支配地域へと移動している途中、アレppo西部ラシディンの待機場所で移送を待つ間に自動車爆弾が爆発し、少なくとも125人の退避者が殺害され400人以上が負傷したと伝えられる；OHCHR, *Syria: Monthly Human Rights Digest – April 2017*, 30 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/59bb82894.html>, p. 3. 以下も参照のこと：UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 July 2017, <http://www.refworld.org/docid/59881d6f4.html>, pp. 14, 15, 16; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 23 June 2017, S/2017/541, <http://www.refworld.org/docid/595640f74.html> (以下、UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 23 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/595640f74.html>), pp. 12, 15, 19; Al Jazeera, *Car Bombs Kill Syrian Civilians in Rukban Refugee Camp*, 16 May 2017, <http://aje.io/5urx>; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 54.

¹²¹ 2015年5月初旬時点で、UNHCRレバノン事務所は、レバノン政府の指示に従い、新規の登録を一時的に停止した。したがって、登録を待つ者はレバノンにいるシリア難民の総数に含まれなくなった。

¹²² UNHCR, *Syria Regional Refugee Response*, last updated 19 October 2017, <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/regional.php>.

るようになっており、数千もの脆弱な人々がシリア国内で足止めされ、安全を求めることが出来ずに放置されている¹²³。強制送還と受け入れ拒否の件数が増加していると伝えられる¹²⁴。

国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) の推計によると、UNRWA に登録されている約 629,400 人 (「パレスチナ難民」)¹²⁵、あるいは紛争以前からシリアで UNRWA による支援を受ける資格を有するとして記録されていた者¹²⁶の内、約 254,000 人のパレスチナ難民が、少なくとも一度シリア国内で避難を強いられている¹²⁷。120,000 人以上が他国に逃れている¹²⁸。周辺国がその入国を厳しく制限しているために、パレスチナ難民がシリア国外において安全を求めることは特に困難である¹²⁹。さらに、ルフルマン (送還) と強制送還の事例に対する懸念が挙げられる (子どもの事例を含む)¹³⁰。

2015 年 4 月以降、シリア国民は、欧州諸国における国際保護の申請者の主要な集団となっている¹³¹。欧州におけるシリア人の到着者数は、国境封鎖や 2016 年 3 月の EU-トルコ声明に伴い、2016 年以降減少しているが¹³²、シリアから避難する人々は、ボートによって地中海を渡る者を含め、国際保護を求め続けている¹³³。地中海を渡ろうと試みた数千もの人々が溺死したり、行方不明となっていると考えられる¹³⁴。

¹²³ フィリッポ・グランディ国連難民高等弁務官によると、「シリアの国境は、多かれ少なかれ閉鎖されているか、越境が非常に困難な状態となっており、周辺国は 500 万人近くのシリア難民により自国が飽和した状態であると感じている。そのことは、シリア人が、このどうしようもない事態の中でシリア国内に足止めされ、窮地に陥るということを意味している」；UNHCR, *UN Refugee Chief Warns Syria Displacement Set to Rise*, 24 October 2016, <http://www.unhcr.org/580e2cc84.html>。「シリアを囲む国境は、ますます閉鎖されるようになっており、シリア国内にいる人々が保護を国際的に求める能力を制限している。今日のシリア人にとって、合法的に出国するルートはごくわずかしかなかった。陸路による非正規の入国はまだわずかに起きているとはいえ、彼らが置かれている事態は、厳しく管理されている陸路の国境、レバノンに入国するための厳格な査証の要件、最近になって閉鎖されたヨルダン国境、そして、海路・空路によりトルコに入国するための査証の要件に特徴づけられる」；Danish Refugee Council, *Stranded at the Border: Policy Changes and Migration Realities: Summary of Regional Migration Trends Middle East (June/July 2016)*, July 2016, <http://bit.ly/2reKkV1>, p. 6. 以下も参照のこと：IDMC, *Syrians at the Berm: Surviving in Nightmarish Conditions and with an Uncertain Status*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2y2iNmM>; HRW, *Trapped: The Desperation of Syria's Displaced Civilians*, 19 September 2017, <http://bit.ly/2xuK6pI>; UN News, *Highlights of the Noon Briefing by Farhan Haq, Deputy Spokesman for Secretary-General António Guterres*, 14 August 2017, <http://bit.ly/2yN7JuB>; Spiegel Online, *Refugees in Crisis: The Death Strip at the Turkish-Syrian Border*, 7 December 2016, <http://spon.de/aeSKA>; European Council on Refugees and Exiles, *Extension of the Border Wall and Ongoing Violence at the Turkish-Syrian Border*, 24 October 2016, <http://bit.ly/2eCKz9f>.

¹²⁴ HRW, *Jordan: Syrian Refugees Being Summarily Deported*, 2 October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59d221754.html>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Jordan*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec8a1c13.html>; Reuters, *Forced back to Syria? Jordan's Unregistered Refugees Fear Deportation*, 22 February 2017, <http://reut.rs/2m9YvQ4>; HRW, *World Report 2017 – Lebanon*, 12 January 2017, <http://www.refworld.org/docid/587b5835f.html>; The Conversation, *Syrian Refugees in Turkey, Jordan and Lebanon Face an Uncertain 2017*, 3 January 2017, <http://bit.ly/2reEBRW>; Amnesty International, *Turkey: Illegal Mass Returns of Syrian Refugees Expose Fatal Flaws in EU-Turkey Deal*, 1 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/570210f94.html>; Amnesty International, *Lebanon: Forcible Return of more than 100 Refugees to Syria a Shocking Setback*, 8 January 2016, <http://www.refworld.org/docid/569756cd4.html>.

¹²⁵ 「パレスチナ難民」とは、「1946 年 6 月 1 日から 1948 年 5 月 15 日までの間にパレスチナに通常の居住場所を有しており、1948 年の紛争の結果として家と生計手段の双方を喪失した人々」を定義される；UNRWA, *Consolidated Eligibility and Registration Instructions (CERI)*, 1 January 2009, <http://www.refworld.org/docid/520cc3634.html>, p. 3. 紛争以前には、560,000 人のパレスチナ難民が UNRWA に登録されていた；UNRWA, *Annual Operational Report 2016, for the Reporting Period 1 January – 31 December 2016*, 16 May 2017, <http://bit.ly/2vEL3IA>, para. 11.

¹²⁶ 関連する総会決議に従い、他の人々も UNRWA のサービスを受ける資格を有する場合があります、特に注目すべきは 1967 年およびそれ以降の敵対行為の結果として避難を余儀なくされた人々である；UNRWA, *Consolidated Eligibility and Registration Instructions (CERI)*, 1 January 2009, <http://www.refworld.org/docid/520cc3634.html>.

¹²⁷ UNRWA, *Syria: UNRWA – Palestine Refugees Demographics Verification Exercise 2016*, 12 June 2017, <http://bit.ly/2tiT1M>.

¹²⁸ 主として、レバノン、ヨルダン、ガザ、エジプトなどが含まれる；UNRWA, *Syria Regional Crisis Emergency Appeal 2017*, 2016, <http://bit.ly/2n5lpbS>, pp. v, 1.

¹²⁹ UN General Assembly, *Report of the Commissioner-General of the United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East, 1 January-31 December 2016*, 22 May 2017, A/72/13, <http://www.refworld.org/docid/59ef4f534.html>, paras 14, 18; UNRWA, *2016 Emergency Appeal Syria Regional Crisis Progress Report*, 9 February 2017, <http://bit.ly/2lAkQt2>, pp. 1, 4, 14, 23; Amnesty International, *Denied Refuge: Palestinians from Syria Seeking Safety in Lebanon*, 1 July 2014, <http://www.refworld.org/docid/56cabdd14.html>, pp. 7, 11.

¹³⁰ UN Committee Against Torture (CAT), *Concluding Observations on the Third Periodic Report of Jordan*, 29 January 2016, CAT/C/JOR/CO/3, <http://www.refworld.org/docid/58beafe04.html>, paras 13 and 14 (c); UN Committee on the Rights of the Child (CRC), *Concluding Observations on the Consolidated Fourth and Fifth Periodic Reports of Jordan*, 13 June 2014, CRC/C/JOR/CO/4-5, <http://www.refworld.org/docid/541bf99a4.html>, paras 55, 56.

¹³¹ European Asylum Support Office (EASO), *Latest Asylum Trends – August 2017*, August 2017, <http://bit.ly/2yIFOUk>.

¹³² European Union: Council of the European Union, *EU-Turkey Statement*, 18 March 2016, <http://www.refworld.org/docid/5857b3444.html>.

¹³³ 2017 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、地中海を渡って到着した者の内シリア人は 11,733 人と記録された；UNHCR, *Operational Portal – Mediterranean Situation*, accessed 30 October 2017, <http://data2.unhcr.org/en/situations/mediterranean>. 以下も参照のこと：UNHCR, *Desperate Journeys – Refugees and Migrants Entering and Crossing Europe via the Mediterranean and Western Balkans Routes*, August 2017, <http://bit.ly/2g8oVTS>; UNHCR, *Refugees and Migrants Face Heightened Risks while Trying to Reach Europe – UNHCR Report*, 27 February 2017, <http://bit.ly/2mohiuh>.

¹³⁴ 2016 年は、地中海において記録上最大の死者が出た年となり、5,000 人以上の死者が記録された。これは、2015 年に記録された 3,771 人と比較される。2017 年 10 月 30 日までに、推定 2,806 人の難民・移民が死亡したか行方不明になっていると報告される；UNHCR, *Operational Portal – Mediterranean Situation*, last updated 30 October 2017, <http://data2.unhcr.org/en/situations/mediterranean>; UNHCR, *UNHCR*

2017年に記録された新たな強制移動に並行して¹³⁵、UNHCRは600,000人以上の国内避難民がシリア国内の出身地に帰還したとも推計しているが、二次的な強制移動に直面したおそれがある人の数は不明である¹³⁶。UNHCRは、2017年1月から9月中旬までの間に、周辺国からのシリア難民57,000人の帰還のモニタリングを行った¹³⁷。難民が帰還する理由には、就労機会の乏しさや桁違いの生活費、高価な医療などのシリア難民が受入国で直面している困難もさることながら、特に、家族を捜し出したいという願望、そして財産を確認しておきたいという願望などが含まれると伝えられる¹³⁸。また、多くの難民は、庇護国から家族を連れてくるのが安全で実行可能かどうかを決定する前に、状況を評価するために短期間帰還している（「様子見訪問」）。このように難民自身が計画して帰還がなされているものの、UNHCRは、難民が安全にかつ尊厳をもって帰還する条件がシリアにはまだ整っていないと考える。同国の多数の地域では治安上の問題が続いており、人権侵害の危険性は依然として高い。同様に、多くの帰還地域で、治安の改善が続くかどうか不確かである¹³⁹。持続可能かつ大規模な帰還に向けたその他の課題は、生計を立てる機会が限られていること、食糧・水の不足、散発的にしかあるいは全く存在していない医療、社会的その他の基本的サービスなどである。シリアの学校の多くは損傷を受けるか破壊されており、教育を提供することができていない¹⁴⁰。こうした理由から、UNHCRは、現段階で、受入国からの難民の帰還を促進することも支援することもできない。

2017年6月から8月までの間には、約7,000人のシリア人が、ヒズボラとシリアの反政府武装集団との間で結ばれた局所的な協定の下、レバノン国境の町アルサルからシリア国内の様々な場所に帰還した。それらの協定は、戦闘員（その背景のため、UNHCRの関心対象者ではない）の退避を主目的としていたように見えるが、人数は確認できないもののUNHCRに登録された難民を含め、多くの市民がこれらの移動に合流した。これらの移動の一部をなした市民が、帰還するかどうかをめぐり、どれほど自由にかつ十分な情報を得た上で決定を下すことができたかについて、懸念が表明されている¹⁴¹。

Lauds Europe's Rescue Efforts in Mediterranean Sea, 15 January 2017, <http://bit.ly/2iqPUdA>. EU-トルコ声明については、以下も参照のこと：UNHCR, *Legal Considerations on the Return of Asylum-Seekers and Refugees from Greece to Turkey as Part of the EU-Turkey Cooperation in Tackling the Migration Crisis under the Safe Third Country and First Country of Asylum Concept*, 23 March 2016, <http://www.refworld.org/docid/56f3ee3f4.html>.

¹³⁵ 上記脚注 116 参照。

¹³⁶ UN News Service, *Over 600,000 Displaced Syrians Return Home to Date in 2017 - UN Agency*, 11 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/598db7f34.html>. 以下も参照のこと：UNHCR, *Update: Durable Solutions for Syrian Refugees*, 7 August 2017, <http://bit.ly/2visLPI>.

¹³⁷ そのほとんど（38,000人）がトルコから帰還した；UNHCR情報（2017年10月）。帰還の一部の事案は、その性質が自発的なものであるかどうか確認されていない；UNHCR, *Update: Durable Solutions for Syrian Refugees*, 7 August 2017, <http://bit.ly/2visLPI>. 下記「強制送還の一時停止」（セクションIV）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹³⁸ UNHCR, *UNHCR Seeing Significant Returns of Internally Displaced amid Syria's Continuing Conflict*, 30 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/59562de64.html>. 2017年2月と4月にUNHCRによって行われた意向調査では、インタビューされたシリア難民の大多数（76パーセント）が、もし帰還地域の状態が大きく改善すれば2017年以降に帰還を考慮するだろうと回答している；UNHCR, *Flash Update: Syrian Refugee & IDP Returns*, 30 June 2017, <http://bit.ly/2tANRIO>, p. 2.

¹³⁹ 「同国内の住宅とインフラ、基本的サービス、社会的セーフティ・ネット、生計手段の破壊のレベルは甚大であり、治安情勢や人道状況は依然として不安定であり、強制移動は続いている。帰還民は、再燃する戦闘や継続中の戦闘に直面するおそれがあり、武装集団による徴集や逮捕・拘禁その他の身体的暴力のような帰還の障害に懸念を示している」；UNHCR, *Update: Durable Solutions for Syrian Refugees*, 7 August 2017, <http://bit.ly/2visLPI>. 以下も参照のこと：UNHCR, *Flash Update: Syrian Refugee & IDP Returns*, 30 June 2017, <http://bit.ly/2tANRIO>, p. 2. 「紛争・治安情勢」（セクションII.A）および、「拡大された／より広い難民の定義および／または補完的形態の保護の下での該当性」（セクションIII.B）ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹⁴⁰ UNHCRによる調査の対象となった難民は、治安上の問題、水道、保健、教育、電力などのサービスへのアクセスの欠如、限られた生計手段が、帰還への主要な障害であると語った。回答者の約50パーセントは、シリアにある財産が損害を受けたり、破壊されたりしたと報告しており、帰還へ大きな障害を表している；UNHCR, *Flash Update: Syrian Refugee & IDP Returns*, 30 June 2017, <http://bit.ly/2tANRIO>, p. 2.

¹⁴¹ HRW, *Human Rights Watch, Lebanon: Refugees in Border Zone at Risk*, 20 September 2017, <http://www.refworld.org/docid/59c21dc84.html>; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 12; UNHCR, *UNHCR Lebanon Statement on Returns from Aarsal*, 3 August 2017, <http://bit.ly/2zdflhd>; Syria Protection Cluster (Turkey) – Protection Monitoring Task Force, *Rapid Protection Monitoring Report - Movement: Aarsal, Lebanon to Idlib and Aleppo*, August 2017, <http://bit.ly/2vDqYC4>; Al Jazeera, *Syrian Refugees in Lebanon Live in Fear after Aarsal*, 28 August 2017, <http://bit.ly/2vymGgj>; The Guardian, *Thousands of Refugees and Militants Return to Syria from Lebanon*, 14 August 2017, <http://bit.ly/2w8INfE>; Los Angeles Times, *Departure of Syrian Rebels and Refugees from Lebanon Raises Specter of Forced Returns*, 13 August 2017, <http://lat.ms/2uORcRE>; The New York Times, *Militants and Refugees Return to Syria Under Cease-Fire Deal*, 2 August 2017, <http://nyti.ms/2v1hZtz>; Reuters, *Refugees Return to Syria from Lebanon in Hezbollah-Mediated Deal*, 12 July 2017, <http://reut.rs/2uSmSWZ>.

E. 人道状況

紛争は、シリアの人道危機の主要な原因であり続けている¹⁴²。シリアにおける紛争は今年で7年目に入り、人道状況はさらに悪化し続けている。2016年12月に発行された「人道ニーズ概観」が述べるところによると、「2016年の初めには、シリアにいる人々にとってこれ以上事態が悪化するだろうとは考え難かった。しかしながら、弱まることのない敵対行為、人道的アクセスの妨害を含めたIHL・IHRL [国際人権法] の継続的な違反および経済破綻の影響が組み合わさったことで、すでに壊滅的であった人道状況がより一層悪化している¹⁴³。」2017年版の「人道ニーズ概観」によると、1350万人が保護と人道援助を必要としており¹⁴⁴、その内570万人が人命救助のための支援を緊急に必要としている¹⁴⁵。2015年末の時点では、シリア人の85パーセントが貧困状態で生活していると推計された¹⁴⁶。それ以来、生計手段に関する機会がさらに減少し、より深い貧困レベルに陥っていると伝えられている¹⁴⁷。

¹⁴² OCHA, 2017 Humanitarian Needs Overview, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 8.

¹⁴³ 同上、9頁。以下も参照のこと：OCHA, Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator Stephen O'Brien Statement to the Security Council on the Humanitarian Situation in Syria, 22 February 2017, <http://bit.ly/2lqx6sc>; WHO/OCHA/WFP/UNICEF/UNHCR, Joint Statement on Syria, 16 January 2017, <http://bit.ly/2iZiIM4>.

¹⁴⁴ OCHA, 2017 Humanitarian Needs Overview, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>.

¹⁴⁵ 「(略) 支援を必要としている570万人がシリアの諸地域で生活しており、そのニーズは、壊滅的、危機的、または過酷なレベルに到達していると考えられ、壊滅的レベルとして分類される地域の100万人、危機的レベルに分類される地域の38.3万人、過酷なレベルに分類される地域の330万人が含まれる」；OCHA, 2017 Humanitarian Needs Overview, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 19.

¹⁴⁶ シリア人の推計85パーセントは、貧困状態で生活している。その内69パーセントは極貧状態で生きており、食糧を含めた基本的ニーズを満たすことができていない。貧困のレベルは、行政区域によって異なっており、紛争被害を受ける地域や被包囲地域において劇的に増大していると伝えられる。UNICEFによると、約700万人の子どもが貧困状態の中で生きている；OCHA, 2017 Humanitarian Needs Overview, 1 December 2016, <http://bit.ly/2k6TWNU>, pp. 6, 7, 13, 14; SCPR, Impact of Syrian Crisis Report, 11 February 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, pp. 8, 45-47.

¹⁴⁷ WFP, Livelihood and Resilience – Syria 2017, June 2017, <http://bit.ly/2hYxllk>; OCHA, 2017 Humanitarian Needs Overview, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 14.

食糧¹⁴⁸、水と衛生¹⁴⁹、住宅¹⁵⁰、医療¹⁵¹および教育¹⁵²へのアクセスは、武力紛争とそれに伴うインフラの破壊¹⁵³、基本的な公共サービスの崩壊、そして生計手段の喪失¹⁵⁴により、累積的に深刻な影響を受け続けている。それに加えて、紛争当事者は、水道のような基本的サービスへのアクセスの遮断を、軍事戦略の一つとして用いていると報じられる¹⁵⁵。さらに、紛争当事者は、一般市民から食糧その他の基本的必需品へのアクセスを奪うために、町や近隣地域に対する包囲攻撃を用いているとも報告される¹⁵⁶。

¹⁴⁸ アクセスの欠如や包囲攻撃、強制移動は、食糧不足をもたらす複数の相互に補強し合う要因となっている。これらは、3つの中核的な食糧保障指標（食糧入手可能性、対処戦略、食糧消費量）に否定的な影響を及ぼした。390万人の子どもを含む700万人近くが、食糧不足であると推定される。それに加え、300万人のシリア人は、食糧不足となる危険に瀕している。食糧不足の状況は、特に、食糧供給が非常に限られている被包囲地域・アクセスが困難な地域で生活している者にとって深刻であると報告される。合計900万人は、何らかの食糧援助が必要であると報告される。多くのシリア人（特に、女性が家長である家庭とIDPs）は、過酷な食糧不足を補うために毎日の食事回数を減らしたり、食料を借りたり、一回毎の摂食量を減らしたりするような戦略に頼らなければならない；WFP, *Syria mVAM Bulletin #17: September 2017 - Food Security Deteriorates in Governorates Affected by the Recent Escalation of Violence*, 30 September 2017, <http://bit.ly/2yPQJ4y>; WFP, *WFP Syria Country Brief, August 2017*, 31 August 2017, <http://bit.ly/2iCeIQV>; UN Food and Agriculture Organization (FAO), *GIEWS - Global Information and Early Warning System - Country Brief Syria*, 21 July 2017, <http://bit.ly/2tBw1lG>; FAO, *Global Report on Food Crises 2017*, March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58e20dc64.html>, pp. 15, 18, 107-108; OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, pp. 39-41. 以下も参照のこと：WFP, *mVAM Food Security Analysis - Bulletins*, <http://bit.ly/24GCV9n>.

¹⁴⁹ 損害を受けた水道インフラ、維持管理の不足、限られた電力供給は、安全な水へのアクセスを大きく減少させることとなった；UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 32-37, 106; UNICEF, *Syrian Children Suffer as Taps Run Dry in Damascus*, 16 January 2017, <http://uni.cf/2l7GhBP>; OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, pp. 50-51; The Guardian, *Water Supplies in Syria Deteriorating Fast due to Conflict, Experts Warn*, 7 September 2016, <http://bit.ly/2coH8XZ>.

¹⁵⁰ 推計430万人がシリアでシェルターを必要としていると伝えられる；UNHCR/Shelter Cluster, *Syria: Shelter Monthly, August 2017*, Issue No. 10, 31 August 2017, <http://bit.ly/2fWCZA8>. 10都市における世界銀行の研究によると、2017年前半の時点で、紛争は住宅戸数全体の27パーセントに影響を与えている（7パーセントが破壊され、20パーセントが部分的に損傷を受けている）。「その割合は、市毎に異なる。最も完全崩壊の割合が高いのは、デリゾール（10パーセント）であり、最も部分的な損傷の割合が高いのは、パルミラ（32.8パーセント）である。住宅全体の8パーセントが破壊され、23パーセントが部分的に損傷を受けており、アレppoも、最悪の被害を受けた市の1つである」；World Bank, *The Economic and Social Consequences of the Conflict in Syria*, 10 July 2017, <http://bit.ly/2A6nTgx>, p. v. 「人道ニーズ概況報告」によると、190万人がシェルターを「深刻にかつ差し迫って必要」としていると報告される。同国の3分の1以上では、適切な住居（貸しアパートを含む）が利用可能ではなく、他の一部の地域では、多くの人にとって適切な住居の費用は負担できなくなっていると伝えられる。人口の半分以上（52パーセント）は、基準を下回る住宅に住んでいると報告される；OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, pp. 48-49. 以下も参照のこと：NRC, *Briefing Note: Housing Land and Property (HLP) in the Syrian Arab Republic*, May 2016, <http://bit.ly/2phCpwZ>, pp. 10-12. シリアの場所毎の建物の破壊・損傷状況に関する詳細については、REACHによるシェルター損傷評価（<http://bit.ly/2lThQa2>）を参照のこと。

¹⁵¹ 「過去6年間にわたり、同国の一般市民の公共医療へのアクセスは、深刻に悪化した。シリアの公立病院とプライマリー・ヘルスセンターの半数以上が閉鎖されたか、部分的にしか機能していない。医療従事者の約3分の2近くが避難している。開院している医療施設の多くは、きれいな水や電気、十分な医療用品・手術用備品が不足している」；WHO, *Health Care a Casualty of Six Years of War in Syria*, 15 March 2017, <http://bit.ly/2nv6xDM>. 合計1280万人がシリアにおいて医療援助を必要としていると推定され、その内550万人が子どもである；OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, pp. 42-43. 以下も参照のこと：World Bank, *The Economic and Social Consequences of the Conflict in Syria*, 10 July 2017, <http://bit.ly/2A6nTgx>, pp. v, 38-41; OCHA, *Syrian Arab Republic: Humanitarian Dashboard (Jan - Mar 2017)*, 10 June 2017, <http://bit.ly/2tZOaMS>, p. 4. 医療従事者が標的にされていることについては、下記「特定の職業についている者—医師およびその他の医療従事者」（セクション III.A.7）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

¹⁵² 300万人以上の子どもが学校に通っていないか、中退のリスクに瀕していると報告されており、合計600万人の子どもとも教員が教育援助を必要としていると伝えられる；OCHA, *Syrian Arab Republic: Humanitarian Dashboard (Jan - Mar 2017)*, 10 June 2017, <http://bit.ly/2tZOaMS>, p. 3. 「シリアの公教育制度は合計150,000人の教員を失い、7,400校の学校（同国内の学校の3分の1）が損害を受けたか、破壊されたか、そのほかアクセス不可能となったとみられる」；OCHA, *Under-Secretary-General For Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator, Stephen O'Brien Statement to the Security Council on Syria*, 22 February 2017, <http://bit.ly/2vYJkxD>. 「特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども」（セクション III.A.11、脚注359）も参照のこと。

¹⁵³ World Bank, *The Economic and Social Consequences of the Conflict in Syria*, 10 July 2017, <http://bit.ly/2A6nTgx>, p. v.

¹⁵⁴ 世界銀行によると、「紛争開始以降、2010年から2015年までの間に1年あたり平均約538,000件の仕事が消滅し、毎年482,000人を失業させた。労働年齢のシリア人の4人の内3人以上（7.7パーセントまたは900万人）が経済的価値の創出に一切関与していない。その内290万人は失業状態であり、610万人は働いていない状態である。若年層の失業は、2015年に78パーセントに達した」；World Bank, *The Economic and Social Consequences of the Conflict in Syria*, 10 July 2017, <http://bit.ly/2A6nTgx>, pp. vii-viii. 以下も参照のこと：OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 17; SCPR, *Impact of Syrian Crisis Report*, 11 February 2016, <http://bit.ly/2iTMkdd>, pp. 7, 37.

¹⁵⁵ 「2016年中に、水は戦争の一兵器として用いられ続けた。約30回にわたり、水道インフラと水供給は、戦争の一戦術として、直接攻撃を受けたり、故意に停止されたりした。アレppoやダマスカスなどの主要都市は、水道システムの維持管理不足と損傷に加え、こうした戦術によって水不足に陥った」；UNICEF, *Whole of Syria - WASH Facts and Figures - January - December 2016*, 30 January 2017, <http://bit.ly/2m29bTi>. 上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」（セクション IIC）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

¹⁵⁶ 「包囲戦の使用は、紛争当事者によって使用される他のどの戦術よりも悲劇的に市民に影響を及ぼした。現在のところ、国中の600,000人以上のシリア人男性・女性・子どもは、包囲された場所に、しばしば凄惨な状況の中、囚われたままである。調査期間中、紛争当事者は、ダマスカス、ダマスカス郊外、デリゾール、ホムス、イドリブの各行政区画において降伏を余儀なくさせるため、取り囲まれたコミュニティに対して包囲攻撃を続け、囚われた市民への人道援助物資の輸送を利用し続けていた。こうした包囲は、反体制派の支配下における生命維持能力を侵食するための無差別攻撃や病院等の民用インフラを故意に標的とした攻撃と共に、必要不可欠な食品、医薬品、そ

UNRWA は、同機関に登録されているパレスチナ難民 438,000 人がシリアに留まっており、その内ほぼ全員（95 パーセント）が継続的な人道援助を強く必要としていると推計する¹⁵⁷。紛争の結果、パレスチナ人キャンプおよび居住区にあった多数の家屋や店舗、学校、医療施設（国連の施設を含む）が損傷を受けるか破壊されており、シリアでの UNRWA の活動に深刻な影響を与え、パレスチナ難民が基本的なサービスを得ることを一層困難にしていると伝えられる¹⁵⁸。本書執筆時点で、12 ヶ所あるパレスチナ難民キャンプの内 3 ヶ所が破壊され、依然として UNRWA がアクセスできない状況となっている¹⁵⁹。

子どもは、紛争によって最も深刻な影響を受け続けている¹⁶⁰。2017 年 9 月には、600 万人近い子どもが人道援助を必要としていると推計されており、その半数は国内で避難を余儀なくされていた¹⁶¹。子どもは、包囲攻撃によって最も深刻な被害を受けており、栄養失調と脱水に起因する死亡者のほとんどは幼児であると伝えられる¹⁶²。多くの子どもは深刻なトラウマを負っていると報告される¹⁶³。人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官スティーブ・オブライアンによると、「シリアにいる子どもの一世代は、その短い人生の間に残忍な紛争と恐怖しか知ることはない¹⁶⁴。」

の他の必須の供給品の被包囲地域への輸送を日常的に否定することに特徴づけられる」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 18. 以下も参照のこと：UN General Assembly, *Report of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict*, 2 September 2017, A/72/276, <http://www.refworld.org/docid/59ad61f64.html>, para. 18; OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 10. 上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」（セクション II.C、脚注 73、90 および 96）も参照のこと。

¹⁵⁷ UNRWA, *Syria: UNRWA – Palestine Refugees Demographics Verification Exercise 2016*, 12 June 2017, <http://bit.ly/2ti1T1M>; UNRWA, *Syria: UNRWA – Humanitarian Snapshot, April 2017*, 18 May 2017, <http://bit.ly/2sioVBW>.

¹⁵⁸ 「危機の動態性と予測不能性は、UNRWA やその他の援助機関による定期的な人道援助と人命救助のための人道援助の両者の輸送を厳しく制約し続けた」；UN General Assembly, *Report of the Commissioner-General of the United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East, 1 January–31 December 2016*, 22 May 2017, A/72/13, <http://www.refworld.org/docid/59ef4f534.html>, para. 12. 以下も参照のこと：UNRWA, *Syria: UNRWA – Palestine Refugees Demographics Verification Exercise 2016*, 12 June 2017, <http://bit.ly/2ti1T1M>. シリアにある医療施設に加えられた大きな損傷は、パレスチナ難民に医療を提供する同機関の能力に重大な影響を及ぼした。2012 年以降、23 ヶ所の UNRWA ヘルプセンターの内 8 ヶ所が使用できないか、アクセスできない状態となった；UNRWA, *2016 Emergency Appeal Syria Regional Crisis Progress Report*, 9 February 2017, <http://bit.ly/2lAKQ2>, p. 12. さらに、紛争以前には開校していた UNRWA の学校 118 校の内、34 校は、2015 年 4 月時点で完全にまたは部分的に損傷を受けており、依然として開校しているのは 44 校のみである。同時に、9 校の UNRWA 学校は、1,800 人以上の IDPs のための共同シェルターとなっている；UNRWA, *Syria: UNRWA – Humanitarian Snapshot, September 2017*, October 2017, <http://bit.ly/2yTuoW4>.

¹⁵⁹ Ein El-Tal キャンプ（アレppo行政区域）、ヤルムーク（ダマスカス行政区域）、ダラア・キャンプ（ダラア行政区域）；UNRWA, 2017 年 10 月。下記脚注 170 も参照のこと。

¹⁶⁰ 「子どもは、依然としてシリア・アラブ共和国全土で暴力や虐待に対して不均衡に脆弱である。（略）シリアの子どもは、市民への攻撃や教育を受ける機会の欠如、児童兵としての徴兵の結果苦しんでいた」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 49. 以下も参照のこと：UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 15.

¹⁶¹ UNICEF, *28.2 Million Children in Need in the Middle East & North Africa*, 11 September 2017, <http://bit.ly/2fkGPzA>. 以下も参照のこと：UNICEF, *Syria Crisis Situation Report August 2017 Humanitarian Results*, 31 August 2017, <http://bit.ly/2hCrUER>, p. 2; UNICEF, *Hitting Rock Bottom: Children's Suffering in Syria at Its Worst*, 13 March 2017, <http://bit.ly/2qqpwEa>.

¹⁶² 2017 年 9 月末には、推計 22,600 人の子どもが被包囲地域で生活しており、推計 168 万人の子どもが人道援助へのアクセスが限定されたアクセスが困難な地域で生活していた；UNICEF, *UNICEF Syria Crisis Situation Report September 2017 - Humanitarian Results*, 30 September 2017, <http://bit.ly/2iX41IV>, p. 2. 「（略）被包囲地域でのすべての早死の半数以上は 14 歳未満の子どもであり、その 4 分の 1 が乳児である」；UNICEF, *No Place for Children – The Impact of Five Years of War on Syria's Children and their Childhoods*, 14 March 2016, <http://www.refworld.org/docid/56ef99e44.html>, p. 8. 以下も参照のこと：OHCHR, *Syria: Suffering of Civilians in Eastern Ghouta “an Outrage” – Zeid*, 27 October 2017, <https://shar.es/1PCbac>; WFP, *WFP Appeals for Access to Besieged Syrian Enclave Amid Reports of Severe Hunger*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2z8xyGd>; UNICEF, *Hitting Rock Bottom: Children's Suffering in Syria at Its Worst*, 13 March 2017, <http://bit.ly/2qqpwEa>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 119–121; The Washington Post, *Syria's Children Starve as America Looks on*, 6 June 2016, <http://wapo.st/2m3B51V>; CBS News, *U.N. Agency: Starving Syrian Teen Died ‘in Front of Our Eyes’*, 14 January 2016, <http://cbsn.ws/1SStFHs>.

¹⁶³ 「シリアにいる数百万人の子どもは、日々、空爆や爆弾が自宅を破壊して子どもや愛する人を殺害する恐怖、もう学校に行けなくなる恐怖、次の食事がどこから来るのか分からない恐怖、そして、家族と離ればなれになってしまう恐怖の中で暮らしている」；Save the Children, *Invisible Wounds – The Impact of Six Years of War on the Mental Health of Syria's Children*, 6 March 2017, <http://bit.ly/2mzCCwJ>（以下、Save the Children, *The Impact of Six Years of War on the Mental Health of Syria's Children*, 6 March 2017, <http://bit.ly/2mzCCwJ>）, p. 6. 以下も参照のこと：Their World, *Toxic Stress Spells Disaster for many Children in Syria and other Conflict Countries*, 3 August 2017, <http://bit.ly/2vBB0XO>; Qantara, *Syria's Traumatized Children – The Horror that Never Fades*, 2 August 2017, <http://bit.ly/2wz1ZjS>; The New Arab, *Syrian Doctor Coins New Term for Children's Extreme War-Trauma*, 25 February 2017, <http://bit.ly/2m9Cns9>; The Independent, *Aleppo: Footage Shows Injured Children so Traumatized They Have Stopped Crying*, 17 December 2016, <http://ind.pn/2hF3AjW>.

¹⁶⁴ OCHA, *Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator, Stephen O'Brien, Message on the Syria Crisis*, 15 March 2017, 17 March 2017, <http://bit.ly/2zcQH99>.

政府以外が支配する地域では、市民証明書の紛失・破損や市民証明書関連業務の中断・不在が、市民の移動の自由や市民権、公共サービス、生計を立てる手段へのアクセスを損なっている¹⁶⁵。紛争開始後にシリア（特に政府支配地域の外）で出生した多くの子どもは、その身分や家族構成、国籍を示す正式な書類を有しておらず、無国籍となる高い危険に晒されている¹⁶⁶。年齢を証明し、それに伴う子どもとしての地位を示す文書がないために、青少年は、武装勢力による児童労働や徴集に巻き込まれやすくなっていると伝えられる¹⁶⁷。

安全保障理事会決議 2139 号（2014 年）、2165 号（2014 年）、2191 号（2014 年）、2258 号（2015 年）、および 2332 号（2016 年）の履行に関する国連事務総長の報告によると、国連人道援助機関や協力団体は、前線や国境地帯を含め、支援を必要としている数百万人もの人々に人道支援を届けることができた¹⁶⁸。しかし、治安上の問題や行政上の障害、主要な国境検問所の封鎖、資源の不足が援助物資の輸送を妨げ続けており¹⁶⁹、被包囲地域とアクセスが困難な地域での人道状況を特に危機的なものとしている¹⁷⁰。数十人の人道援助関係者が殺害、拘禁あるいは拉致されており、国連の車両や

¹⁶⁵ 2018 年プロテクション・ニーズ概要によると、コミュニティの 83 パーセントは、市民証明書の欠如・紛失を問題の一つとして報告した。これらのコミュニティの間では、政府当局に相談することへの懸念と文書の紛失が、公式文書／政府発行文書を保持していない主な理由とされ、その次にくる理由は、政府のサービスを受けることができないことであった。市民証明書の欠如・紛失を問題として報告しているコミュニティの中で、回答者は、公式のまたは政府発行の市民証明書を保持していないこと、移動の制限（76 パーセント）、人生の出来事を登録できないこと（73 パーセント）、住宅・土地・財産（HLP）に関する取引を行うことの困難（70 パーセント）、人道援助へのアクセスの減少（56 パーセント）に言及している；Protection Cluster, *Syrian Arab Republic: Whole of Syria Protection Sector - 2018 Protection Needs Overview*, 12 October 2017, <http://bit.ly/2z5XPof> (以下、Protection Cluster, *2018 Protection Needs Overview*, 12 October 2017, <http://bit.ly/2z5XPof>), pp. 46-48. 「定期的に重要な文書は、市民が紛争から逃れる際に、あるいはその自宅が損傷を受けたり破壊されたことを理由に、紛失したり毀損することが多い。そうした文書を更新したり照合したりする能力は、政府支配地域の外にある地域に公式の住民登録サービスがないことや、政府登記所が戦闘によって影響を受けていることを理由に、さらにひどく阻害される。市民証明書の欠如は、サービスと雇用にアクセスする市民の能力を損ない、紛争の影響に対処する能力を制限する。それは、彼らの移動の自由、特に、同国内のより安全な場所に移動する能力や同国から避難する能力、をも損なう。(略)市民は、子どもの親権や財産権、相続権の請求において困難に直面する」；UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, paras 61-62. 以下も参照のこと：NRC/UNHCR, *Displacement, HLP and Access to Civil Documentation in the South of the Syrian Arab Republic (July 2017)*, 31 July 2017, <http://bit.ly/2inGtZy>, pp. 4, 15-17; NRC/UNHCR, *Displacement, Housing, Land and Property and Access to Civil Documentation in the North West of the Syrian Arab Republic (July 2017)*, 31 July 2017, <http://bit.ly/2zr66nd>, pp. 4, 24-27; UNHCR, *Lack of Documentation Poses Extra Risk to Displaced Syrians*, 13 April 2017, <http://bit.ly/2v1ksRi>.

¹⁶⁶ 「シリア政府の支配地域の外で発行された文書は、公式文書ではなく、少なくとも民事上の身分に関わる出来事に対する証拠的価値を持つという観点で考えると、シリア当局にとって容認できるものかどうかは不明である。したがって、家族手帳に記載されない人の約 4 分の 3 が無国籍となる危険に瀕していることが判明した」；NRC/UNHCR, *Displacement, Housing, Land and Property and Access to Civil Documentation in the North West of the Syrian Arab Republic (July 2017)*, 31 July 2017, <http://bit.ly/2zr66nd>, pp. 24-25. 「新たに生じつつある課題は、クルド自治区や、シリア南部の地方評議会、シリア北部の暫定政府下の自由独立司法評議会などの政府の非支配地域で非国家主体によって発行される個人用文書に帰される正当性と価値の問題である。これらの非国家主体は、出生と結婚の登録に関与するようになってきている」；NRC/IDMC, *Understanding Statelessness in the Syria Refugee Context*, 2016, <http://www.refworld.org/docid/584021494.html>, p. 30. 「シリア政府の住民登録制度は、安全と費用の問題のため、シリア政府の非支配地域に居住するほとんどの市民にとって、アクセスし難いままである。しかし、非国家の証明書作成は、その発行当局が活動している地域の外ではその正当性を欠いており、有用性は限られている」；International Rescue Committee (IRC), *Identify Me – The Documentation Crisis in Northern Syria July 2016*, <http://bit.ly/2mQTDD5>, p. 6. 以下も参照のこと：NRC/UNHCR, *Displacement, HLP and Access to Civil Documentation in the South of the Syrian Arab Republic (July 2017)*, 31 July 2017, <http://bit.ly/2inGtZy>, p. 16; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 48; Institute for War and Peace Reporting, *Syria: Documenting Births, Marriages and Deaths*, 7 October 2016, <http://www.refworld.org/docid/57fe3a9ba88.html>.

¹⁶⁷ UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 62.

¹⁶⁸ 以下のその後の報告を参照のこと：the Secretary-General on the Implementation of UNSC Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016) (<http://bit.ly/2qJYe7C>にて入手可能)。

¹⁶⁹ シリア担当事務総長特使ステファン・デ・ミストゥーラによると、「人道的アクセスについては、望ましい形で改善を図れていないままであり、このことは、以下の多くの要素による：一部地域における戦闘の継続や、官僚主義的な障害、紛争当事者による干渉」；UN Secretary-General, *Briefing to the Security Council by Staffan De Mistura, Special Envoy to the Secretary-General [as Delivered]*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2gXhD2d>. 以下も参照のこと：OHCHR, *Syria: Monthly Human Rights Digest - September 2017*, 6 October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db24594.html>, pp. 5-6; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 24; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 185; UN News Service, *Delays in Access in Syria 'Will Mean Further Death,' Warns Top UN Relief Official*, 29 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/595618664.html>.

¹⁷⁰ UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S /2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, para. 24; REACH, *Syria: Besieged and Hard-to-Reach Communities Continue to Face Access Restrictions Threatening Their Ability to Meet Basic Needs*, 3 August 2017, <http://bit.ly/2viEFXZ>; Al Jazeera, *UN Struggles to Deliver Humanitarian Aid in Syria*, 28 July 2017, <http://aje.io/llvws>; UN Security Council, *Report of the Secretary-General on the Protection of Civilians in Armed Conflict*, 10 May 2017, <http://www.refworld.org/docid/5937a99d4.html>, para. 50. 2017 年 9 月時点で、ダマスカス行政区（ヤルムークとカブーン）、イドリブ行政区（フォアとケフラヤ）、ダマスカス郊外行政区（ドゥーマ、ハラスタ、アルビン、カフル・パトナ、Nashabiyah、Bayt Jinn の各地域における様々な場所）の 10 の被包囲地域にいる約 420,000 人を含め、300 万人近くが包囲された場所やアクセスが困難な場所で生活していると推計されている。これらの地域の 95 パーセントは政府によって包囲されており、反政府武装集団による包囲は 2

倉庫、救急車が攻撃を受けたりしていることから、人道援助関係者にとって安全面での危険性は高い¹⁷¹。

2016年12月、未曾有の規模で次第に長期化するシリア危機において、国際社会が必要不可欠な人命救助のための人道援助を提供しなければならない状況が続く中、国連はシリア人道危機対応計画2017 (Syria Humanitarian Response Plan 2017) とシリア周辺地域・難民・回復計画 (Regional Refugee and Resilience Plan (3RP)) を発表し、過去最大のアピールを開始した。2つの計画は、シリアと周辺国に人道援助を提供するための総額80億USドルの拠出を呼びかけた。国連資金追跡システムによると、2017年10月30日時点で、両計画に必要な予算総額のそれぞれ39.9パーセントと46.2パーセントずつしか資金が集まっていない¹⁷²。過去数年にわたり、シリア国内と周辺地域における援助プログラムは資金不足の影響を受けている¹⁷³。

F. 難民と難民申請者の状況

2017年9月末までに、35,800人以上がシリアで難民および難民申請者としてUNHCRに登録された¹⁷⁴。その大多数はイラク出身¹⁷⁵だが (パレスチナの出自を持つ者も一部含まれる)、それに加えて少数ながらアフガニスタン、スーダンやその他の諸国出身の者もいる¹⁷⁶。2014年以降、モスルやその近郊におけるISISへの軍事攻勢を含め、イラクにおける紛争が再び激化した結果、さらに23,800人のイラク人がシリアへ避難し、シリア北東部のハサカ行政区域に位置するノウルーズ、ロジおよびアル・ホルのキャンプで生活している。これらのイラク人は、治安上の制約と活動遂行上の理由のために、UNHCRによりまだ正式に登録されていない¹⁷⁷。

従来、シリアにいるほとんどの難民や難民申請者は、ダマスカスとその周辺にある郊外地域、ハサカ行政区域に居住しており、数は少ないものの、ホムスやアレッポ、ラタキア、タルトゥース、デリゾール、ダラアの各行政区域に居住する者もあり、多くの地域は紛争の直接的な影響を受けている。紛争地域に居住する難民や難民申請者は、同じ地域に居住するシリア人と同じ理由から移動を強いられ、嫌がらせを受け、脅迫・逮捕・誘拐され、負傷し、殺害される危険に晒されている¹⁷⁸。それに加え、身分証明書の欠如／紛失と共に、検問所の安全確認手続の強化によって、難民や難民申請者の移

パーセント、政府と反政府武装集団の双方による包囲は3パーセントである。；OCHA, *Syrian Arab Republic: Besieged Communities (as at 27 September 2017)*, 27 September 2017, <http://bit.ly/2IF4OPk>; OCHA, *Syrian Arab Republic: Overview of Hard-to-Reach and Besieged Locations (as of 27 September 2017)*, 27 September 2017, <http://bit.ly/2gVCjYF>; OCHA, *Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator Mr. Mark Lowcock: Statement to the Security Council on Syria*, 27 September 2017, <http://bit.ly/2zqVHbi>, p. 3. 「政府軍と反体制派部隊の双方が包囲したり、砲撃したりしてパレスチナ難民キャンプ・近隣地域・用地への実質的なアクセスを不可能にしており、過酷な栄養失調、医療や人道援助へのアクセスの不足、そして市民の死亡につながっていると報告される」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 34-35. UNRWAによると、2017年6月までに、28,900人のパレスチナ難民が、ダマスカス行政区域 (ヤルムーク)、ダマスカス郊外行政区域 (Khan Eshieh)、ダラア行政区域 (Muzeireb と Jillin) のアクセスが困難な地域・被包囲地域に閉じ込められたままであった；UNRWA, *Syria: UNRWA – Palestine Refugees Demographics Verification Exercise 2016*, 12 June 2017, <http://bit.ly/2tiIT1M>; UNRWA, *Annual Operational Report 2016, for the Reporting Period 1 January – 31 December 2016*, 16 May 2017, <http://bit.ly/2vEL31A>, p. 5.

¹⁷¹ 下記「特定の職業についている者—人道援助関係者」(セクション III.A.7) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

¹⁷² Financial Tracking Service (FTS), *Syria Regional Crisis 2017 Overview*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2tzkt4F>.

¹⁷³ FTS, *Syria Regional Crisis 2016 Overview*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2v3X6SU>. 以下も参照のこと：UN News Service, *UNICEF Backed Projects for Millions of Children in Syria on Verge of Being 'Cut Off'*, 16 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/59479c684.html>; UNHCR, *UNHCR Syria Situation Response: Urgent Needs*, 1 June 2017, <http://bit.ly/2uFvXoC>.

¹⁷⁴ UNHCR 情報 (2017年10月)。

¹⁷⁵ 2017年9月30日時点で、16,008人のイラク難民と16,084人のイラク人難民申請者がUNHCRシリア事務所に登録されている；UNHCR 情報 (2017年10月)。

¹⁷⁶ 2017年9月30日時点で、特に、1,331人のアフガニスタン人、877人のスーダン人、427人のソマリア人が (難民および難民申請者として) UNHCRシリア事務所に登録されている；UNHCR 情報 (2017年10月)。

¹⁷⁷ UNHCR 情報 (2017年10月)。以下も参照のこと：UNHCR, *Syria Fact Sheet, September 2017*, 20 September 2017, <http://www.refworld.org/docid/59c21aff4.html>.

¹⁷⁸ UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 23 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/595640f74.html>, pp. 12, 15, 17; Middle East Eye, *Islamic State Suicide Bombers Kill Dozens at Syrian Refugee Camp*, 3 May 2017, <http://bit.ly/2uEKWfS>; UNHCR, *Iraq Situation: UNHCR Flash Update - 2 May 2017*, 2 May 2017, <http://bit.ly/2uY5f7t>; UNHCR, *Working Towards a Better Future – UNHCR Syria End of Year Report 2016*, 31 December 2016, <http://bit.ly/2AOCYzF>, p. 63. 以下も参照のこと：AFP, *Refugees from Conflict Zones Opt for War-Torn Syria*, 6 September 2017, <http://bit.ly/2xdnNp9>.

動の自由が制限され、援助や公共サービスへのアクセスが妨げられ、彼らが嫌がらせや搾取の危険に晒されている¹⁷⁹。難民や難民申請者は、その国籍や民族的・宗教的背景に基づいていずれかの紛争当事者と関係があるとみなされ、個別にまたは集団として直接標的にされる可能性がある¹⁸⁰。

雇用に対する権利を公式に有していたわけではなかったとはいえ、紛争以前には、非公式の経済的・社会的支援メカニズムが多くの人々の生計を維持していた¹⁸¹。紛争によるそうしたメカニズムの喪失は、難民の家族を完全に UNHCR が提供する人道援助・支援に依存させることとなった¹⁸²。多くの子どもの難民・難民申請者は、原則的には公教育への自由なアクセスを有するものの、その教育が中断されており、児童労働やその他の形態の搾取を受ける高い危険に晒されている¹⁸³。

UNHCR のマンデート（任務）に基づきシリアで難民と認定された人々が、紛争の結果として第三国に移動する場合、その国家の庇護手続において、彼らが UNHCR のマンデートに基づき難民認定されたという事実と相当程度の重みが与えられるべきである¹⁸⁴。

III. シリア出身の難民申請者の国際保護の必要性の評価

A. 1951 年条約の基準の下での難民保護と申請の主な類型

IHL の重大かつ広範囲にわたる違反や人権法の違反と侵害、同国の多くの地域における武力紛争の継続を鑑み、UNHCR は、圧倒的多数のシリア人難民申請者が国際保護を必要とし続けており、1951 年条約第 1 条 A (2) に規定される難民の定義の要件を満たしていることから、シリアからの市民の避難を難民の移動とみなし続ける。同様に、シリア出身のパレスチナ人は、第 1 条 D の要件を満たす可能性が高く、1951 年条約の利益を受ける資格を事実上有しているであろう¹⁸⁵。

シリアから避難している多くの市民にとって、1951 年条約上の理由と（その恐れている迫害との間）の因果関係は、いずれかの紛争当事者と彼らとの間の、直接的または間接的な、実際のまたは認識された（perceived）関係に見出される。シリアにおける紛争の一つの顕著な特徴は、様々な紛争当事者が頻繁に、親族や部族、宗教・民族集団、または町・村・近隣地域全体などのより大きな集団を、そのつながりを理由にある政治的意見を持っているとみなしているという点にある¹⁸⁶。

¹⁷⁹ 難民と難民申請者は、UNHCR により ID カードを発行され、シリア政府により在留許可を発行される。旅券を保持していないおよび/またはシリアに不法入国した個人は、現在のところ滞在許可の発行を受けることができない。ハサカ行政区域においてキャンプを生活拠点とするイラク人は、UNHCR に正式に登録されていないため、UNHCR によって発行される文書を保持していない；UNHCR 情報（2017 年 10 月）。以下も参照のこと：UNHCR, *Working Towards a Better Future – UNHCR Syria End of Year Report 2016*, 31 December 2016, <http://bit.ly/2q2vbxz>, p. 63.

¹⁸⁰ 「難民と難民の子どもの拘禁や失踪など、難民の虐待が起きている。一部の難民は、内戦において国籍または宗教を理由に戦闘員によって虐待を受けることを恐れていると報告される」；US Department of State, *2015 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 13 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/571611ff15.html>.

¹⁸¹ US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 38; UNHCR, *Submission by the United Nations High Commissioner for Refugees for the Office of the High Commissioner for Human Rights' Compilation Report Universal Periodic Review: Syrian Arab Republic*, March 2016, <http://www.refworld.org/docid/57f504b24.html>, p. 2.

¹⁸² UNHCR, *UNHCR Syria In Focus - September 2017*, October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59f7287d4.html>, p. 1; UNHCR, *Working Towards a Better Future – UNHCR Syria End of Year Report 2016*, 31 December 2016, <http://bit.ly/2q2vbxz>, p. 63.

¹⁸³ UNHCR, *Helping to Save Lives and Rebuilding Communities – UNHCR Syria Mid-Year Report 2016*, 31 August 2016, <http://bit.ly/2q2AEUS>, p. 44.

¹⁸⁴ 2012 年 10 月までの間は、シリアのイラク人は、一応の（prima facie）難民認定により認定されていたが、それ以降は、個別の難民の地位の認定手続に基づいて認定された。以下を参照のこと：UNHCR, *MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department – Written Submission on Behalf of the United Nations High Commissioner for Refugees*, 3 August 2010, C5/2009/2479, <http://www.refworld.org/docid/4c6aa7db2.html>.

¹⁸⁵ 第 1 条 D の解釈に関する分析については、以下を参照のこと：UNHCR, *Note on UNHCR's Interpretation of Article 1D of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees and Article 12(1)(a) of the EU Qualification Directive in the Context of Palestinian Refugees Seeking International Protection*, May 2013, <http://www.refworld.org/docid/518cb8c84.html>.

¹⁸⁶ 「全国的にコミュニティは、検問所や前線、衝突の継続によって相互に分離させられ、分断されている。宗教・民族コミュニティは、暴力や暴力の恐怖によって移動を余儀なくされると、団結する傾向がある。安全を求めてこれらのコミュニティが避難することによって、地理的分断が、実際の政治的忠誠またはそのようなみなされた政治的忠誠と一致させられてきた。そうした地理的分断が固定化してしまう危険性がある」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 95.

よって、個別に把握 (singled out) されることがなくても、より大きな集団の構成員であるということ自体により、異なる勢力から他の紛争当事者を実際に支持しているか、または支持しているとみなされ (perceived)、その標的となる可能性がある¹⁸⁷。紛争に関して、ある政治的意見や関わりを有しているとみなされるかどうかは、個人が特定の地域に物理的に存在していること (または特定の地域の出身であるという事実) や、その民族的・宗教的・部族的背景程度のことに基づいていることが多い。そうした状況では、危害を被る危険性は深刻で現実的なものであり、当該個人が個別に標的とされていないかもしれないといった事実によってその危険性が低下することは決してない。

UNHCR は、シリア市民とシリアに常居所を有していた者が、後述するリスクとなる経歴 (ただし、リスクとなる経歴 3 および 8 の中の小類型を除く) に該当する場合は、**国際難民保護を必要としている可能性が高い**という見解を維持する。国際保護の必要性についての更新 IV の公表以降、政府と PYD/YPG は、それぞれ同国の諸地域の支配を固めたが、それと同時に、反政府武装集団と ISIS の支配領域と軍事能力は低下した¹⁸⁸。こうした背景の下、UNHCR は、2つのリスクとなる経歴 (下記リストの経歴 3 および 8 参照) に含まれる市民の中で、ある特定の小類型にあてはまる者は、当該個人の個別の事情によっては、**国際難民保護を必要としている可能性がある**と評価する。

以下のセクションでは、次のリスクとなる経歴に関して、また、該当する場合には、これらの経歴を持つ者の親族その他の密接な結びつきを有する者に関して、関連しかつ信頼できる出身国情報と該当性に関するガイダンスを提供する：

1. **政府に反対している者または反対しているとみなされる者。** 野党の党員、抗議者、活動家、反体制派に共感しているとみなされるその他の者、反政府武装集団の構成員とみなされる者、政府やバース党の公職についていたがその地位を放棄した者、そして反政府派とみなされる都市部の近隣地域・町・村に居住する市民が含まれるが、それらに限られるものではない。
2. **兵役忌避者と国軍からの脱走者。**
3. **政府を支持している者または支持しているとみなされる者。** 政府役人や政府系の政党の党員、政府軍の構成員またはその構成員とみなされる者、政府軍に協力しているとみなされる市民、そして政府支持派とみなされる都市部の近隣地域・町・村に居住する市民が含まれるが、それらに限られるものではない。
4. **ISIS の実質的な支配下または影響下にある地域において、ISIS に反対している者または反対しているとみなされる者。**
5. **反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者。**
6. **PYD/YPG の実質的な支配下にある地域において、PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者。**

¹⁸⁷ 武力紛争や暴力の状況下においては、個人または集団・住民の全体が、1951年条約上の理由から、個別に把握 (singled out) され、迫害の標的とされる危険性がある。UNHCR は、武力紛争および暴力の発生する状況を背景とした難民申請に関するガイドラインで、以下のように指摘している：「武力紛争および暴力の発生する状況は、人種、民族、宗教、政治、ジェンダーまたは社会的集団による分断に根源があったり、これによって動機付けられまたは動員されたり、こうした分断に沿って行なわれたりしており、特定の人々がこのような要因を理由に影響を受けうる。無差別的に見える行為 (例えば、迫害者が特定の者を標的にしていない行為) であっても、実際には、住民が武力紛争および暴力の発生する状況の一方の側の支持者であったりまたは支持者とみなされていたりするコミュニティまたは地域の全体を対象としている場合もある。武力紛争および暴力の発生する状況においては、誰が特定の側に属しているかまたは特定の側に関与していると思料されもしくはみなされるかは、しばしばこうした状況における各主体によって広く解されており、これには、戦闘員の家族のほか、同じ宗教もしくは民族的な集団に属しているまたは特定の地域、村、町に居住しているすべての者が含まれ得る。条約上の事由が、家族、コミュニティ、地理的またはその他の関係に基づく一定の集団に帰せられることはよくあることである」；UNHCR, *Guidelines on International Protection* No. 12, 2 December 2016, <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>, para. 33.

¹⁸⁸ 上記「紛争・治安情勢と最近の政治的展開」(セクション II.A) およびそこで参照されている情報源を参照。

7. **特定の職業についている者。**特に、ジャーナリスト、その他の報道関係者、市民ジャーナリスト、学者と教師、医師およびその他の医療従事者、人道援助関係者、人権擁護活動家、そして芸術家。
8. **宗教集団および少数民族集団の構成員。**
9. **イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者。**
10. **特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女。**特に、男性による保護を受けていない女性、性暴力、若年・強制結婚、家庭内暴力、「名誉犯罪」、人身取引の被害者またはその危機に瀕している女性。
11. **特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども。**特に、若年・強制徴集、性暴力・家庭内暴力、児童労働、人身取引、教育へのアクセスの組織的な否定の被害者またはその危険に瀕している子ども。
12. **多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ者。**
13. **パレスチナ難民。**

ここに列挙されているリスクとなる経歴は、必ずしも網羅的ではなく、重複する可能性もある。リスクとなる経歴が記されている順序によって、優先順位が暗示されているといったこともない。リスクとなる経歴は、本書執筆時点で入手可能であった情報に基づくものであり、申請内容がここに示された経歴のいずれにも該当しないことのみを理由に、その申立に根拠がないと考えられるべきではない。関連する場合には、国際保護の申請者が晒された可能性のある過去の迫害について、特別の考慮が払われる必要がある¹⁸⁹。

1) 政府に反対している者または反対しているとみなされる者

シリア政府は、進行中の紛争以前にも、政治的批判を唱える者に対して全く容赦しないか、またはごくわずかな寛容しか示してこなかった¹⁹⁰。2011年3月に起きた民衆の反政府抗議活動とその後の武装蜂起は、政府軍からの断固とした抑圧・反撃を受けたと伝えられている¹⁹¹。何が政治的批判なのかを判断する際に、政府は非常に幅広い基準を適用していると報告される。組織化されているか自然発生的であるか、政党の一部であるか個人レベルであるか、(インターネット上の)仮想空間におけるものか¹⁹²路上におけるものか¹⁹³にかかわらず、平和的抗議活動を含め、あらゆる批判や反対、またはいかなる方法や形態で表現された政府への不十分な忠誠であっても、当該個人に重大な影響を及

¹⁸⁹ 次のガイドラインの第26段落における過去の迫害の影響に関する考慮事項を参照：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 23 July 2003, HCR/GIP/03/04, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html> (以下、UNHCR, GIP No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative", 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>).

¹⁹⁰ US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 4, 18, 28-29, 30, 32. 以下に含まれる情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria: "Illegal Exit" from Syria and Related Issues for Determining the International Protection Needs of Asylum-Seekers from Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html> (以下、UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>), p. 7.

¹⁹¹ 以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 7.

¹⁹² 「アサド政権は、電子メールやソーシャル・メディアなど、オンライン上のコミュニケーションを監視し、同政権に反対する発言をしているインターネット利用者を迫害している」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 以下も参照のこと：Frontline Defenders, *Syria: Rights Groups Condemn Extrajudicial Execution of Human Rights Defender and Software Engineer Bassel Khartabil*, 2 August 2017, <http://bit.ly/2uomTp1>.

¹⁹³ 「集会の自由は、シリア全土で厳しく制限されている。政府支配地域での反体制派の抗議活動は、通常、銃撃を受け、大量の逮捕者が出て、拘禁された者は拷問を受ける」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>.

ぼすに至っていると伝えられる¹⁹⁴。非常に多数の野党の党員¹⁹⁵や政府への抗議活動に参加した者¹⁹⁶、活動家¹⁹⁷、兵役忌避者と脱走者¹⁹⁸、ジャーナリスト¹⁹⁹や援助関係者、医師、学者など特定の職業に就いている者²⁰⁰、反政府的見解を抱いているとみなされる可能性のあるその他の者は、渡航の禁止²⁰¹や私有財産の収用と破壊²⁰²、強制移動²⁰³、恣意的逮捕や隔離拘禁、拷問やその他の形態の不当な取り扱い、略式処刑・超法規的処刑²⁰⁴に晒されていると報じられる。報告によると、ある個人が実際に政治

¹⁹⁴ 以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 7.

¹⁹⁵ 「(略) 実際上、政府は、アサドの支配に対して重大な挑戦をもたらすおそれのある反体制派の運動を監視・処罰するため、強力な情報・治安組織を維持している」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>.

¹⁹⁶ 「政府軍は都市部全域にわたる反政府抗議活動に対応するため、治安維持のための強制捜査を実行し続けている、と活動家と国際的な人道機関が述べている」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 4. 以下も参照のこと：Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>.

¹⁹⁷ 「ブログへの投稿やツイート、フェイスブックへのコメント、写真の共有、映像のアップロードなど、政府の支配を脅かすとみなされる単純なオンライン活動を理由に、当局がインターネット利用者をいつでも逮捕することができるという恐怖が、恣意的逮捕によって生じた」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 29-30. 「活動家は、恣意的逮捕や拉致、治安部門の内外にかかわらず、公式・非公式の拘禁施設における拷問を含め、様々な形態の虐待に晒されている。(略) 女性は軍事作戦に直接参加していないという事実や、市民運動への彼女たちの参加は、市民活動・救援活動、政治的意見の表明に限られているという事実にもかかわらず、政権は、女性活動家の恣意的拘禁と強制失踪を正当化するために、彼女たちはテロリストであったと非難し続けている」；Women's International League for Peace and Freedom (WILPF), *Violations Against Women in Syria and the Disproportionate Impact of the Conflict on Them*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf> (以下、WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>), p. 13.

¹⁹⁸ 下記「兵役忌避者と国軍からの脱走者」(セクション III.A.2) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

¹⁹⁹ 「政府支配地域では、表現の自由が厳しく制限されており、国家を批判するジャーナリストや一般市民は、検閲、拘禁、拷問、および死に直面している」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 「政府軍は、国家に批判的であると考えられる著作を執筆したことを理由に、ジャーナリストやその他の著者に対し、拘禁や逮捕、嫌がらせを行っている」と伝えられる。嫌がらせとは、脅迫の試みや、それらの個人の同国からの締め出し、ジャーナリストとしての立場からの追放、継続認可申請の無視などである。信頼できる NGO の報告によると、政府は、政治的反対派や FSA と関係していたり、これらを支持するような文章を執筆しているジャーナリストを日常的に逮捕しており、国内全土で外国の報道局に対する攻撃を扇動している」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 29. 以下も参照のこと：Open Democracy, *Syria, the Uprising and the Media Scene*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2zJgmn3>.

²⁰⁰ 下記「特定の職業についている者」(セクション III.A.7) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

²⁰¹ 「市民には国際的渡航をする権利があるが、政府は、申請者の政治的見解や、反体制派集団との関係性、反体制派が多数派を占める特定の地域とのつながりに基づいて、旅券やその他の重要な文書の発行を拒絶した。(略) それに加え、政府は、しばしば人権活動家や市民社会活動家、その家族、その関係者による渡航を禁止している。多くの市民は、当局が彼らの同国からの出国を阻止してはじめて、自らの渡航が禁止されていることを知ったと伝えられる。政府は、個人が健康上の理由から渡航を求めている場合を含め、説明を行ったり、期間を明示したりすることなく、渡航禁止を適用していると報告される。政府は、反体制派の構成員の国際的渡航を全面的に禁止しており、渡航を試みる反体制派の個人をしばしば標的としている。地元メディアと人権団体は、反体制派の活動家やその家族が空港や国境検問所での攻撃を恐れ、同国からの出国を躊躇していると繰り返し述べている」(強調追加)；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 36. 以下も参照のこと：WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, p. 14.

²⁰² 「(略) 政府は、反対派住民からその財産を取り上げるための立法措置を実施し、避難民が私有財産を登記したり保持したりすることを阻止する法的・行政的措置を採っていると伝えられる。最近発布された大統領令は、全国の土地の所有権に関する登記と係争を本人が直接行うことを求めている。本人に直接土地の所有権に関する登記をさせたり所有権を争ったりさせるという要件は、実質的に、多くの国内避難民と難民が自らの財産を守ることを不可能にするだろう。そうした法的・行政的手段の使用は、特定の住民に対し、その財産を失わないために和解するよう圧力をかけることも意図している可能性がある」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 34. 「政府軍は、離脱者や反体制派の自宅や農場、会社などの財産を略奪し、破壊した。(略) 政府は、財産の差押え、嫌がらせ、拘禁、逮捕、拷問、処刑のため、国内人権団体の構成員を捜索していたと伝えられる」(強調追加)；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 28, 43. 「シリア財務大臣は、テロリズムを支持しているという口実の下、多くの活動家とその親類の家屋と財産の収用を命令した」；WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, p. 13. 以下も参照のこと：DW, *Syrians Struggle to Reclaim Stolen Homes*, 2 May 2017, <http://bit.ly/2q21nCo>; Syria Untold, *The Syrian Business Elite: Patronage Networks and War Economy*, 24 September 2016, <http://bit.ly/2q21nCo>.

²⁰³ 下記 38-39 頁参照。

²⁰⁴ 「シリアにおいて民衆蜂起が始まって以降、治安部隊は、全国の拘禁施設の広範囲に及ぶネットワークを用い、数千人を恣意的に逮捕し、違法に拘禁し、強制的に失踪させ、不当に取り扱い、拷問し、殺害している。逮捕された人々には、平和的抗議者や人権擁護活動家、抗議活動の組織化・撮影・報告に関わる活動家と共に、ジャーナリストや援助関係者、弁護士、医師が含まれる」(強調追加)；HRW, *Syria - Lasting Peace Will Require that Thousands Unlawfully Detained Are Released and Obtain Justice*, 14 March 2017, <http://bit.ly/2piDPdM>. 「(略) レイブは、広範囲にわたっており、政府軍と政府派の部隊は、反体制派に結びついているとみなされる女性・男性・子どもを威嚇・処罰するために、レイブを用いている」(強調追加)；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 44. 「一部の被害者は、かつて活動家であったか、そうでなければ十分に政府を支持していないとみなされたことを理由に、逮捕の標的とされていた。他の事案では、拷問の被害者は、武装集団の構成員であったり、そうした集団の構成員と関係していたり、またはそのようにみなされていた」(強調追加)；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 95. 以下における追加の情報源を参照

的に反対しているか、または政治的に反対しているとみなされるのは、家族や近隣住民、同僚など、当人の周囲にいる人々に起因するとされることも多い²⁰⁵。

2011年以降、非常に多くの報告が、現在反政府武装集団の支配下にある地域やかつてその支配下にあった地域において、スンニ派アラブ人（特に男性と10代の少年だが、それに限るものではない）の広範に及びかつ組織的な恣意的逮捕や強制失踪が行われていると伝えている。報告によると、それらの人々は、政府に対する敵対行為に参加しているとみなされたり、武装集団を支援しているとみなされたり、あるいはより一般的に、反政府の見解を抱いているとみなされるために標的とされている²⁰⁶。その逮捕は、しばしば、単に男性や少年が反体制派に結びつく地域の出身であるという事実のみに基づいていると報告される²⁰⁷。広範囲にわたる逮捕は、主に検問所や奪還された地域における強制捜索中、あるいは退避中に行われているのみならず、病院、官庁、空港、国境検問所などの公共の場所でも行われていると報告される²⁰⁸。男性が兵役を忌避したり軍隊から脱走した可能性があるという事実も、反政府的意見を抱いているという認識を強める可能性が高く、逮捕や強制的徴兵、深刻で不当な取り扱いの危険性を高めている²⁰⁹。したがって、10代の少年を含め、戦闘年齢のシリア人男性は、虐待を受けたり、殺害されたり、失踪させられたりする恐怖から、政府検問所の通過を避けていると伝えられる²¹⁰。

報告が示すところによると、政府は一般的に、民衆による抗議活動が起きている場所や、反政府武装集団が存在している場所、（一時的にでも）反政府武装集団の支配下にあった場所に居住している市民、あるいはそれらの地域出身である市民を、反体制派武装勢力に結びつけているとみなし続けている。これらの報告によると、これは政府に反対している、および／または反政府武装集団を支援していると考えられている地域に存在しているか、あるいは同地域出身であるという理由で、そのつながりにより、市民が標的とされる大きな政策の一部である²¹¹。これらの場所にいる市民は、逮捕や

のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 18-19.

²⁰⁵ そのように、例えば、（実際上の、またはそのようにみなされている）抗議者や活動家、野党の党员や反政府武装集団の構成員、離脱者・兵役忌避者の家族（配偶者や子ども、兄弟姉妹、親、さらに拡大家族の構成員の事例も含む）が、恣意的逮捕、隔離拘禁、拷問や、性暴力を含むその他の形態の不当な取り扱い、そして略式処刑の標的とされていると伝えられる。政府に反対しており指名手配を受けている者または政府に反対しているとみなされる者を発見することができない場合には、治安部隊は指名手配者による反政府活動や離脱への報復の一形態として、その行方についての情報を得るために、あるいは指名手配者に出頭を強要したり、彼らに対する告発について自白を強要する一手段として、その家族を逮捕・虐待していると報じられる。女性の親族は、反政府武装集団との捕虜交換の「交渉材料」として逮捕・使用されていると報告される；UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 11-12. 下記「特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女」（セクション III.A.10）および、「特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども」（セクション III.A.11）も参照のこと。

²⁰⁶ US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 15; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 August 2016, A/HRC/33/55, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 52; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 13 August 2015, A/HRC/30/48, <http://www.refworld.org/docid/55e955344.html>, paras 41-44, 72. 以下に含まれる情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 18.

²⁰⁷ 以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 18-19.

²⁰⁸ 同上、18頁。

²⁰⁹ 局所的停戦協定の一部では、その対象となった場所の出身者で、離脱や脱走のため政府から指名手配されていた個人は、和解プロセスを通じて政府に忠誠を誓うよう強いられた、と独立国際調査委員会が報告している。同プロセスの後、そのような個人は、その出身地域に留まることを許されるものの、政府軍に強制的に徴兵されていると伝えられる；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 20-21. 以下も参照のこと：EUI, “*Local Reconciliation Agreements*”, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa11>, pp. 14-15. 下記脚注 217-220、ならびに「兵役忌避者と国軍からの脱走者」（セクション III.A.2）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²¹⁰ 「[反体制派支配地域での]生活がさらに困難となり、避難できる人は避難した。高齢者や負傷者、障がい者など、身体的に避難できない人は、取り残される。最も貧しいコミュニティの構成員も、所有する財産を手放そうとせず、十分な渡航費と尊厳をもって他の場所で生活するための資金を持たずに残っている。男性と13歳以上の少年も政府の検問所において殺害されたり、殴打されたり、失踪させられたりすることを恐れて残っている」（強調追加）；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 52. 以下に含まれる追加的情報源を参照のこと：included in: UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 7-11.

²¹¹ 以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 14.

拷問、戦争の一兵器としてのレイプの使用を含む性暴力²¹²、地上戦による侵攻や家宅捜索の際および検問所での政府軍・政府派の部隊による超法規的処刑、広範囲にわたる砲撃と空爆等の様々な懲罰的措置の対象となっていると報じられる²¹³。政府は、反政府武装集団が支配する多くの地域に包囲網を敷いており、それによって市民から食糧や医療などの基本的必需品を組織的に剥奪していると報告される。被包囲地域に食糧その他の必需品を運び入れている者や被包囲地域から避難しようとしている者は、嫌がらせや逮捕、拘禁、拷問、殺害の標的とされていると報じられる²¹⁴。反政府武装集団の支配下にある地域への政府の包囲戦術は、反体制派武装勢力への民衆の支持基盤を損ない、市民と戦闘員を降伏させ、これらの地域にいる市民を処罰することを狙っていると伝えられる²¹⁵。

報告によると、政府軍は、長期間コミュニティを包囲・爆撃した後、局所的な停戦協定の一部として反政府武装集団が支配する被包囲地域から一般市民を退避させるという手段に訴えることが増えている²¹⁶。独立国際調査委員会は、バルゼやティシュリーン、カブーン、「4つの町」（ダマスカス郊外行政区域におけるマダヤとザバダニ、イドリブ行政区域におけるフォアとケフラヤ）における局所的な停戦協定の文脈で、いかにして政府派の部隊が政府に投降した人々に和解プロセスを経験させ、これらの地域に留まるための要件として政府への忠誠を誓うよう求め²¹⁷、その一方で同プロセスに反対する人々・戦闘員²¹⁸を排除して組織的に退避させたか、について記録している²¹⁹。独立国際

²¹² 「生存者の証言が示しているように、女性を辱め、コミュニティを傷つけることにより、そして、反体制派に関与する人々を処罰し彼らに報復することにより、反体制派とみなされるシリア人を攻撃する一兵器として、レイプが用いられていると伝えられる。」さらにまた、「ほとんどの場合、レイプは、明らかに、革命に関与していると疑われた女性を処罰することを目的としていた。（略）同様に、反政府派の拠点出身であることは、反政府的な態度を取ることに相当し、報復を誘発した。女性は、個人としてでなく、集団の一部としてレイプされた」；The London School of Economics and Political Science (LSE), *You Want Freedom? This Is Your Freedom: Rape as a Tactic of the Assad Regime*, March 2017 (以下、LSE, *Rape as a Tactic of the Assad Regime*, March 2017, <http://bit.ly/2wIR5LU>), p. 10. 「[シリアにおける性暴力の] 報告された事案のほとんどは、シリア国軍とその同盟勢力（シャビーハ民兵を含む）の構成員によって行われており、その攻撃は性暴力の直接的な被害者に恐れと恐怖を植え付けることを目的とするだけでなく、より重要なことには、被害者に結びつきより広いコミュニティにも恐れと恐怖を植え付けることを狙っている。」さらにまた、「シリアにおける性暴力のこのような機能は、如何にレイプが恐怖の道具として用いられ得るかを示している。ほとんどの事案は、ホムスやアレッポなど、反乱勢力を支持する強力な基盤がある地域から報告されており、家宅捜索中やコミュニティの捜索中、検問所や拘禁下において行われていると伝えられる」；Sara Meger, *Rape Loot Pillage: The Political Economy of Sexual Violence in Armed Conflict*, Oxford University Press, 2016, <http://bit.ly/2rQhnsB>, pp. 79-80.

²¹³ 「（略）政府は、アレッポのスニ派が多数派を占める反体制派支配下の近隣地域に対し、[2016]年中ずっと、人権団体によって無差別攻撃と形容される攻撃を継続した。オブザーバーが述べるところでは、この戦術は、単に同地で戦っている反政府集団を打ち負かすのではなく、同市のこれらの地域から敵対するスニ派住民を減らすよう構想されている可能性がある」；US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 8. 「国家の支配から抜け落ちている[スニ派の]村は、シリアとロシアのジェット機によって日常的に標的とされており、それらは、**集団的処罰という意図的戦略**のようなものの中で、病院や学校、一般市民が居住する近隣地域を攻撃し、時としてクラスター爆弾と焼夷弾を使用している」；IRIN, *Trapped: How Northwestern Syria Became a Cage for Hundreds of Thousands of Civilians*, 28 March 2017, <http://bit.ly/2oatCPI>. 「政権は、定期的に包囲攻撃と空爆を使用した。これらの**集団的処罰戦術**は2つの目的を持つ、とアナリストは述べている。すなわち、市民が反乱勢力に黙従するよう圧力をかける程度まで、抵抗のコストを引き上げることであり、現地の委員会が政権の統治に代わる現実的代替案を提供するのを阻止することである」；CFR, *Syria's War – The Descent into Horror*, December 2016, <http://on.cfr.org/2wa5MHS>. 以下に含まれる情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 14-15.

²¹⁴ 以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 16.

²¹⁵ 独立国際調査委員会やその他の機関は、包囲を政府の軍事戦略の一環と形容している。以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 16-17.

²¹⁶ UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 18-35, Annex III paras 1, 3-6; Chatham House, *How the Syrian Regime Is Using the Mask of 'Reconciliation' to Destroy Opposition Institutions*, June 2017, <http://bit.ly/2uoBFYx>; EUI, "Local Reconciliation Agreements", June 2017, <http://bit.ly/2jtZa11>, p. 5; International Crisis Group, *What's at Stake in the Syrian Peace Talks in Astana?*, 24 January 2017, <http://bit.ly/2j0p6kF>. 上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—政府軍」（セクション II.C.1）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²¹⁷ 「2016年7月付けの政令第15号は、和解の基礎とされ、逃亡者を含めて、投降し、その武器を置くすべての個人に対する恩赦を含んでいる。それらの個人には、一般的に、離脱や脱走を理由に指名手配されている戦闘員や市民を含んでいる」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 20; Chatham House, *How the Syrian Regime Is Using the Mask of 'Reconciliation' to Destroy Opposition Institutions*, June 2017, <http://bit.ly/2uoBFYx>.

²¹⁸ 医療従事者（その医療活動を理由として）や地方評議会の議員、援助関係者、活動家、戦闘員の親族、反体制派集団に共感する人々など、特定の経歴を持つ人々は、様々な場所において和解プロセスから排除されていると報告される；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 22. 以下も参照のこと：Chatham House, *How the Syrian Regime Is Using the Mask of 'Reconciliation' to Destroy Opposition Institutions*, June 2017, <http://bit.ly/2uoBFYx>; EUI, "Local Reconciliation Agreements", June 2017, <http://bit.ly/2jtZa11>, p. 11. 下記「特定の職業についている者—医師およびその他の医療従事者」（セクション III.A.7）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²¹⁹ 「実際には、和解プロセスによって、政府軍は住民をその忠誠に基づいて分類することが可能となり、一般的に18歳～45歳の戦闘年齢の男性をフィルターにかけ、その場所に留まることができず、留まるならば拘禁される恐れのある武装集団の構成員および指名手配者と、政府への忠誠を誓うことに同意した人々の2つの類型に分類した。後者の集団は、留まることを許容されるが、国民防衛隊の傘下に

調査委員会によると、そのような退避は、政治的忠誠に基づく住民移送を強制し、同国北東部の一地域に反体制派の支持者（支持者とみなされた者も含む）を閉じ込めるために、政府によって戦略的に用いられている。同委員会は、一部の事例では、こうした退避が市民の強制移動に相当していると指摘している²²⁰。政府が反政府武装集団から支配を奪還した地域では、これらの集団に共感しているか、支持しているとみなされるため、特に男性と12歳以上の少年の政府による広範に及ぶ逮捕が行われていると伝えられる²²¹。

UNHCRは、反政府派とみなされる地域出身であるか、同地域に居住している市民を含め、政府に反対している者または反対しているとみなされる者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、および／または関連するその他の根拠に基づいて、**国際難民保護を必要としている可能性が高いと考える。**

2) 兵役忌避者と国軍からの脱走者

シリアでは、兵役忌避²²²は犯罪である²²³。独立したオブザーバーは、兵役忌避が政府から政治的・反政府的な行為とみなされる可能性が高く²²⁴、兵役を忌避しようとした者に対して、刑法上の兵役忌

ある地元部隊または準軍事組織に強制的に徴兵されるか、6ヵ月の通知期間を経過した後、シリア軍の一部として前線に強制的に送り込まれる。」さらにまた、「(略) 和解プロセスは、組織立った退避の形で戦闘員と反対派の市民集団の双方の強制移動を誘発した」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 21, 22. 以下も参照のこと：EUI, “*Local Reconciliation Agreements*”, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1I>, pp. 11-12.

²²⁰ 「反体制派に共感しているか、共感しているとみなされる医者や援助関係者、活動家、市民社会組織のスタッフ、地方評議会の議員などの市民をイドリブ行政区の境界に退避させることにより、政府軍は、計画的な戦争戦略の一つとすることができる。この文脈における住民移送は、シリア・アラブ共和国北西部の一つの地域に反体制派勢力とその支持者の双方を移動させる。和解という形で政府に忠誠を誓う機会を与えられた市民のみが自宅に残ることができる。全体として、同国全土で起きている退避のパターンは、政治的な支持基盤を描き直し、強化することにより、かつて包囲されていた場所の政治的人口分布を変化させようと意図しているように見える。」さらにまた、「したがって、反対派住民に対するマダヤとバルゼからの退避命令、フォアとケフラヤからの一般的退避、一般市民全員に対するティシュリーンとカブーンからの退避命令は、強制移動という戦争犯罪を構成する」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 31, 35. 「これらの〔和解〕取引は、主に、政権に対する革命と結びついている現地の軍事指導者と市民の指導者の強制移動をもたらしている。」さらにまた、「(略) 局所的な協定の履行は強制移動をもたらしており、戦闘員とその家族、人道機関・市民社会組織・地方評議会で活動している市民の指導者など、政権に対する革命と結びついている現地の軍事指導者や市民の指導者が主な標的となった」；EUI, “*Local Reconciliation Agreements*”, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1I>, pp. 1, 10. 上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—政府軍」（セクション IIC.1）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²²¹ 例えば、2016年末に政府軍がアレppo市東部を奪還する中で、独立国際調査委員会は、反政府武装集団を支持しているとみなされる人々（その文民である親戚と家族を含む）の処刑を記録した；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, para. 91; OHCHR, *Statement by the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic on the Situation of Civilians Affected by the Capture of Aleppo*, 14 December 2016, <http://bit.ly/2gBfhUo>. 以下も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 18.

²²² 「兵役忌避は、兵役義務への召集または徴集に対して登録しないか応答しない時に起きる。忌避行動は、忌避者が外国に避難した結果である場合もあれば、特に軍事当局への召集令状の返送にかかわる場合もある。後者の場合、その人は(略) 兵役忌避者ではなく、むしろ兵役への抵抗者として形容される場合があるかもしれない。兵役忌避は、実際の登録要求や軍務への出頭要請を予期して行動が取られ得るという意味において、先制的である場合もある。(略) 兵役忌避は、良心やその他の理由に基づく場合がある」；UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 10: Claims to Refugee Status Related to Military Service Within the Context of Article 1A (2) of the 1951 Convention and/or the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 3 December 2013, HCR/GIP/13/10/Corr. 1, <http://www.refworld.org/docid/529ee33b4.html> (以下、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 10*, 3 December 2013, <http://www.refworld.org/docid/529ee33b4.html>), pp. 1-2.

²²³ Law No. 61 of 1950, as amended (Military Penal Code) [Syrian Arab Republic], 16 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58a5e1b34.html>.

²²⁴ 「私の評価は、政府が2つの主要な要素に基づいて兵役義務を果たしていない個人に制裁を課している、というものであり、それは状況に応じて同時に起こるか連続して起きる。政府は、兵役忌避を主に法に基づく刑事制裁の対象として扱っているように見える。実際には、人的資源が必要とされ続けているため、政府は、兵役忌避者に対して適用可能な法的制裁を適用することに、限られた関心しか示していない。その代わりに、これらの個人を処遇するに際しては、長期の懲役よりも、むしろ義務兵役への迅速な徴兵を優先しているように見える—かつての反体制派集団の支配地域に居住していた個人に対してさえも、である。このように、ほとんどの兵役忌避者は、長期間にわたって、裁判制度の中に入らない可能性が高い。それでも、軍事基地にほぼ監禁された状態と前線への配備前の最低限の訓練に関する報告に鑑みると、この徴兵の条件は依然として過酷である。政府はまた、兵役忌避を—公式にも、非公式にも—**制裁の対象となる政治的・反政府的活動とみなす見解を同時に抱いている**。義務的兵役を果たしている間にも、軍当局者やその他の当局者によって不当な取り扱いを受けるだけでなく、兵役忌避者は、拘束下において拷問やその他の形態の不当な取り扱いに直面するおそれがある。その制裁には、その家族に対する国家による嫌がらせやその他の潜在的な影響も含まれ得る。政府派の部隊が全国的に安定を取り戻すことに成功した場合には、政府は、逮捕や拷問、強制失踪、公的サービスへのアクセス制限、国家諜報機関による嫌がらせや監視の強化など、将来の兵役忌避者に対してさらに長期的な影響をもたらそうとする可能性がある」（強調追加）；ISWのシリア担当調査分析官である

避罪に関連する制裁を超える処罰が科される可能性があり²²⁵、それには逮捕・尋問・拘禁中の一層厳しい取り扱い、そして徴兵された場合には、兵役中の一層厳しい取り扱いなど²²⁶が含まれる、と指摘する。実際には、兵役忌避者は、軍刑法の下で刑事制裁（禁錮）を科されるよりも、その逮捕から数日あるいは数週間以内に、最低限の訓練しか受けられないまま、前線に配備されることが多いと伝えられる²²⁷。

軍隊と治安当局は、兵役忌避と脱走と死傷の割合が高い結果として、シリア人男性を徴兵し、予備役を動員する取り組みを強化していると報じられる²²⁸。それに加え、可動式検問所や固定の検問所、強制捜索や家宅捜索、公共交通機関での捜索など、兵役忌避者を特定・逮捕するための取り組みが強化されていると伝えられる²²⁹。政府軍によって反政府武装集団から奪還された地域では、兵役義務や予備役の年齢である男性の多数が、その徴兵を目的として逮捕されていると報じられる²³⁰。拘禁されている兵役忌避者は、拷問やその他の不当な取り扱いを受ける危険に瀕しており、そうした実行はシリアに蔓延していると報告される²³¹。

Christopher Kozak との電子メールのやりとり（2017年10月6日）（電子メールは UNHCR に記録されている）。「シリア当局者は、兵役忌避者や兵役を務めることを望まない者を、しばしば反対・転覆の一徴候と考えている」；中東研究センターのセンター長であるオクラホマ大学准教授 Joshua Landis との電子メールのやりとり（2017年9月22日）（電子メールは UNHCR に記録されている）。「（略）私が行ったインタビューと検討した証言に基づき、**兵役忌避は政府から反政府活動とみなされている**と私は結論づける。これは、特に、男性が政府の許可を受けずに外国に渡航した（すなわち、合法的手段を通じて出国していない）事案にあてはまる。合法的に出国した男性たちは、正式な国境を通過し、外国での修学や就労等の確かな弁解理由を持つため、兵役の延期を得ていた」（強調追加）；ジョージタウン大学准教授（文化人類学） Rochelle Davis との電子メールのやりとり（2017年9月22日）（電子メールは UNHCR に記録されている）。「（略）シリアの状況と具体的に兵役をめぐる実行に関する私の理解によれば、**兵役忌避が当局から「反政府」行為とみなされており、恣意的逮捕や隔離拘禁、拷問、不当な取り扱いなど様々な方法で処罰され得ると言うことは理に適っている**と考える」（強調追加）；HRW 中東・北アフリカ局次長・ペイルート局長 Lama Fakih との電子メールのやりとり（2017年5月22日）（電子メールは UNHCR に記録されている）。以下も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 20.

²²⁵ 「条約上の事由〔この文脈では、政治的意見または帰属された政治的意見〕は、迫害の十分理由のある恐怖の**寄与要因であればよい**。条約上の事由は、支配的であることも、唯一の原因であることさえ示す必要はない」（強調追加）；UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 10*, 3 December 2013, <http://www.refworld.org/docid/529ee33b4.html>, para. 47.

²²⁶ 兵役忌避は政治的・反政府的活動を構成するという政府の見解は、「その家族への国家による嫌がらせやその他の潜在的な影響と共に、**拘禁中や義務的兵役中の、軍当局者やその他の当局者による兵役忌避者に対する特に過酷な取り扱いに反映され得る**。」さらにまた、「私は、徴兵された兵役忌避者が軍当局者やその他の当局者から**反逆的態度や反政府的態度を取ったと認識される可能性**があるという、報告を聞いたことがある」；ISW のシリア担当調査分析官である Christopher Kozak との電子メールのやりとり（2017年9月6日）（電子メールは UNHCR に記録されている）。「**迫害者の意図または動機は、迫害の恐れと条約上の事由とのあいだの因果関係を明示するうえで重要な要素となりうるが、決定的な要素ではない**。これは、とりわけ、**迫害者の意図または動機を明示することが難しいことが多い**ためである」；UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 10*, 3 December 2013, <http://www.refworld.org/docid/529ee33b4.html>, para. 48.

²²⁷ The New Arab, *Damascus Life Isn't 'Business-as-Usual', Whatever Assad Says*, 14 March 2017, <http://bit.ly/2mow7Zp>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 21. 以下に含まれる情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 20, 22.

²²⁸ 「9月に行われた恣意的逮捕は、シリア政権の支配下にある主要な近隣地域や都市中心部、住宅地にいる市民に対する政権軍によるほぼ毎日の強制捜索・逮捕作戦に最も顕著に表れている。**実行されている逮捕は、徴兵を目的として18歳～42歳の集団に焦点を絞っており**、その一方でシリア政権軍はその支配地域で生活している活動家の家族や反体制派武装勢力の戦闘員の家族も標的としている。また、**ダマスカス郊外行政区域の多くの地域では、徴兵を目的とした強制捜索・逮捕作戦が行われた**」（強調追加）；SNHR, *No less than 557 Cases of Arbitrary Arrest in September 2017*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2yuuW5j>, p. 4. 以下も参照のこと：Danish Immigration Service (DIS), *Syria: Recruitment Practices in Government-controlled Areas and in Areas under Opposition Control, Involvement of Public Servants and Civilians in the Armed Conflict and Issues Related to Exiting Syria*, August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59aea2694.html>（以下、DIS, *Syria: Recruitment Practices*, August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59aea2694.html>）, pp. 8, 10-11; ISW, *Iran's Assad Regime*, March 2017, <http://bit.ly/2rqxbSY>, p. 1. 以下も参照のこと：The Telegraph, *Desperate Assad Conscripting 50-year-Olds as Beleaguered Syrian Regime Forces Halved by Deaths, Defections and Draft-Dodging*, 13 January 2017, <http://bit.ly/2pFareg> および、以下に含まれる情報源：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 21, footnote 117.

²²⁹ 以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, footnote 119.

²³⁰ DIS, *Syria: Recruitment Practices*, August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59aea2694.html>, p. 8; Reuters, *Former Syrian Rebels Flee, Hide from Army Conscription*, 10 August 2017, <https://reut.rs/2uVtA8P>; The Daily Beast, *Syria's Cruel 'Reconciliations'*, 21 April 2017, <http://thebea.st/2qRR8iU>; The New Arab, *Damascus Life Isn't 'Business-as-Usual', Whatever Assad Says*, 14 March 2017, <http://bit.ly/2mow7Zp>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 15; The Telegraph, *Civilians Fleeing Rebel-Held East Aleppo 'Detained and Conscripted' by Syrian Forces*, 5 December 2016, <http://bit.ly/2hidB5U>. 以下に含まれる情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 21-22.

²³¹ US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 6. 以下に含まれる情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 8 (footnote 44) and pp. 20-21.

兵役忌避行為それ自体が政治的行為とみなされることに加え、兵役忌避者の経歴のその他の要素によって、その者がさらに政府に十分な忠誠を尽くしていない、および／または（政治的・武装）反体制派を支持しているとみなされる可能性があり²³²、兵役忌避者を、兵役忌避に適用可能な法的枠組内の刑罰を超える不当な取り扱いを受ける更なる危険に晒すおそれがある²³³。

兵役に関する規則と規定について、特に、延期と免除の手続の関係で、恣意性の増大がみられていると伝えられる²³⁴。政府は、大学生や公務員、囚人などのかつての「保護された人々」（protected populations）を兵役義務につかせるためにますます召集するようになっていくとも報告される²³⁵。兵役義務についている者の多くは、法定の18ヵ月間を超えて服務期間を延長させられていると伝えられる。報告によると、兵役義務を果たし除隊する男性は、しばしば自動的に予備役に編入されている²³⁶。徴兵または予備役の年齢である多くの男性は、移動を避けたり、身を潜めたり、（局所的な和解協定の下で行われるものを含め）反政府武装集団が支配する地域に移動したり、検問所における嫌がらせや強制的徴兵の恐怖のために同国から逃れたりしていると報告される²³⁷。外国から帰還する男性は、その兵役記録を常に確認されていると報じられる²³⁸。

国軍からの脱走は、紛争初期に最も多く見られたが、それ以降は珍しい出来事となっていると伝えられる²³⁹。脱走は、改正された1950年軍刑法の下で処罰され得、その事情によって懲役または死刑を伴う²⁴⁰。報告によると、これらの法規定にもかかわらず、射撃命令を拒んだり、脱走したり、脱走

²³² 「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

²³³ 「入手可能な出身国情報に基づくならば、その人が反政府の見解を抱いているという単なる疑惑や、そうした見解を抱く人との関係を疑われていることは、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を示すには十分であろう」；UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 13 および、そこに参照される情報源。「情報源は、忌避者が当局に捕らえられた場合に起こり得る数々の帰結に言及しており、それには逮捕後の即時徴兵や、前線への配備、捜査と拷問、懲役刑が含まれる。これらの帰結のどれか一つ、またはそれを組み合わせるものに当該個人が晒されるリスクがあるかどうかは、その者の経歴、人脈、地域次第である可能性がある。反体制派集団と結びついていないか、あるいは協力しているのではないかと当局に疑われたならば、その人は捜査や拷問を含む不当な取り扱いを受けるおそれがある。Nadim Houry (HRW) は、沿岸地域出身のアラウィ派がただの「軽い警告」を受ける一方で、反体制派を支持していると知られている地域出身の労働者階級のスンニ派は、反体制派を支持していたかどで捜査を受けたり、不当な取り扱いに晒されたりするおそれがある」（強調追加）；DIS, *Syria: Military Service, Mandatory Self-Defence Duty and Recruitment to the YPG*, 26 February 2015, <http://www.refworld.org/docid/54fd6c884.html>, p. 18.

²³⁴ 報告によると、兵役からの延期・免除を有効なものとすることはますます困難となっている；DIS, *Syria: Recruitment Practices*, August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59aea2694.html>, pp. 8-9; EUI, “Local Reconciliation Agreements”, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1I>, p. 14; Syria Direct, *Damascus Student to Pay 8 Months of Salary in Bribe to Avoid Military Service*, 20 April 2017, <http://bit.ly/2qfHyof>. 以下における追加的情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, footnotes 128, 129.

²³⁵ SNHR, *The Syrian Regime Uses Detainees as Recruits*, 29 April 2017, <http://bit.ly/2wBqK30>. 以下に含まれる情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 23-24.

²³⁶ Syria Direct, *Syrian Arab Army Soldier Says He Pays Bribes for Furlough: 'I Have no Other Choice'*, 19 July 2017, <http://bit.ly/2tfighm>. 以下に参照される追加的情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 23.

²³⁷ 「特に18歳から45歳の男性が[2017年4月にホムス市のワエル近隣地域から]離れている理由には、シリア軍への徴兵を回避することが含まれる」；UNHCR, *Syria: Flash Update on Recent Events*, 26 April 2017, <http://bit.ly/2ynFLGy>, p. 2. 以下も参照のこと：Reuters, *Former Syrian Rebels Flee, Hide from Army Conscript*, 10 August 2017, <https://reut.rs/2u1vA8P>; Syria Deeply, *Now under Assad Control, Damascus Suburb Looks for a Path Forward*, 19 July 2017, <https://upi.com/6608049t>; EUI, “Local Reconciliation Agreements”, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1I>, pp. 14-15. また、以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 22.

²³⁸ UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 4-5, 25.

²³⁹ 2014年半ばの推計では、2011年以降20,000人から100,000人の間（元々の戦力の15パーセントから50パーセントの間）の軍人がシリア国軍から脱走した；Carnegie Europe, *Syria's Military: Last Man Standing?*, 29 July 2014, <http://ceip.org/1tnRRWm>. 以下も参照のこと：DIS, *Syria: Recruitment Practices in Government-controlled Areas and in Areas under Opposition Control, Involvement of Public Servants and Civilians in the Armed Conflict and Issues Related to Exiting Syria*, August 2017, 5/2017, <http://www.refworld.org/docid/59aea2694.html>, p. 33; Holger Albrecht and Kevin Koehler (American University Cairo), *Going on the Run: What Drives Military Insubordination in Violent Domestic Conflict?*, 2 March 2016, <http://bit.ly/2yd8tW3>, pp. 1, 8; The Washington Post, *The Syrian Military Has Thousands of Deserters. New Research Tells Us Why They Left*, 17 December 2015, <http://wapo.st/2hg12M7>.

²⁴⁰ 脱走は、平時には1年から5年の懲役を科されるが、戦時には2倍となる場合がある。さらに同国からも逃れた脱走者（いわゆる「対外的脱走」）は、軍刑法第101条の下で、平時には5年から10年、戦時には15年の禁固を科される。さらに同国からも逃れた脱走者（いわゆる「対外的脱走」）は、軍刑法第101条の下で、平時には5年から10年、戦時には15年の懲役を科される。敵前の脱走は無期懲役となる可能性がある。加重犯の事案は死刑となる；Law No. 61 of 1950, as amended (Military Penal Code) [Syrian Arab Republic], 16 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58a5e1b34.html>, Articles 100-103.

を計画していると疑われた個人は、公式には起訴されないことが一般的であった。むしろ、彼らは、脱走時や捕らえられた時に即時処刑に処されたり、恣意的逮捕や隔離拘禁、拷問、超法規的処刑を受けたり²⁴¹、さもなければ取り調べの後に所属部隊に戻るよう命じられたりしていると報じられている²⁴²。報告書が記録するところによると、反体制派に共感しているとみなされる地域での逮捕作戦の最中などに、政府軍は脱走者の家族を個別に把握している (singled out)²⁴³。脱走者の財産は、故意に略奪や放火、破壊の標的とされていると伝えられる²⁴⁴。

2011年以降、シリア大統領は、反政府武装集団の構成員と兵役忌避者・脱走者に向け、一連の恩赦令を發布しており、彼らが指定期間内に投降した場合、処罰を免れるというものである²⁴⁵。和解の基礎として發布された2016年7月付けの政令15/2016²⁴⁶は、脱走で指名手配されている戦闘員・市民を含め、武器を置き投降するすべての個人の恩赦を含んでいる²⁴⁷。兵役忌避者や脱走者は、時として正規軍における軍務・役務に(再び)加えられたり、和解協定の締結後に新たに設立された現地の治安機関やその他の政府派の部隊に参加したりしていると報じられる²⁴⁸。しかし、徴兵年齢に達しながら兵役に同意しない男性は、その兵役拒否が反政府的意見の表明の一つであると理解される可能性が高いため、同地域からの退避を余儀なくされるか、さもなければ政府軍による逮捕や不当な取り扱いを受ける危険に晒されている²⁴⁹。

UNHCRは、兵役義務もしくは予備役への徴兵を忌避した者または国軍から脱走した者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、および/または関連するその他の根拠に基づいて、**国際難民保護を必要としている可能性が高い**と考える。脱走者による申請は、適用除外の検討を生じさせる可能性がある(セクションIII.Dも参照のこと)。

²⁴¹ 「シリア軍からの脱走は、その部隊から逃げようと試みながら失敗した人々に対し、略式処刑など、極端な形態の処罰をもたらしている」；Holger Albrecht and Kevin Koehler (American University Cairo), *Going on the Run: What Drives Military Insubordination in Violent Domestic Conflict?*, 2 March 2016, <http://bit.ly/2yd8tW3>, p. 1. 以下に含まれる追加的情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, pp. 25-26.

²⁴² DIS, *Syria: Recruitment Practices*, August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59aea2694.html>, p. 14; Syria Deeply, *Analysis: The Fifth Corps and the State of the Syrian Army*, 11 January 2017, <http://bit.ly/2jbxHwQ>. 以下に含まれる追加的情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 26.

²⁴³ DIS, *Syria: Recruitment Practices*, August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59aea2694.html>, pp. 14-15. 以下に含まれる追加的情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 26.

²⁴⁴ US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 28. 以下に含まれる情報源も参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 26.

²⁴⁵ 以下に含まれる情報源を参照のこと：UNHCR, *Relevant Country of Origin Information to Assist with the Application of UNHCR's Country Guidance on Syria*, February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58da824d4.html>, p. 24.

²⁴⁶ 上記脚注 217 を参照のこと。

²⁴⁷ 政令 11/2017 は、政令 15/2016 に規定される大赦法を 2017 年 6 月 30 日まで延長した；Syrian Law Journal, *Syrian Law – Recent Legislation*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2xgW6cc>. 本書執筆時点で、同政令の継続の有効性について、入手可能な情報はない。

²⁴⁸ 男性たちは、正規の兵役か、新しく設立された現地の治安機関か、第 5 軍団のような政府派の部隊のいずれかに加わるという選択肢を与えられていると伝えられる。EUI によると、和解協定後の徴兵人数は少ないままである。新規の徴集兵は、ほとんど経験・支援がないまま、前線での戦闘に向かわされたと言われている；EUI, “Local Reconciliation Agreements”, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1I>, pp. 12, 14. 以下も参照のこと：Reuters, *Former Syrian Rebels Flee, Hide from Army Conscription*, 10 August 2017, <https://reut.rs/2uIvA8P>；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 21；DIS, *Syria: Recruitment Practices*, August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59aea2694.html>, p. 14. これらの和解協定の一部として、兵役忌避者と脱走者は、しばしば軍務に出頭するまでに 6 ヶ月間の猶予期間を与えられていると伝えられる。しかし、男性たちは、猶予期間終了前に徴兵されていると報じられる。「私は、脱走者/離脱者が直ちに兵役に就くことからの猶予—しばしば 2、3 ヶ月—をしばしば与えられたことを指摘しよう。それにもかかわらず政府は、最終的に、局所的な和解取引の下にある地域で、反体制派の元戦闘員や兵役忌避者、脱走者などに対し、義務的徴兵を復活させた。場合によっては、政府派の部隊は、同意された猶予期間や地元での役務の保証に違反して徴兵を実施している。兵役に対する法的義務(とそれに伴うあらゆる帰結)は、恩赦令によって廃止されるわけではなく、過去にこれらの義務を果たさなかったことに関する帰結のみが破棄されるのである」；ISW のシリア担当調査分析官である Christopher Kozak との電子メールのやりとり(2017 年 10 月 6 日)(電子メールは UNHCR に記録されている)。以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 21；Syria Direct, *Post-Surrender Regret in Damascus Suburb: 'Everyone Who Lost Sons and Daughters to this Revolution Will never View Assad as Anything but a Criminal'*, 18 January 2017, <http://bit.ly/2iQzn12>；NPR, *In a Syrian Suburb Cleared of Rebels, a Gradual Return to Everyday Life*, 25 December 2016, <https://n.pr/2gtcr3y>.

²⁴⁹ その兵役を果たすことや政府派の部隊に加わることに同意しない人々にとっては、「迫害や拘禁、強制徴集、強制移動の強い圧力を感じるものである。そのような限られた選択肢のために、いわゆる和解プロセスに関与していないか、あるいはそうした条件を拒否する男性たちが、連続した強制移動の波を形成している」；EUI, “Local Reconciliation Agreements”, June 2017, <http://bit.ly/2jtZa1I>, p. 14.

兵役に関連した難民申請に関するガイドラインにおいて、UNHCR は、兵役に服することが国際人道・刑事・人権法の違反を構成する活動に従事させられることを意味するために、兵役を拒否するという個人の権利を認め、そうした事案において難民の地位を付与することは、1951年条約における除外条項の理論的根拠と合致しているという見解を述べている²⁵⁰。

3) 政府を支持している者または支持しているとみなされる者

報告が示すところによると、ISIS やシリア征服戦線、その他の反政府武装集団は、一般市民の中で誰が政府を支持しているか（または、政府を積極的に支持していないとしても、少なくともこれらの武装集団に反対しているか）を判断するにあたり幅広い基準を適用している²⁵¹。紛争開始以降、これらの集団は、政府の協力者と疑われる者²⁵²や、特定の職業についている者²⁵³、宗教的少数派の構成員²⁵⁴などの個人を、彼らが政府と実際に関係しているか、または政府を実際に支持しているか、あるいはそのようにみなされたりするために、拉致や自由の剥奪、拷問、処刑の標的としていると伝えられる。

ISIS やシリア征服戦線、その他の反政府武装集団は、その市民が政府を支持しているとみなされるために、宗教的少数派集団が居住する場所を含む政府支配下の近隣地域・町・村における市民への攻撃を正当化しようとしているとも報じられる²⁵⁵。紛争中を通して反政府武装集団は、政府派であると考えられる場所において、人質拘束、超法規的処刑その他の虐待を伴う地上攻撃と共に、迫撃砲やロケット弾、狙撃、自爆攻撃、自動車爆弾によって市民を標的とするなど、様々な暴力的な戦術を採っていると伝えられる²⁵⁶。ISIS やシリア征服戦線、その他の反政府武装集団が領域を失い、その支配地域の外で地上戦を開始する能力が低下した結果²⁵⁷、そうした攻撃は減少したと報告されている。しかし、これらの集団が政府支配下の地域に対して攻撃を仕掛ける軍事力を保持する地域では、ア

²⁵⁰ 更なる詳細については、以下を参照のこと：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 10*, 3 December 2013, <http://www.refworld.org/docid/529ee33b4.html>, paras 21, 22, 26-30.

²⁵¹ 下記「反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.5）および、「宗教集団および少数民族民族集団の構成員」（セクション III.A.8）ならびに、そこに参照される情報源を参照のこと。

²⁵² 「反体制派の部隊は、大規模な攻撃と狙撃手の使用を通して、政府軍や政府支持者と疑われた者、少数派コミュニティの構成員の殺害を増加させたと伝えられる。（略）COI も、過去数年の間に、FSA の旗を掲げる武装集団が、政府の諜報員やシャビーハの構成員、協力者と疑われる者を拷問・処刑したと報告している」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 22, 24. 以下も参照のこと：Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idleb, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, pp. 5, 15, 24, 28, 29; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014) and 2258 (2015)*, 17 June 2016, S/2016/546, <http://www.refworld.org/docid/576b820e4.html>, para. 33. 例えば、2017年10月、ISIS は、カルヤタインの町（ホムス行政区域）で、シリア政府と関係があるとされたことを理由に数十人の市民を殺害したと伝えられる。同町は、2017年10月21日に政府軍に奪還される以前の2017年10月初旬にはISIS に占拠されていたと報じられる。SOHRによると、「ISIS は、20日間にわたって、政権軍に協力したかどで、報復的殺害として少なくとも116人の市民を処刑している」；Newsweek, *In Syrian Christian Town, ISIS Mass-Executed 116 People Before Assad's Army Closed In*, 23 October 2017, <http://bit.ly/2y0gqxr>; The New York Times, *Scores of Bodies Are Found in Syrian Town after ISIS Retreats*, 23 October 2017, <https://nyti.ms/2zx1Q1H>. 以下も参照のこと：Los Angeles Times, *Why One Shopkeeper Returned to His War-Ravaged Syrian Hometown: 'I Believe in Palmyra'*, 18 June 2017, <http://fw.to/WTCyoEl>; Ara News, *Islamic State Executes 12 Civilians in Palmyra on Charges of Supporting Syrian Regime*, 20 January 2017, <http://bit.ly/2f17zNy>. 「ISIS の実質的な支配下または影響下にある地域において、ISIS に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.4）および、「反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.5）ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁵³ 例えば、政府派のメディアで働くジャーナリストや政府や政府派の部隊とのつながりを持つ実業家、政府系大学で働く学者を含む；Committee to Protect Journalists (CPJ), *Syrian Journalist Survives Targeting by Rebel Group*, 18 May 2016, <https://cpj.org/x/6880>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 13 August 2015, A/HRC/30/48, <http://www.refworld.org/docid/55e955344.html>, para. 161. 「反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.5）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁵⁴ 下記「宗教集団および少数民族民族集団の構成員」（セクション III.A.8）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

²⁵⁵ 同上。

²⁵⁶ 以下を参照のこと：UNHCR, *International Protection Considerations with Regard to People Fleeing the Syrian Arab Republic, Update IV*, November 2015, <http://www.refworld.org/docid/5641ef894.html>, paras 15, 17.

²⁵⁷ 上記「紛争・治安情勢」（セクション II.A）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

ラウィ派²⁵⁸やシーア派²⁵⁹、ドルーズ派²⁶⁰のような少数派コミュニティの構成員を含む市民が、政府を実際に政治的に支持しているか、または政治的に支持しているとみなされているために、標的とされる危険に晒され続けていると伝えられる²⁶¹。報告が示すところによると、反政府武装集団は、政府派とみなされるコミュニティ出身の人々を人質拘束の標的としており、彼らを捕虜交換に利用したり、身代金を獲得したりする観点から、あるいは脅迫や報復の一形態として攻撃の対象としている²⁶²。

UNHCR は、政府を支持している者または支持しているとみなされる者で、かつ、ISIS やシリア征服戦線、その他の反政府武装集団の支配下にある地域またはその手が届く範囲にある地域出身の者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、および／または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性が高いと考える。

²⁵⁸ 「アラウィ派住民は、ISIS やJAN、ジュンド・アル・アクサ、その他の過激派集団を含め、反体制派武装勢力の一部の分子から攻撃を受けたが、他の少数派集団は、政府の政策がアラウィ派を優遇するものであると考えていたためである。アラウィ派の指導者は、政府の崩壊に続いて宗派的浄化が起こることを恐れ続けていると語った。例えば、5月、ISIS は、ラタキア州において約150人を殺害した爆弾攻撃に関する犯行声明を出し、アラウィ派を標的としたものであったと語った」；US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 11. 「アラウィ派とスンニ派イスラム教徒の大規模な衝突はシリア全域で定期的には起きてはいないものの、ホムスのアラウィ派が2011年と2012年前半に数度にわたってスンニ派イスラム教徒の大量殺戮に加わったため、ホムスとハマでは、2つの集団の間に暴力的な衝突が起きた。その結果、宗派間の緊張は、長期にわたる不和をもたらした。例えば、2016年5月、サラフィー・ジハード主義の武装集団アハラル・アル・シャームは、ハマ州とホムス州の境界にある村Zaraにおいて6人の女性や、シリア政権を支持している市民・武装した民兵を含む19人のアラウィ派を殺害した。スンニ派イスラム教徒とアラウィ派との間の小規模な衝突は、この境界地域に沿って絶えず起きている」；US Commission on International Religious Freedom, USCIRF Annual Report 2017 - Tier 1: USCIRF-recommended Countries of Particular Concern (CPC) - Syria, 26 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/59072f4913.html>. 以下も参照のこと：HRW, World Report 2017 – Syria, 12 January 2017, <http://www.refworld.org/docid/587b58196.html>.

²⁵⁹ 本書執筆時点で、シリア征服戦線およびその他の反政府武装集団は、政府支配下でありシーア派が多数派を占める町フォアとケフラヤ（イドリブ行政区域）を包囲し、その住民が政府に忠誠を示しているとみなされることを理由に、定期的な暴力に晒していると伝えられる：「紛争のオブザーバーによると、その宗教的帰属と親政府的な政治指向を標的として、また、シリア政府とイランが他のスンニ派の被包囲地域を暴力と飢餓に晒すことを阻止し、同宗信徒であるシーア派を保護するというイランの利益を理由に、JAN [ヌスラ戦線] やその他の反乱集団は、その村を人質として扱った。反乱勢力は、フォアとケフラヤの村民を、シーア派イスラム教徒を指す侮蔑的用語「rawafid」として言及し続けた」；US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 12, 13. 以下も参照のこと：Los Angeles Times, 'A Massacre Is Inevitable': Punishing Siege Drags on for Two Shiite Villages in Syria, 23 September 2016, <http://lat.ms/2vNwGo4>. かつて包囲されていたシーア派が多数派を占める町ヌブルとザハラ（アレppo行政区域）は、同町が政府を支持しているとみなされたため、反政府武装集団からも標的とされたと伝えられる；以下を参照のこと：The Independent, Syria Civil War: The Untold Story of the Siege of Two Small Shia Villages - And How the World Turned a Blind Eye, 22 February 2016, <http://ind.pn/1RXN0w2>; Los Angeles Times, Al Qaeda Affiliate Besieges Two Syrian Towns, 23 November 2014, <http://lat.ms/2wPFNCZ>. 上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」（セクションII.C）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁶⁰ 例えば、ドルーズ派の町ハダル（クネイトゥラ行政区域）は、同コミュニティがシリア政府を支持しているとみなされたために、反政府武装集団から繰り返し攻撃を受けたと報じられた：「過去6年間にわたり、反体制派は、保護と安全を約束し、ハダルの住民を政府から引き離そうと試みており、それが失敗した場合には同町への攻撃に訴えている。より最近、2016年9月のクネイトゥラ州への反体制派による攻勢の一つにおいて、ハダルは反体制派の戦闘員から激しい攻撃を受けた。それらの戦闘員は、住民を傷つけないことを約束しながら、同町にロケット砲の雨を降らせ続け、複数の人々を殺害した」；Al-Monitor, Help Comes with Dangerous Strings for Syrian Druze Town, 24 April 2017, <http://bit.ly/2oTz9uZ>. 「イスラム主義反乱勢力は、シリア政権を支持していることを非難し、シリア南部のクネイトゥラ行政区域のドルーズ少数派を攻撃すると脅した、と地元の情報源が報告している（略）。イスラム主義反乱勢力のQadissiyat al-Janoub 連合は、その声明の中で、クネイトゥラ行政区域における彼らのシリア軍との戦いを住民が支持しないならば、ドルーズ派が居住する町Hadirを攻撃する、と誓った」（強調追加）；Ara News, Syrian Islamist Factions Threaten to Attack Druze Minority in Quneitra, 14 September 2016, <http://bit.ly/2wM1y6i>. 以下も参照のこと：Syria Comment (Blog), The Druze in the Syrian Conflict, 5 September 2016, <http://bit.ly/2c86cko>.

²⁶¹ 「ISIS や JAN など、米国およびその他の政府によってテロリスト組織に指定されている多くの集団を含む非国家主体は、同国の領域の一部を支配し、その支配に反対していると疑われる宗教集団の構成員の殺害や身体的虐待、誘拐、逮捕に関与し続けている。」（略）JAN とそれと同盟する反乱集団は、同国北部のドルーズ派とシーア派の少数派を標的とし、自爆攻撃を含めた無数の爆撃の犯行声明を発している。JAN は、それを政府による「スンニ派の虐殺」に対する反応として形容し続けている」（強調追加）；US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 11. 以下も参照のこと：Reuters, At least 40 Killed in Damascus Bombing Targeting Shi'ites, 11 March 2017, <http://reut.rs/2nm5hCL>; UN Human Rights Council, Report of the Independent International Commission of Inquiry, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, paras 69-74; Amnesty International, Syria: Armed Opposition Groups Committing War Crimes in Aleppo City, 13 May 2016, <http://www.refworld.org/docid/57358dc54.html>.

²⁶² 「紛争が長引き、戦争経済が根付いていくにつれ、人質拘束の件数が増加していった。テロリスト集団に指定されたものを含む武装集団は、捕虜の交換や身代金を目的に人質拘束を行っている。（略）2015年3月、アハラル・アル・シャームを含む武装集団はイドリブ市を攻撃し、数十人の人質を連行した。2016年1月と2月、アハラル・アル・シャームは、政府派の武装集団に捕えられていた人々がフォアとケフラヤから解放された後、2度にわたり人質を解放した」；UN Human Rights Council, Report of the Independent International Commission of Inquiry, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 87, 88. 以下も参照のこと：DW, Mass Evacuation in Syria Begins with Prisoner Exchange, 12 April 2017, <http://bit.ly/2hKH0rg>; US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 24; Reuters, Syrian Government, Rebels Swap more than 100 Prisoners in Hama, 7 February 2017, <http://reut.rs/2jZ7kd4>.

UNHCR は、政府を支持している者または支持しているとみなされる者で、かつ、上記以外の地域出身の者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、および／または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性があると考えられる。

政治的忠誠の認識はしばしば当人の宗教や民族に基づいているため、（帰属された）政治的意見や宗教、民族は、国際難民保護の申請を評価する際に考慮されるべき諸要素と密接に結びついている場合がある点に留意すべきである。その宗教的・民族的アイデンティティのために政府を支持しているとみなされる人々については、下記の宗教集団および少数民族集団の構成員（セクション III.A.8）も参照のこと。

4) ISIS の実質的な支配下または影響下にある地域において、ISIS に反対している者または反対しているとみなされる者

ISIS は、ISIS やそのイデオロギー・支配に反対しているか、反対しているとみなされる（子どもを含む）市民²⁶³を、組織的に拉致や拷問、残虐な、非人道的なおよび品位を傷つける刑罰、処刑などの過酷な刑罰の標的としていると報告される²⁶⁴。報告が示すところによると、同集団は「反対」や「背信」を判断するために幅広い基準を用いており、スパイ活動をしている（とみなされる）者や、政府軍、SDF／YPG、反政府武装集団、国際的な反 ISIS 連合と協力している（とみなされる）者²⁶⁵、その厳格な宗教戒律に反しているとみなされる者²⁶⁶、反 ISIS 部族の指導者と構成員²⁶⁷、ジャーナリストとその他の報道関係者²⁶⁸、学者と教師、医師およびその他の医療従事者、人道援助関係者、人権擁護活動家などの特定の職業についている者²⁶⁹など、広範囲にわたる経歴や振る舞いを標的としている。

²⁶³ 「IS の支配に反対する人々は、その見解を公然と表明することを差し控えるか、他の地域に逃れなければならない。異論は、厳しく処罰されるためである」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>。以下も参照のこと：US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 34; SNHR, *ISIL's Torture and Detention Centers 'The Black Bottom'*, 25 April 2016, <http://bit.ly/2mYp9zb>, p. 1.

²⁶⁴ Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 24; Amnesty International, *2016/17 – Syria*, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>; UN Human Rights Council, *Deaths in Detention*, 3 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56b9f4c24.html>, paras 75-80.

²⁶⁵ 例えば、「[2017年]5月16日、アブ・カマルのISIL戦闘員は、男性8人—同市の中の前日に空爆が行われた2つの場所でそれぞれ4人ずつ—の喉を切っており、彼らは空爆のための標的座標提供したかどで殺害されたと述べている」；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 23 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/595640f74.html>, p. 17。以下も参照のこと：The New Arab, *Nearly 5,000 Syrians Have Been Murdered in Captivity by the Islamic State Group*, 30 September 2017, <http://bit.ly/2y1oX6t>; Ara News, *Islamic State Executes Palestinian Girl for Supporting Syrian Regime*, 29 December 2016, <http://bit.ly/2iOrlyE>; Ara News, *ISIS Extremists Execute Three Civilians in Raqqa on Charges of Spying for US Coalition*, 3 December 2016, <http://bit.ly/2IDSRJq>; Ara News, *ISIS Jihadists Execute, Crucify Syrian Woman on Charges of Spying for Kurdish Forces*, 5 November 2016, <http://bit.ly/2pL1t1C>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 73; UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 20。「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」（セクション III.A.3）

および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁶⁶ 下記「イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者」（セクション III.A.9）および、「多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ者」（セクション III.A.12）ならびに、そこに参照される情報源を参照のこと。

²⁶⁷ その支配下にある地域で、ISIS は、地元の部族から忠誠の誓約を得ようとしていると伝えられる。同集団に忠誠を誓うことを拒否した部族の構成員は、処刑の標的とされていると報じられる。NPR, *Photos: Ancient City of Palmyra after ISIS Was Driven Out*, 16 May 2016, <https://n.pr/1Sh35Ue>; Zeina Karam, *Life and Death in ISIS: How the Islamic State Builds Its Caliphate*, 5 January 2016, <http://bit.ly/2moCQXP>.

²⁶⁸ US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 29; UN Human Rights Council, *Deaths in Detention*, 3 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56b9f4c24.html>, para. 75。下記「特定の職業についている者—ジャーナリストや他の報道関係者、市民ジャーナリスト」（セクション III.A.7）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁶⁹ 下記「特定の職業についている者」（セクション III.A.7）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

ISIS は、その実質的な支配下にある地域に居住している人々の強制・若年徴集を行っているといわれる²⁷⁰。

UNHCR は、ISIS の実質的な支配下にある地域において、ISIS に反対している者または反対しているとみなされる者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、および／または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性が高いと考える。

5) 反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者

シリア征服戦線を含む反政府武装集団は、その支配下にある地域において彼らに反対している者または反対しているとみなされる者に対して様々な程度の干渉を行い、時に明らかな暴力行為を行っている²⁷¹。ジャーナリストや市民ジャーナリスト²⁷²、法律家、政治活動家・人権活動家、援助関係者などの特定の職業についている者は、脅迫や拉致、拷問、不当な取り扱いに最も多く晒されている市

²⁷⁰ 2017年8月、デリゾール行政区域における同集団に対する軍事攻勢の前に、ISISは、20歳から30歳の間の男性および、一部の報告によると、未成年者を強制的に徴集する大規模な作戦を開始したと伝えられる；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, p. 18; Voice of America, *Syrian Army, Allies Face Arduous Test in Eastern Syria*, 7 September 2017, <http://bit.ly/2xd925F>; OCHA, *Syria Crisis: North East Syria Situation Report No. 15 (1 - 31 August 2017)*, 31 August 2017, <http://bit.ly/2gVMrAs>, p. 2; OHCHR, *Syria: Monthly Human Rights Digest – August 2017*, 31 July 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b926fc4.html>, p. 3. 以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 109. 子どもの徴集については、「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—イラクとシリアのイスラム国 (ISIS)」(セクション II.C.2) および、「特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども」(セクション III.A.11) ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁷¹ 「反乱勢力も、政治的反対派・敵対者とみなされる人々の拘禁や拷問、処刑など、重大な人権侵害を犯した。ただし、その行為は、反乱集団毎に様々に異なる」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 「OHCHRは、イドリブの非国家の反体制派武装集団と Levant Liberation Organization (レバント解放機構) によって採られる抑圧的措置 (表現の自由への権利や、平和的集会・結社の自由への権利を制限するもの) に関する報告を受け続けている」；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 19 April 2017, S/2017/339, <http://www.refworld.org/docid/590727364.html>, para. 12. 「ジャーナリストや弁護士、活動家の拉致は、武装集団 (特に、ヌスラ戦線) がその支配下にある地域における表現の自由や抗議活動への不寛容を示した2014年以降、増加したようである」；Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idleb, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, p. 5.

²⁷² 「OHCHRも、活動家とジャーナリスト、その家族が、シリアム解放委員会やその他の反体制派武装集団からの嫌がらせや威嚇に晒されているという報告を受け取り続けている」(事例を含む)；OHCHR, *Syria: Monthly Human Rights Digest - September 2017*, 6 October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db24594.html>, p. 6. 「報道の自由は、反乱勢力の領土毎に異なるが、地元の報道局は、通常、同地域を支配する民兵組織を支持するように仕向ける強烈な圧力の下に置かれている」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 「ヌスラ戦線やジュンド・アル・アクサ、ダーイシュのような過激派組織も、出版・報道の自由に対する重大な脅威となった。(略) [2016年]6月16日のアレppo市における攻撃は、著名なシリア人活動家ハディ・アブドラを負傷させ、カメラマンの Khaled al-Issa を殺害した。2人とも有名な反体制派報道局 Radio Fresh に属していた。その攻撃の犯行声明を出した集団はなかった。しかし、それは、反体制派集団に関与する活動家やジャーナリストの危険を示唆していた」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 29. 「クルド民族の集団やアルカイダ関連のヌスラ戦線とイスラム国のようなイスラム主義集団など、民族的・イスラム主義的反体制派にまで及ぶ、多種多様な反体制派・反乱集団に支配される地域にいるジャーナリストは、様々な程度の干渉、そして時として暴力的威嚇を受けていると語っている」；Syrian Independent Media Group, *In Syria's Rebel Areas, Journalists Complain of New Censorship*, 9 May 2016, <http://upi.com/6312095t>. 以下も参照のこと：Open Democracy, *Syria, the Uprising and the Media Scene*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2zJgmn3>; CPJ, *Court Sentences Two Syrian Journalists for Blasphemy, Shutter Magazine*, 16 August 2017, <http://bit.ly/2z2NmQq>; SNHR, *No less than 549 Cases of Arbitrary Arrest Recorded in August 2017*, 7 September 2017, <http://bit.ly/2w8Uwbi>, p. 8; Gulf Center for Human Rights (GCHR), *Syria: "Rising for Freedom" Magazine Banned and Journalists Sentenced to Prison, as VDC Offices Attacked by Mob*, 15 August 2017, <http://bit.ly/2weXOpf>; Syria Deeply, *In Besieged Eastern Ghouta, Rebel Fighting Increases Civilian Suffering*, 1 August 2017, <http://bit.ly/2yNsEva>; Syria Deeply, *'Almost as Bad as the Regime': Inside Syria's Rebel-Run Prisons*, 31 July 2017, <http://bit.ly/2uHddC5>; Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idleb, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, p. 16.

民であると伝えられる²⁷³。報告によると、政府支持者と疑われる者²⁷⁴は、ISIS や敵対する武装集団に結びついているか、支援していると疑われる市民と同様に、反政府武装集団に拉致されたり、拷問を受けたり、直ちに殺害されたりしている²⁷⁵。いくつかの集団は、その支配／行為に対する市民の抗議を弾圧するために武力を行使しており、活動家や（抗議活動）参加者を脅迫したり、殴打したり、拘禁したりしていると伝えられる²⁷⁶。

UNHCR は、反政府武装集団の実質的な支配下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、および／または関連するその他の根拠に基づいて、**国際難民保護を必要としている可能性が高い**と考える。

6) PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者

²⁷³ 「避難を強いられた文民アクター（地方評議会の議員や活動家を含む）も、その反対活動のため、特にシャーム解放委員会の構成員による脅迫と逮捕の増加に直面している」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 13. 「シリア紛争が2011年3月に開始されて以降、市民や活動家、人権団体は、非国家武装集団が一援助関係者、医師、弁護士、反乱勢力、ジャーナリストなど数千人の人々に対し、恣意的逮捕や強制失踪、違法な拘禁、拷問を行っている」と一貫して報告している」；Syria Deeply, 'Almost as Bad as the Regime': Inside Syria's Rebel-Run Prisons, 31 July 2017, <http://bit.ly/2uHddC5>. 「2011年の民衆蜂起以降、あらゆる方面からの人権侵害を監視し、反体制派の地域において人道的・その他のサービスを提供しようと試みる様々な新しい草の根の市民社会ネットワークがシリアの多くの地域に出現した。しかし、そうした活動家は、武装集団からの暴力や威嚇、拘禁に直面し、場合によっては、秘密裏に活動せざるを得なくなっている」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 「主としてシリア北部の反政府派の支配領域における反体制派武装集団は、ジャーナリストや援助関係者、彼らを批判した活動家などの人々をも恣意的に拘禁している」；HRW, *Syria - Lasting Peace Will Require that Thousands Unlawfully Detained Are Released and Obtain Justice*, 14 March 2017, <http://bit.ly/2piDPdM>. 以下も参照のこと：SNHR, *Hay'at Tahrir al Sham Commits Wide Violations in Idlib Governorate*, 21 October 2017, <http://bit.ly/2i9hWaz>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 33; Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idlib, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, p. 18. 下記「特定の職業についている者」（セクション III.A.7）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁷⁴ 上記「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」（セクション III.A.3）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

²⁷⁵ たとえば、FSA が2016年8月にISIS からジャラブルスの町を奪還した後、「武装集団は、同テロリスト集団に共感しているとみなされる市民を恣意的に逮捕する徹底的な作戦を開始した」；UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 71. 「2014年以来、アムネスティ・インターナショナルは、アレppoとイドリブにおいて、ヌスラ戦線、アル・シャミア戦線、その関連「裁判所」、そして最高司法評議会によって実行された略式殺害に関する数多くの申立てを受けている。略式に殺害されたと考えられる者には、市民や、シリア政府軍・治安部隊の構成員で捕われた者、政府派のシャビーハ民兵、「**潜入者**」とされる者、IS 戦闘員、シリア政府に反対している他の敵対集団の戦闘員が含まれる。一部の事例では、武装集団が公衆の面前で処刑式の殺害を実行した」（強調追加）；Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idlib, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, p. 28. 以下も参照のこと：Syria Deeply, *In Besieged Eastern Ghouta, Rebel Infighting Increases Civilian Suffering*, 1 August 2017, <http://bit.ly/2yNsEva>; Syria Deeply, 'Almost as Bad as the Regime': Inside Syria's Rebel-Run Prisons, 31 July 2017, <http://bit.ly/2uHddC5>; Syria Deeply, *Iron Rule: Jaish al-Islam in Eastern Ghouta*, 22 March 2016, <http://bit.ly/2sjN9yz>.

²⁷⁶ 「シャーム解放委員会も平和的抗議者に対して武力を行使し続けている」（事例を含む）；OHCHR, *Syria: Monthly Human Rights Digest - September 2017*, 6 October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db24594.html>, p. 6. 以下も参照のこと：SNHR, *Hay'at Tahrir al Sham Commits Wide Violations in Idlib Governorate*, 21 October 2017, <http://bit.ly/2i9hWaz>, p. 4; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 24 August 2017, S/2017/733, <http://www.refworld.org/docid/59aebbad4.html>, p. 17; Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>; Middle East Eye, *Syrian Rebels 'Fire on Protesters' Calling for End to Infighting*, 1 May 2017, <https://shar.es/1FE9Na>; Politico Magazine, *The Syrian Rebel Who Tried to Build an Islamist Paradise*, 31 March 2017, <http://politi.co/2nok3Zr>; The Middle East Institute, *Jabhat al-Nusra Oversteps Mark with Idlib Crackdown*, 14 March 2016, <http://bit.ly/1UwW4Do>; The Independent, *Five Years after the Arab Spring, a New Enemy Is Cracking Down on Syrian Protesters*, 11 March 2016, <http://ind.pn/2qJ0PCI>.

報告によると、YPG とその内部の治安部隊 (Asayish) は、クルド系野党の党员²⁷⁷、ジャーナリストと市民ジャーナリスト²⁷⁸、政治活動家と抗議者²⁷⁹など、PYD/YPG に実際に反対している者および反対しているとみなされる者を、脅迫や威嚇、拉致、自由の剥奪、身体的暴行の標的としている²⁸⁰。さらに、反体制派集団は、2012 年以来、PYD を多数の未解決の政治的殺害と失踪に関係づけている。ただし、PYD の関与は、未だ独立した形では確認されていない²⁸¹。

YPG/SDF が ISIS や反政府武装集団の支配地域に進軍するにつれて、アラブ人の市民は、厳重なスクリーニング (保安検査) 手続やその移動の自由への制約を受けるようになっており²⁸²、また、これ

²⁷⁷ 「多くの反 PYD の反対派—特に PYD と対立するクルド政党の集まりであるクルド国民評議会 (ENKS) の構成員—は、逮捕されるか出国を余儀なくされた」 ; IRIN, *The Kurdish Struggle in Northern Syria*, 15 September 2017, <http://bit.ly/2ktlBVa>. 「それ [YPG] は、敵とみなされる者を恣意的に拘禁していると非難されている」 ; Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 報告された事案は、特に、それに限るものではないが、イラクのクルディスタン地域におけるマスワード・バルザーニのクルド民主党 (KDP) に密接に関係するシリア・クルド民主党 (KDPS) や、シリア・クルド自由党 (Azadi 党)、クルド民主統一党 (Yekiti 党) など、クルド国民評議会 (KNC) の傘下に入る政党の党员にかかわる ; 例えば、以下を参照のこと : SNHR, *No less than 557 Cases of Arbitrary Arrest in September 2017*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2yuuW5j>, pp. 5, 8; Amnesty International, *Urgent Action: Two Kurdish Activists Freed, Third still Detained*, 12 July 2017, <http://bit.ly/2vRYFmx>; Ara News, *Another Syrian Kurdish Politician Arrested by Rojava Asayish Forces*, 22 May 2017, <http://bit.ly/2vzu3Wa>; Ara News, *Six Kurdish Politicians Released from Asayish Prison in Syria's Qamishli*, 8 February 2017, <http://bit.ly/2m2119R>.

²⁷⁸ 「PYD の支配地域で活動している報道局からの報告によると、彼らは、圧力を受け、親 PYD の歌を流すようにオンラインで脅迫された。報告が示すところでは、クルド国民評議会に関与する一部の反体制派ジャーナリストが PYD の治安当局者から拘禁されたり殴打されたりした。(略) クルド人活動家による申立てや報道によると、PYD と YPG は、その支配下にある地域で、集会の自由を抑圧し、言論の自由を厳しく制限した」 ; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 33. 以下も参照のこと : CPI, *Kurdish Security Forces Detain Local Reporter, Whereabouts Unknown*, 29 September 2017, <http://bit.ly/2ksi3Co>; SNHR, *No less than 549 Cases of Arbitrary Arrest Recorded in August 2017*, 7 September 2017, <http://bit.ly/2w8Uwbi>, p. 5; CPI, *Kurdish Security Forces Detain TV Journalist in Syria*, 17 May 2017, <http://www.refworld.org/docid/596f4bb9c.html>; The National, *America's Favorite Syrian Militia Rules with an Iron Fist*, 13 February 2017, <http://bit.ly/2ktPwax>; Reporters Without Borders, *How Kurdistan's PYD Keeps the Media and News Providers in Line*, updated on 20 January 2016, <http://bit.ly/2mHzMGH>; SNHR, *The Most Significant Human Rights Violations by Kurdish Democratic Union Party and the Kurdish Self-Management Forces*, 18 January 2016, <http://bit.ly/2lGu2g9>, pp. 8-9. 下記「特定の職業についている者—ジャーナリストやその他の報道関係者、市民ジャーナリスト」(セクション III.A.7) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁷⁹ 「5 月の Mohsen Taher と Amin Hussam と Bashar Amin の恣意的拘禁は、PYD が率いる自治政府の支配地域 (一般にロジャヴァと呼ばれる) 全域にわたる、Asayish による計算された政治活動家その他の逮捕作戦の一環と考えられる。2017 年 3 月 14 日以降、Asayish は、カミシュリで、また、ロジャヴァの 9 以上の市において、非常に多くのクルド系野党の党员と支持者を恣意的に逮捕・拘禁している」 ; Amnesty International, *Urgent Action: Two Kurdish Activists Freed, Third still Detained*, 12 July 2017, <http://bit.ly/2vRYFmx>. 以下も参照のこと : SNHR, *No less than 549 Cases of Arbitrary Arrest Recorded in August 2017*, 7 September 2017, <http://bit.ly/2w8Uwbi>, p. 5; Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 33; UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 25; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 114.

²⁸⁰ 「アムネスティ・インターナショナルの調査員は、批判者やイスラム国を名乗る武装集団の構成員や賛同者と考えられる他の人々の恣意的拘禁について記録した。一部の人は、罪状も裁判もないまま最長 1 年間の間恣意的に拘禁された。裁判を受けた人々は、公判前に長期にわたる勾留を受け、その手続きは明らかに不公正であった」 ; Amnesty International, *Urgent Action: Two Kurdish Activists Freed, Third still Detained*, 12 July 2017, <http://bit.ly/2vRYFmx>. 以下も参照のこと : US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 15; UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 25; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014) and 2258 (2015) – Report of the Secretary-General*, 23 March 2016, S/2016/272, <http://www.refworld.org/docid/570214ee4.html>, para. 18. UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 114; German Institute for International and Security Affairs, *The West's Darling in Syria*, October 2015, <http://bit.ly/2tzBh9a>.

²⁸¹ German Institute for International and Security Affairs, *The West's Darling in Syria*, October 2015, <http://bit.ly/2tzBh9a>, p. 5; HRW, *Under Kurdish Rule: Abuses in PYD-Run Enclaves of Syria*, 19 June 2014, <http://www.refworld.org/docid/53a400c04.html>, pp. 34-37. 以下も参照のこと : The Nation, *America's Favorite Syrian Militia Rules with an Iron Fist*, 13 February 2017, <http://bit.ly/2ktPwax>; The Telegraph, *Syrian Kurds Accused of Ethnic Cleansing and Killing Opponents*, 18 May 2016, <http://bit.ly/1sGNIGq>.

²⁸² 「国内避難民に関するクルド人自治政府の管理手続きと行政上の要件は、身分証明書の没収や移動の制限など、国内避難民にさらに大きな課題を突きつける」 ; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 24 August 2017, S/2017/733, <http://www.refworld.org/docid/59aebbad4.html>, para. 14. 「タブカ [ラッカ行政区] で、SDF は、移動の自由を厳しく制限する夜間外出禁止令を課していると伝えられる。多くの IDPs は、そのコミュニティ出身のクルド人が彼らに保証を与えない限り、SDF の支配地域に入れず、砂漠で足止めを食わされるままである」 ; OHCHR, *Syria: Monthly Human Rights Digest – May 2017*, 3 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/59bb83234.html>, p. 1. 以下も参照のこと : Middle East Eye, *'We're Prisoners': Syrians Trapped in SDF Camps after Escape from IS*, 22 August 2017, <http://bit.ly/2v6IONw>; Syria Protection Cluster (Turkey), *Screening and Sponsorship Procedures: Ar-Raqqa and Aleppo Governorates (Update No. 1, June 2017)*, June 2017, <http://bit.ly/2z61ZMT>; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 23 May 2017, S/2017/445, <http://www.refworld.org/docid/592eb0fa4.html>, para. 37; HRW, *Syria: Key Concerns for Raqqa Battle*, 13 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5970a9844.html>; UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 39.

らの集団を支持しているとみなされるために強制移動／立退きや拉致、自由の剥奪、身体的暴行、住宅やその他の財産の略奪・破壊に晒される事例が報告されている²⁸³。

YPG と *Asayish* は、その実質的な支配下にある地域に居住する人々の強制・若年徴集を行っている と伝えられる²⁸⁴。報告によると、YPG への参加の拒絶は、拉致や自由の剥奪、捕らえられた人々の虐待、強制徴集などの過酷な影響をもたらし得るが、戦闘の拒絶が ISIS への支持の表明、あるいは PYD/YPG への反対とみなされる可能性があるためである²⁸⁵。YPG は、一部の事例では、強制徴集

²⁸³ 「かつての ISIL 支配地域に居住しているか、同地域から避難する市民と戦闘外に置かれた戦闘員の取り扱いに関して、具体的な懸念が存在する。(略) OHCHR は、同集団と関係していると考えられる人々への報復行為の報告を多く受けるようになった。(略) OHCHR は、ある事案で、ISIL と関係しているとされて手錠をかけられた男性を SDF 戦闘員が殺害しているという報告を受けた。[2017 年] 7 月 15 日にソーシャル・メディアに公開された事件の映像では、ラッカ行政区域にいる SDF の戦闘員が、これはあらゆる「ダーイシュ的」戦闘と YPG 殺害に対する運命だと語っている様子が映し出されている一方で、別の SDF 戦闘員は、自分は分け前を得てないと言って当該個人に向けて再度発砲した」；OHCHR, Syria: Monthly Human Rights Digest – July 2017, 31 July 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b926a24.html>。「(略) 複数の部隊が IS 支配地域に進軍するにつれ、IS やその他の反体制派武装集団と関係しているとみなされて恣意的逮捕、拘禁、自由の剥奪、残虐な取り扱いを課されることを恐れて、多数の人々が避難を余儀なくされるに至る可能性が高い」(強調追加)；OHCHR, Syria: Monthly Human Rights Digest – May 2017, 3 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/59bb83234.html>, pp. 1, 5。「[2016 年] 5 月 5 日、クルド人部隊は、タル・アブヤドの南に位置するアイン・アルース地域での検問所で 30 人の男性を拘禁したと報告される。その男性たちは、ISIL と協力したかどで非難されていた。彼らの所在は、未だ不明である」(強調追加)；UN Security Council, Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014) and 2258 (2015), 17 June 2016, S/2016/546, <http://www.refworld.org/docid/576b820e4.html>, para. 32。「OHCHR は、[2015 年] 2 月 5 日、YPG 部隊が、アラブ人所有者を ISIL の支持者であると非難して、ハサカ行政区域タルタメル Al-ghebish 地域の市民 41 人の自宅を破壊したとも報告している」；UN Security Council, Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014) and 2258 (2015) – Report of the Secretary-General, 23 March 2016, S/2016/272, <http://www.refworld.org/docid/570214ee4.html>, para. 18。以下も参照のこと：Voice of America, Deficit of Trust Between Arabs, Kurds Complicates Raqqa Battle, 11 July 2017, <http://bit.ly/2tEEw1L>；UN Human Rights Council, Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 89, 95；UN Security Council, Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014) and 2258 (2015) – Report of the Secretary-General, 20 July 2016, S/2016/631, <http://www.refworld.org/docid/5937aab44.html>, para. 23；UN General Assembly, Situation of Human Rights, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 39。

²⁸⁴ 「報告によると、ISIL 支配地域から避難しようとした IDPs が銃撃・殺害されており、SDF が若い男性を強制的に徴集していると伝えられる。」さらにまた、「現時点の情報が示唆するところによると、最近の要件の変更によってハサカ行政区域に新たに到着したすべての IDP が「徴兵」の対象となっている。現在のところ、IDP がいる敷地内で徴集が行われた事案は知られていない」；OCHA, Syria Crisis: North East Syria Situation Report No. 13 (1- 31 July 2017), 31 July 2017, <http://bit.ly/2uSjg6R>, pp. 3, 5。「[2017 年] 6 月 17 日、シリア防衛隊 (Syrian Defence Forces) が、ハサカ郊外の村 Harmun で強制徴集のため 7 人の市民を拘束したと報じられる」；UN Security Council, Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016), 21 July 2017, <http://www.refworld.org/docid/59881d6f4.html>, p. 19。「ラッカ行政区域とハサカ行政区域の双方における SDF と YPG による強制徴集作戦に関する報告も受け取られている。[2017 年] 6 月 19 日にカミシュリ市において報告された 2 つの事案では、かつて深刻な医療上の理由に基づいてシリア政府による兵役義務から解放されたことがある 2 人の男性が、強制的に SDF に徴集されたと伝えられる」；OHCHR, Syria: Monthly Human Rights Digest – June 2017, 30 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b926174.html>, p. 4。「YPG 部隊は、兵役のために男性と少年を強制的に徴兵し続けている」；UN Human Rights Council, Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 94。「PYD 関連のクルド人治安部隊は、クルド人地域の検問所や住宅において 18 歳から 30 歳までの間の男女を数知れないほど捕らえ、YPG のために戦うよう強要したと伝えられる」；US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 55。以下も参照のこと：War on the Rocks, Northern Syria's Anti-Islamic State Coalition Has an Arab Problem, 18 September 2017, <http://bit.ly/2xmmQLJ>；Ara News, SDF Increases Conscription Campaign in Northern Syria, 2 July 2017, <http://bit.ly/2vmZ5Rg>。

²⁸⁵ 「シリア民主軍は、ISIL からマンビジ (アレppo) を奪取するための攻勢の後、ラッカ市を奪還する準備のため大々的な増援を要求した。「人的資源」を増やす必要性によって、数千人の市民 (主に男性と少年) の強制的徴兵の急増もたらされ、徴兵されたくない人々の逮捕が付随した。調査は、継続中である」；UN Human Rights Council, Report of the Independent International Commission of Inquiry, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 80。「[独立国際調査] 委員会のパウロ・セルジオ・ピネイロ委員長が述べたところによると、彼の事務所は、SDF によるラッカ攻勢の一部としての「子どもの徴集件数の大きな増加」についても記録した。ピネイロ氏は、クルド警察が、ISIS を支持していると疑われたか、その民兵組織に加わらないことを理由として、「その支配下にある地域全体にわたる検問所で男性と少年を逮捕」してきたと語った」；The New York Times, New Dangers Stalk Syrian Children still Haunted by Horrors under ISIS, 31 July 2017, <https://nyti.ms/2ubqS33>。例えば、「(略) 17 歳の少年は、2015 年夏、Tal Brak とハサカ市の間に位置する検問所で、ISIL を支持して YPG に加入していないと非難され、Asayish (クルド警察) の部隊に逮捕され、2016 年 9 月まで拘束された。その少年は、ハサカ市の拘禁施設における非人道的状況について、当初監房の代わりに浴室に閉じ込められ、両手を頭の上に置いた状態で金属の棒に縛られていた、と叙述した。同少年は、尋問中、目隠しをされながら身体的・精神的な拷問を受け、後には、13 歳から 17 歳の他の少年と一緒に拘束されていたと申し立てた」(強調追加)；UN Human Rights Council, Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 94。「PYD 関連のクルド人治安部隊は、クルド人地域の検問所や住宅において 18 歳から 30 歳までの間の男女を数知れないほど捕らえ、YPG のために戦うよう強要したと伝えられる」；US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 55。上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—人民防衛隊 (PYG)」(セクション II.C.4) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

に反対している者や ISIS との関係を疑われている者の家族を個別に把握している (singled out) とも報じられる²⁸⁶。

UNHCR は、PYD/YPG の実質的な支配下にある地域において、PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、その民族的・宗教的背景、および/または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性が高いと考える。

7) 特定の職業についている者

特定の職業についている者は、他の紛争当事者と実際につながりがあるか、またはつながりがあるとみなされるために、あるいは他の紛争当事者を支持する見解を表明したり支援する活動を行ったことを理由に、紛争下のあらゆる方面から標的とされてきたと報じられる。

ジャーナリストやその他の報道関係者、市民ジャーナリスト

シリアは、ジャーナリストやその他の報道関係者、市民ジャーナリストにとって、世界で最も危険な国であると考えられている。伝えられるところでは、十字砲火やその他の無差別の暴力行為の中で殺害された者がいる一方で、シリア全土で国家・非国家主体の手による脅迫や拉致、逮捕、拘禁、標的を絞った殺害に直面している者もいる²⁸⁷。

学者と教師

政府支配下の地域にある大学の教職員は、政府に実際に反対しているか、または反政府集団を実際に支持しているか、あるいはそのようにみなされるため、解雇されたり投獄されたりしているとい

²⁸⁶ 「18 歳から 30 歳までの約 160 人の若者が、ハサカ行政区域の治安検問所を通過する際または戸別の家宅捜索中に捕らえられた後に、クルド人民防衛隊 (YPG) によって強制的に徴集されたと伝えられる。一部の事案では、強制徴集が、マリキーヤ町、Ya'aroubyeh 町、および Qahtaniyah 町において親たちとの暴力的な衝突をもたらし、少なくとも 40 人の親が逮捕されることになった」(強調追加)；OCHA, Syria Crisis Bi-Weekly Situation Report No. 15, 17 October 2016, <http://bit.ly/2ymfwbw>, p. 5. 「[2015 年] 12 月 14 日には、YPG 戦闘員が、ハサカ郊外の南の Suwaydiyah の村に入り、女性と子どもを含む 34 人のクルド人市民を強制的に徴兵したと伝えられる。その徴集に反対した家族は、その自由を奪われたと報じられる」(強調追加)；UN General Assembly, Situation of Human Rights, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 25. 「目撃者が VDC に述べたところによると、最近の略奪の被害者のほとんどは、軍関係の属性のない非戦闘員の文民であった。家族の一員が ISIS に加わったことが知られた珍しい事案では、それが家族全員への処罰につながった」(強調追加)；VDC, “Under a Scorching Sun” – A Special Report on the Recent Events Witnessed in Raqqa Governorate, August 2015, <http://bit.ly/2m3k7h2>, p. 15. 以下も参照のこと：Amnesty International, Syria: Arbitrary Detentions and Blatantly Unfair Trials Mar PYD Fight Against Terrorism, 7 September 2015, <http://www.refworld.org/docid/55efecce4.html>.

²⁸⁷ 「ジャーナリストは、シリア全土において身体的な危険に直面している」；Freedom House, Freedom in the World 2017 – Syria, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. シリアは、国境なき記者団の 2017 年世界報道の自由度ランキングにおいて 180 カ国中第 177 位とランク付けされた。「プロのジャーナリストや市民ジャーナリストは同様に、現在、様々な紛争当事者によって捕らえられており、それには政権とその同盟勢力、および、クルド人や、イスラム国のようなジハード派の戦闘員などの様々な反体制派武装集団との双方が含まれる。頻繁な脅迫・逮捕・拉致・殺人は、メディアにとって非常に厳しい環境を作り出している」；Reporters Without Borders, In Syria, 211 Journalists Killed in Conflict that Began Six Years ago, 16 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58caa2ed4.html>. 以下も参照のこと：CPJ, 113 Journalists Killed in Syria/Motive Confirmed, accessed 30 October 2017, <https://cpj.org/killed/mideast/syria>；The New Arab, Syria's Citizen Journalists on the Frontline of Press Freedom, 2 May 2017, <http://bit.ly/2pTjRpk>. 上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.1)、「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」(セクション III.A.3)、「ISIS の実質的な支配下または影響下にある地域において、ISIS に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.4)、「反政府武装集団の実質的な支配下または影響下にある地域において、反政府武装集団に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.5)、および「PYD/YPG に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.6)、ならびにそこに参照される情報源も参照のこと。

う報告がある²⁸⁸。ISIS に奪取された地域では、教員が教職に留まることを望む場合には、公式のカリキュラムを教えていたことを「悔い改め」、シャリア法に関する講座を受講するよう圧力をかけられていると伝えられる。同集団の指示やカリキュラムに沿った授業を拒否したり、もしくは ISIS に反対しているとみなされた教授や教師は、拉致や拷問、処刑に晒されていると報じられる²⁸⁹。

医師およびその他の医療従事者

医師およびその他の医療従事者は、紛争の結果として負傷した人々の治療を行っているという理由を含め、様々な紛争当事者から標的とされていると伝えられる²⁹⁰。報告書は、医療従事者や病院を故意に標的として、反体制派と関係する人々の医療へのアクセスを拒否する国家主導の政策について述べている²⁹¹。医師およびその他の医療従事者は、病院への意図的な砲撃から被害を受ける危険に加え、特に、戦闘員や反政府勢力と結びついているとみなされる人々に医療や医薬品を提供したり、提供していると疑われた場合、脅迫や恣意的逮捕、隔離拘禁、拉致、拷問、狙撃、強制移動、超法規的処刑に晒されているとも報じられる²⁹²。ISIS の支配下にある地域では、医師およびその他の医療従事者は、ISIS 戦闘員の治療や同集団への忠誠を拒否した場合、脅迫や拉致、処刑に晒されていると伝えられる。女性の医師は、ISIS の厳格な服装規定を守ることを余儀なくされ、そうしなければ過酷な処罰を受ける危険に瀕していると報じられる²⁹³。SDF は、ISIS に援助を提供したことを理由に医療従事者を恣意的に拘禁していると報告される²⁹⁴。

²⁸⁸ Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.1) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁸⁹ Reuters, *Islamic State Kills 12 in Palmyra, among Them Teachers, Soldiers*, *Monitor*, 19 January 2017, <http://reut.rs/2iMg8mf>; Raqqa Is Being Slaughtered Silently, *ISIS Curriculum and Educational System*, 18 September 2016, <http://go.shr.lc/2cTLQgZ>; The Atlantic Council, *A Closer Look at the Educational System of ISIS*, 26 April 2016, <http://bit.ly/1TxYPR4>.

²⁹⁰ PHR のスポークスマンである Stephen Fee によると、「近代において、私たちがシリアで目の当たりにしたような医療従事者への攻撃はなされたことがなかった。」さらにまた、「世界の他のいかなる場所でもその攻撃がこれほど組織的であったことはなかった」; Chicago Tribune, *Syrian Doctors, Others from Chicago Area Risk own Lives to Save Others in War Zone*, 8 May 2017, <http://trib.in/2qSBx27>. 以下も参照のこと: Reuters, *Name, Shame Countries That Don't Protect Doctors in War*, *Expert Tells UN*, 17 August 2017, <http://bit.ly/2wkSTdb>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 42.

²⁹¹ 「シリア政府による同国の医療制度への攻撃は、医療施設と同じくらい医療従事者に焦点を合わせており、それは、この戦術が広範かつ組織的な政府の政策の表れであるという議論を支えている」; PHR, *Anatomy of a Crisis – A Map of Attacks on Health Care in Syria*, August 2017, <http://bit.ly/2qDlnd5>, p. 2. 「度重なる爆撃や警告の欠如、医療施設付近の軍事駐留の欠如は(略)投降を強要する戦略の一環として医療インフラを意図的かつ組織的に標的としていることを強く示唆している」; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 2 February 2017, A/HRC/34/64, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, para. 32. PHR によると、2011 年 3 月から 2017 年 8 月末日までの間に、830 人の医療従事者が、砲撃と爆弾 (56 パーセント)、銃撃 (22 パーセント)、拷問 (13 パーセント)、処刑 (8 パーセント) の結果、殺害されている。PHR は、同じ期間中のシリアの 323 カ所の医療施設に対する 478 回以上の攻撃に関する地図を作成した。これらの攻撃の内、圧倒的多数 (432 回) は政府軍によって行われ、30 回は様々な反政府武装集団や ISIS によって、1 回は国際的な有志連合軍によって行われたと伝えられる。15 件の事案において、PHR は、その責任を帰すことができなかった。医療施設に対する攻撃の大多数は、IHL に違反する標的を絞った攻撃であったと伝えられる; 同上、1、2 頁。以下も参照のこと: The Independent, *Syrian Medics Report 'Systematic' Targeting of Hospitals*, 17 January 2017, <http://ind.pn/2jbxPiK>; Amnesty International, *Syrian and Russian Forces Targeting Hospitals as a Strategy of War*, 3 March 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d9574b4.html>.

²⁹² 「医療従事者も逮捕されたり、失踪させられたり、投獄されたり、拷問を受けたり、処刑されたりしている。(略) 医療従事者は、しばしば、その職業的・倫理的義務を果たしていること—病院の設備を整えたり、患者を治療したり、被包囲地域で応急措置訓練を実施すること—を理由に逮捕され、数年に及ぶ懲役を宣告されている」; PHR, *Anatomy of a Crisis – A Map of Attacks on Health Care in Syria*, August 2017, <http://bit.ly/2qDlnd5>, p. 2. 医療従事者は、マダヤ (ダマスカス郊外行政区域) の局所的停戦協定の一部として、その医療行為と反体制派を支持しているとみなされたために、和解プロセスから除外され、同地域からの退避を強制されたと伝えられる; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 22, 31. 以下も参照のこと: US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 2, 4, 27; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 43, 59; Foreign Policy, *The War on Syria's Doctors*, 11 August 2016, <http://atfp.co/2aQH9Hh>. 上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.1) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁹³ US Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2017 – Tier I: USCIRF-Recommended Countries of Particular Concern (CPC) – Syria*, 26 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/59072f4913.html>; Doctors Without Borders, *MSF Doctor: Life under ISIS Was Terrifying*, 16 December 2015, <http://huff.to/2p1psL5>; International Business Times, *'Our Lives in Raqqa Turned to Black' Says Escaped Female Doctor*, 27 November 2015, <http://bit.ly/2pcABEH>; The Independent, *ISIS Shuts Down Women's Clinics in Raqqa to Prevent Male Gynaecologists Treating Female Patients*, 29 October 2015, <http://ind.pn/1XCODuT>. 「イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者」(セクション III.A.9) および、「特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女」(セクション III.A.10) ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

²⁹⁴ HRW, *Syria: Key Concerns for Raqqa Battle*, 13 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5970a9844.html>.

人道援助関係者

シリアは、人道援助関係者にとって世界で最も危険な国の一つであると報告される²⁹⁵。交戦に巻き込まれていることに加え、人道援助関係者の中立性にもかかわらず、彼らがいずれかの紛争当事者を支持しているとみなす国家・非国家主体から拉致や拘禁、暴力の標的とされていると伝えられる²⁹⁶。

人権擁護活動家

弁護士を含む人権擁護活動家は、政府軍から殺害、恣意的逮捕や隔離拘禁、軍事裁判所・対テロ裁判所における不公平な裁判、その移動の自由の制限、財産の没収およびその他の形態の嫌がらせや脅迫の標的とされていると報告される²⁹⁷。同時に、武装した非国家主体も、これら集団によって行われる人権侵害の記録に関与していた場合を含め、人権擁護活動家を威嚇や殺害の脅迫、拉致、隔離拘禁の標的としていると伝えられる²⁹⁸。イスラム教スンニ派の強硬派集団は、人権擁護活動家に対してファトワ（宗教令）を発し、背教に基づいて彼らの殺害を正当化しようとしているとも報じられる²⁹⁹。

芸術家

²⁹⁵ CARE, *Syria Tops List of Most Deadly Places in the World to Be an Aid Worker*: CARE, 18 August 2017, <http://bit.ly/2vO2YNz>; Insecurity Insight, *Aid in Danger Incident Trends: Aid Workers Reportedly Injured (January 2017 - June 2017)*, 30 June 2017, <http://bit.ly/2h5elOc>; OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 23. 2011 年以降、数十名の人道援助関係者が殺害されたと伝えられる。その中には、国際連合の職員 21 人（その内 17 人は UNRWA の職員である）、シリア・アラブ赤新月社（SARC）の職員やボランティア 65 人、パレスチナ赤新月社の職員・ボランティア 8 人が含まれる。それに加え、多くの国際・国内 NGO の職員が殺害されたと報告される。合計 26 人の国連職員が、現在、拘禁されているか行方不明である；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 September 2017, S/2017/794, <http://www.refworld.org/docid/59d4dc8a4.html>, paras 39-40. 以下も参照のこと：Insecurity Insight, *The Aid in Danger Monthly News Brief*, available at: <http://bit.ly/2yV2FnC>; Devex, *Violence Against UN, Aid Workers on the Rise, Report Finds*, 2 November 2016, <http://bit.ly/2lCavcv>.

²⁹⁶ SNHR, *Hay'at Tahrir al Sham Commits Wide Violations in Idlib Governorate*, 21 October 2017, <http://bit.ly/2i9hWaz>, pp. 8-9; Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 23. 援助物資の運搬車列や救急車、倉庫、事務所が故意に標的とされていると報告されている；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 21 July 2017, <http://www.refworld.org/docid/59881d6f4.html>, paras 35-36; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 38-45, 66; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, paras 79-88.

²⁹⁷ Frontline Defenders, *#Syria*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2p0PhL3>. 以下も参照のこと：GCHR, *Syria: GCHR Calls for the Immediate Release of Human Rights Lawyer Khalil Ma'touq and His Assistant Mohamed Thatha*, 2 October 2017, <http://bit.ly/2heYDgl>; Freedom House, *Freedom in the World 2017 - Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>; GCHR, *Syria: More than 5 Years on the Detention of Bassel Khartabil*, 3 May 2017, <http://bit.ly/2tW1rm2>; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 2, 32, 42-43; Association for Women's Rights in Development (AWID), *The Status of Women Human Rights Defenders in Syria*, 8 December 2016, <http://bit.ly/2gYmukY>, pp. 7, 11-12, 14; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014) and 2258 (2015)*, 19 May 2016, S/2016/460, <http://www.refworld.org/docid/57469a6b4.html>, para. 15; GCHR, *Syrian Human Rights Defenders Losing Hope with International Community as Human Rights Violations Continue Unabated*, 15 March 2016, <http://bit.ly/2rmb7FH>.

²⁹⁸ Frontline Defenders, *#Syria*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2p0PhL3>; GCHR, *Syria: "Rising for Freedom" Magazine Banned and Journalists Sentenced to Prison, as VDC Offices Attacked by Mob*, 15 August 2017, <http://bit.ly/2weXOpf>; International Federation for Human Rights (FIDH), *Syria: Abducted Activists' Whereabouts Remain - Unknown 3 Years on, No Word on Douma 4*, 12 December 2016, <http://bit.ly/2pBOSNR>; GCHR, *Syrian Human Rights Defenders Losing Hope with International Community as Human Rights Violations Continue Unabated*, 15 March 2016, <http://bit.ly/2rmb7FH>.

²⁹⁹ Frontline Defenders, *#Syria*, accessed 30 October 2017, <http://bit.ly/2p0PhL3>.

舞台芸術や視覚芸術に従事している芸術家は、特に、いずれかの紛争当事者に批判的な見解を表明している場合を含めて、あらゆる紛争当事者から拘禁や自由の剥奪、失踪、殺害の標的とされていると伝えられる³⁰⁰。

UNHCR は、ジャーナリストや市民ジャーナリスト、学者と教師、医師およびその他の医療従事者、人道援助関係者、人権擁護活動家、芸術家などの特定の職業についている者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、および／または関連するその他の根拠に基づいて、**国際難民保護を必要としている可能性が高い**と考える。

8) 宗教集団および少数民族集団の構成員

宗教集団および少数民族集団の構成員が置かれている状況は地域毎に多様であり、特に、その地域を支配する勢力、同勢力の他の宗教・少数民族集団の構成員に対する見解や認識、それら地域における特殊な紛争の展開に左右される。

宗教集団および少数民族集団は、紛争が展開するにつれてますます紛争当事者との連携を深めるか、または連携しているとみなされるようになっており³⁰¹、宗教・民族的少数派コミュニティの大部分は政府と結びつき³⁰²、主にスンニ派アラブ人の反体制派と戦っている³⁰³。2011年以降、かつては宗教的に入り交じっていた近隣地域・町・村が、住民移送の結果を含め、ますます宗教的境界に沿って分断されるようになってきていると伝えられる³⁰⁴。紛争当事者は、反体制派とそれを支持しているとみなされる人々への攻撃を正当化するために宗派のレトリックを用いていると報告される³⁰⁵。そのほ

³⁰⁰ 2015年半ばに公表されたある報告によると、SNHRは、22人の芸術家の殺害と、その他に57人の拘禁／失踪を記録しており、そのほとんどが政府軍と反政府武装集団とISISの手によるものだった；SNHR, *Syrian Artists: Between Freedom and Oppression – Most Notable Violations Against Artists in Syria*, 28 June 2015, <http://bit.ly/2pBBvND>. 以下も参照のこと：Vocativ, *The Islamic State Is Enforcing a Ban on Everything Fun*, 30 March 2016, <http://voc.tv/2ljlevz>; Middle East Eye, *'One of Syria's Bravest Cartoonists' Tortured to Death in Prison*, 23 September 2015, <https://shar.es/1FZNuc>; Freemuse, *Syrian Artists Standing Against Tyranny*, 27 April 2015, <http://bit.ly/2qhl1Ao>.

³⁰¹ 「国際メディアの報告によると、宗教的少数派集団の多くが、暴力的なスンニ過激派から彼らを保護してくれる保護者として政府を見ていた。」さらにまた、「宗教的少数派集団の構成員が避難を余儀なくされ、よりよい治安・安全を求めて同宗信徒と共に生活できるように移転するにつれて、かねて宗教的に多様であった近隣地域や町、村は、ますます宗教集団によって分断されるようになってきている」；US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 1, 4. 「戦争は、政府支配地域、反乱勢力の支配地域の双方において、宗派毎の敵対関係と分極化を深めている」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 「交戦者が、コミュニティの民族的・宗教的背景とそれが有しているとみなされる政治的忠誠とを結びつける中で、市民は故意に攻撃され、殺害されている。場合によっては、性的少数派のみならず、様々な民族的・宗教的・職業的コミュニティが故意に標的とされている」（強調追加）UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 104. 例えば、「同報告書」第108、110、111、116段落を参照のこと。

³⁰² 上記「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」（セクション III.A.3）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

³⁰³ 「反乱勢力がスンニ派住民と結び付けられ続ける中で、政府は、町や近隣地域を、その住民の宗教的帰属に基づいて、包囲や砲撃、空爆の標的としていると伝えられる。」さらにまた、「反乱勢力は、その声明や刊行物の中で自らをスンニ派アラブ人やイスラム教スンニ派集団としてはっきりと名乗っており、政府の標的が宗派間のものに見えるように、ほとんど排他的にスンニ派で構成される支持基盤を当てにする一方で、オブザーバーは、暴力を起こす動機は他にも明確に存在していると指摘している」（強調追加）；US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 1, 6. 以下も参照のこと：Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>; Syria Deeply, *How Hafez al-Assad Divided the Alawite Sect*, 29 June 2016, <http://bit.ly/2v1WkaK>. 上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁰⁴ 「武力紛争は、大概において宗派間で行われる。スンニ派アラブ人の市民は、政府と政府派民兵の攻撃の矢面に立たされており、一部のイスラム宗派は少数派やその他不信心と考える人々を迫害しており、あらゆる宗派の市民が、それぞれの集団の間で安全を求めている。その結果、同国の人口分布は、大きく変化し続けており、それには意図的な軍事戦略としての変化も含まれる」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 「宗教的・民族的コミュニティは、暴力や暴力の恐怖によって避難を余儀なくされる時、団結する傾向がある。安全を求める際の避難は、地理的な分断と、実際上の政治的忠誠または政治的忠誠があるとみなされることの相違とを結び付ける」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 95. 以下も参照のこと：US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 4, 8.

³⁰⁵ 「メディアや学術専門家が語るには、政府は武力抵抗を宗派的な言葉によって描写し続けており、反体制派の抗議者や戦闘員のことを、同国の宗教的少数派集団とその統治に対する政教分離的アプローチを抹殺しようとしている「イスラム過激派」やテロリストに関連

とんどが宗教的少数派の構成員から成り立っている政府派の部隊の増加は、宗派間の対立関係を一層増長させていると伝えられる³⁰⁶。

クルド人の市民は、YPG を実際に支持しているか、または政府に実際に協力しているか、あるいはそのようにみなされているため、ISIS やシリア征服戦線、その他の反政府武装集団によって攻撃の標的とされていると報告される³⁰⁷。

様々な機会に、ISIS やシリア征服戦線、その他の反政府武装集団は、宗教的少数派集団の構成員が居住する地域に軍事侵攻し、市民の拉致・殺害、住宅やその他の財産の略奪と破壊、宗教施設に対する冒涇を行ってきたと報じられる³⁰⁸。そのような人権侵害は、政治的理由（政府を支持しているとみ

づけている。」さらにまた、「JAN も、政府の支持者をそのアラウィ派の宗教的アイデンティティに基づいて非正統化・非人間化しようとしており、政府に対する戦闘を侮蔑的な言葉で描写し続けている」；US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 9, 13. 「ISIS は、アラウィ派とシーア派イスラム教徒をアサド政権と同盟を組んでいるとみなし、イスラム教と積極的に戦っている不信心な敵であると考えている」；USCIRF, USCIRF Annual Report 2017 – Tier 1: USCIRF-Recommended Countries of Particular Concern (CPC) – Syria, 26 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/59072f4913.html>. 「戦争が悪化していくにつれ、多くのシリア人は、その忠誠の基盤を宗派的アイデンティティに置くようになった。しかしこれは、彼らが主に宗教的・民族的関心によって動機づけられているからではない。むしろ、それは防衛的なものである。彼らは、相手側が彼らの背景を理由に自分たちを標的とすることを恐れているからこそ、彼ら自身と同じ人々と一緒にいなければ安全ではないと感じているのである。これが残虐行為につながる。もしアラウィ派が生来のアサド派と理解されるならば、スンニ派民兵は、すべてのアラウィ派市民が脅威であり、そのように彼らを処遇すべきと結論付けることができ、それがさらに防衛的な区分を促進する」；The New York Times, *Straightforward Answers to Basic Questions About Syria's War*, 18 September 2016, <http://nyti.ms/2tc3Vkl>. 以下も参照のこと：Open Democracy, *Syria, the Uprising and the Media Scene*, 26 October 2017, <http://bit.ly/2zJgmn3>; The New York Times, *In Fight for Aleppo, Tangled Alliances in Syria Add to Chaos*, 6 October 2016, <http://nyti.ms/2vRUHu4>.

³⁰⁶ 「2011 年 3 月に起きた反乱の宗派間対立的な性質は、徐々に武装したスンニ派の反撃に移行していった。平和的なデモ参加者の大量殺人と、抗議活動の壊滅を支援するための主としてアラウィ派の民兵の配備は、宗派的な動員を煽った」；German Institute for International and Security Affairs, *Syria's Sectarian Quandary*, April 2017, <http://bit.ly/2wKTeV3>. 「アサドの宗派の構成員であるアラウィ派は、軍の上層部の大部分を占めている。他の少数派も、均衡を欠く形で将校団の中に配置されている」；CFR, *Who's Who in Syria's Civil War*, last updated 28 April 2017, <http://on.cfr.org/2tkoEBO>. 「(略) NDF [国民防衛隊] も、アラウィ派やその他のシリア人少数派が多数派を占める宗派の民兵として形容されることが少なくない」；The Jamestown Foundation, *Institutionalized 'Warlordism': Syria's National Defense Force*, 24 March 2017, <http://bit.ly/2n9Gv8p>. 「その地理的位置や宗教的背景を理由に武装集団を支持しているとみなされるコミュニティに対する政府の攻撃や、アラウィ派・シーア派部隊に対するその組織内部での依存とその同盟部隊における依存の双方が、宗派間の緊張を煽っている」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 115. 以下も参照のこと：US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 8; Chatham House, *The Regime and Loyal Militias Will Struggle to Disentangle Their Relationship*, July 2017, <http://bit.ly/2vluvi0>.

³⁰⁷ 「ジャーナリストやシンクタンクの報告によって政教分離と形容されるイデオロギーを持ち、クルドが多数派を占める民兵組織である人民防衛隊 (YPG) との進行中の戦闘の一環として、ISIS は、シリアのクルド系市民を攻撃し続けた」；US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 12. 「COI によると、ダーイシュは、クルド人民防衛隊 (YPG) に包囲された地域にある医療センターへの複数回の爆撃を指揮し、市民に溢れた路上と病院の近くにおける自爆攻撃によって市民を標的とした」；US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 22. 例えば、2017 年 5 月 19 日、ISIS 戦闘員の小集団は、SDF 支配下の村 Albu Shams (デリゾール行政区域) に侵入し、少なくとも 28 人の市民を殺害したと伝えられる；UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 23 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/595640f74.html>, p. 17. 以下も参照のこと：The New York Times, *ISIS Said to Abduct Hundreds of Kurdish Civilians in Syria*, 24 June 2016, <http://nyti.ms/2mlSB0x>. アレッポ市では、シリア征服戦線を含む反政府武装集団が、YPG と政府派の部隊を支持しているとみなされることに対する報復として、クルド人が多数派を占め YPG 支配下にあるシェイク・マクスード近隣地域内の一般市民の居住地を攻撃の標的としていると伝えられる；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 2 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b827094.html>, paras 75-78, 100. 以下も参照のこと：Amnesty International, 2016/17 – Syria, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 30, 62; Al Jazeera, *Conflict Within a Conflict: Aleppo's Sheikh Maqsoud*, 3 August 2016, <http://bit.ly/2mpQ6dW>; Amnesty International, *Syria: Armed Opposition Groups Committing War Crimes in Aleppo City*, 13 May 2016, <http://www.refworld.org/docid/57358dc54.html>. 上記「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」(セクション III.A.3) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁰⁸ 「(略) シャーム解放委員会、ISIL、武装集団の戦闘員は、自動車爆弾と自爆攻撃、狙撃、人質拘束を用いて、宗教的少数派を標的とした」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 83. 同報告第 36-48、83 段落も参照のこと。「ISIL やその他の複数の武装集団は、市民、特に宗教的少数派コミュニティ出身の市民、に対して直接的な脅威となっている」；Global Centre for the Responsibility to Protect, *Syria, R2P Monitor*, Issue 34, 15 July 2017, <http://bit.ly/2gMvR94>, p. 3. 例えば、2017 年 5 月 18 日、ISIS の戦闘員は、政府支配下にあるイスマーイール派が多数派を占める Aqarib 村 (ハマ行政区域) を急襲したと伝えられる。7 人の女性と 12 人の子どもを含む、少なくとも 52 人の市民が殺害され、100 人が負傷したと報告される。複数名が銃撃されたり、喉を切られたりした一方で、多くの人は、避難しようとしているときに、十字砲火の中で死亡したと報じられる；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras. 44-45; UN Security Council, *Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016)*, 23 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/595640f74.html>, p. 16. 2016 年 5 月には、ヌスラ戦線、タウヒード旅団、アハラル・アル・シャームが、アラウィ派が多数派を占める Zara 町 (ハマ行政区域) を奪取したが、その際

なされること)や宗教的理由(宗教・民族的少数派集団の構成員が ISIS やシリア征服戦線その他から「不信心者(異端者)」とみなされること)のいずれか、またはその両方に動機づけられていると伝えられる³⁰⁹。

ISIS やシリア征服戦線のような過激派・強硬派イスラム教集団の支配下にある地域では、(スンニ派および非スンニ派の)市民が、背教や冒涇、みだらな振る舞いなどの嫌疑に基づくものを含め、これら集団が採るイスラム教の厳格な解釈を守っていないことを理由に拉致・拷問・殺害される危険に晒されていると報じられる³¹⁰。一部の聖職者は誘拐・殺害されており³¹¹、イスラム教過激派は、キリスト教の教会および、スーフィー教徒やアラウィ派、シーア派のモスク・聖廟などの宗教建築を意図的に冒涇したり破壊したりしていると伝えられる³¹²。ISIS の実質的な支配下に入った地域に留まっているキリスト教徒は、殺害されるか、イスラム教国における非イスラム教徒の市民としてその「保護」のための税金(「jiziya」)を支払うか、もしくはイスラム教に改宗しなければならないと告げられていると報告される³¹³。ISIS は、性奴隷化を目的として宗教的少数派の女性と少女に結婚を強制していると伝えられる³¹⁴。Jebel Al-Summaq 地域(イドリブ行政区域)にいる宗教的少数派

に子どもを含む市民が拉致され、負傷した者もいたと伝えられる；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 115; The National, *Al Qaeda and Allies Kill 19 Residents in Syrian Alawite Village*, 14 May 2016, <http://bit.ly/2iOu3hk>. SOHR によると、その攻撃は、政府と反政府武装集団との戦闘が激化した「アレppoへの復讐」攻撃の一環であった；Reuters, *Rebels Seize Alawite Village in Syria, Abduct Civilians: Observatory*, 12 May 2016, <http://reut.rs/1OoRx0l>. これより以前の事件は、デリゾール、ダラア、ハマ、ホムス、ラタキア、ハサカ、ダマスカス郊外の各行政区域における様々な反政府武装集団によって(一時的に)奪取されたと他の少数派(アラウィ派、シーア派、イスマール派、ドルーズ派、キリスト教徒)の居住地から報告された；独立国際調査委員会のその後の報告を参照のこと(<http://bit.ly/2la15rZ>にて入手可能)。以下も参照のこと：Atlantic Council, *ISIS after Raqqa*, 29 June 2017, <http://bit.ly/2tj3Wzp>; IRIN, *Trapped: How Northwestern Syria Became a Cage for Hundreds of Thousands of Civilians*, 28 March 2017, <http://bit.ly/2oatCPI>.

³⁰⁹ 「政治的・民族的・宗派的・宗教的な暴力の動機の重複のため、多くの事件を、宗教的アイデンティティだけにに基づくものと分類することは困難であった」；US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 6. 「反体制派の過激派集団は、親政府の姿勢を取るとみなされるため、アラウィ派コミュニティを複数回にわたって標的とした」(強調追加)；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 52. 「一部のコミュニティは、ISIS とヌスラ戦線により、その実際上の宗教的・民族的背景またはそうみなされた背景を理由として、差別的意図と共に特別に標的とされた。一部の攻撃は、反政府武装集団は、ヌスラ戦線との協力の下に行動していた。他の事例では、攻撃者がコミュニティの民族的・宗教的背景をそれが持っているときみなされる政治的忠誠に結びつけるため、攻撃の動機は、より複雑である。民族・宗教集団が敵対する紛争当事者の支持者と考えられる場合には、コミュニティ全体が差別の対象とされ、一部の事案では、激しい攻撃を受けた」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 13 August 2015, A/HRC/30/48, <http://www.refworld.org/docid/55e955344.html>, paras 110-111. 上記「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」(セクション III.A.3)および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³¹⁰ 「ISIS やヌスラ戦線(JAN)など、米国やその他の政府によってテロリスト組織として指定された多くの集団を含む非国家主体は、その支配下にある同国の地域において、シーア派やアラウィ派、キリスト教徒、その他の宗教的少数派、および他のスンニ派を、無差別攻撃や殺害、誘拐、身体的虐待、逮捕の標的としている。過激派集団は、例えば、ラタキア州において複数回の自爆攻撃を行ったが、同集団自身によると、その攻撃はアラウィ派イスラム教徒を狙っていた。ISIS は、背教や冒涇、同性愛、神への罵りのかどで、男性・女性・子どもの公開処刑、磔刑、斬首刑を通じて数十人を殺害した」；US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 1. 「反体制派の支配地域では、イスラム教過激派集団の下にある場合を除いて、礼拝の自由も一般的に広まっている」；Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 下記「イスラム教過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者」(セクション III.A.9)および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³¹¹ 「2013年4月に誘拐されたシリア正教のヨハンナ・イブラヒム大主教とギリシャ正教のポール・ヤジジ大主教は、年末の時点で行方不明のままであった。2013年7月にラッカでISISに誘拐されたイエズス会パオロ・ダログリオ神父の消息は依然として不明であった」；US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 14. 以下も参照のこと：USCIRF, *USCIRF Annual Report 2017 – Tier 1: USCIRF-Recommended Countries of Particular Concern (CPC) – Syria*, 26 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/59072f4913.html>.

³¹² US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 2; Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>.

³¹³ US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 14; Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, paras 109-111. 以下も参照のこと：TRT World, *Christians Flee Syria's Daesh-Held Raqqa*, 10 August 2017, <http://bit.ly/2vBjLn2>; Ara News, *Kurdish-Led Forces Rescue 7 Christians from ISIS in Syria's Raqqa*, 9 August 2017, <http://bit.ly/2fHC0lm>; Newsweek, *ISIS Is Preventing Christian Families from Leaving Raqqa*, 30 March 2016, <http://bit.ly/2rGS4Ht>.

³¹⁴ 「2015年2月に北東部ハサカ州のアッシリア人村落へ侵攻した後、ISISは、30人ものアッシリア人キリスト教徒の女性を捕え、性奴隷化を強要した」；US Department of State, *2017 Trafficking in Persons Report – Syria*, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>. 「ISILは、シリア・アラブ共和国においてイラク人ヤジディ・コミュニティおよびその他の少数派集団出身の女性・少女を、その民族的・宗教的アイデンティティに基づいて性奴隷状態で捕らえ続けている。標的となっている少数派出身の女性・少女は、戦闘員に売却・交換・贈与され、人身取引され、身代金を得るために捕らえられている」；UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related*

ルーズ派の構成員は、シリア征服戦線からその信仰を捨て、スンニ派イスラムを受け入れるよう強要されていると報じられる³¹⁵。2015年10月30日のドゥーマ（ダマスカス郊外行政区域）の市場への空爆後、更なる空爆を阻止するため、ジャイシュ・アル・イスラムは、アラウィ派に属す男女を人間の盾として捕らえておくために金属製の檻を使用したと伝えられる³¹⁶。2017年にシリア独立国際調査委員会は、アラウィ派やイスマール派、ドルーズ派、キリスト教徒などの宗教的少数派集団に属し、Adra Al-Omaliyah（ダマスカス郊外行政区域）を出身とする最大275人の男性・女性・子どもが、2013年12月に拉致された後今なお反政府武装集団に捕らえられたままであると推計した³¹⁷。包囲された町フォアとケフラヤ（イドリブ行政区域）から来たシーア派の人々は、2017年4月のいわゆる「4つの町協定」の結果、移動を強いられていると伝えられる³¹⁸。

UNHCRは、ISISやシリア征服戦線、その他の反政府武装集団の支配下にある地域またはその手が届く範囲にある地域出身の宗教集団および少数民族集団の構成員は、ケースの個別の事情によっては、その宗教、政治的意見または帰属された政治的意見、および／または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性が高いと考える。

UNHCRは、上記以外の地域出身の宗教集団および少数民族集団の構成員は、ケースの個別の事情によっては、その宗教、政治的意見または帰属された政治的意見、および／または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性があると考えます。

政府に反対しているとみなされる可能性のあるスンニ派の人々の状況については、セクションIII.A.1を参照のこと。

9) イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者

ISISやシリア征服戦線を含むイスラム教スンニ派の強硬派武装集団の実質的な支配下にある地域では、これらの集団の宗教やイスラム法に関する厳格な解釈を共有していない個人は、重大な人権侵害に晒されていると伝えられる。特に影響を被っているのは、女性³¹⁹や多様な性的指向および／ま

Sexual Violence, 20 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5731a0d24.html>, para. 69. 「特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女」（セクション III.A.10）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³¹⁵ 2015年2月、シリア征服戦線（当時はヌスラ戦線として知られていた）は、イドリブ行政区域におけるドルーズ派コミュニティの構成員にイスラム教徒に改宗するよう命令し、同集団のイスラム法に関する解釈に沿った服装を女性に強制し、ドルーズ派の子どもにイスラム教サラフィー・ジハード主義の解釈を教える旨の声明を発表した。墓廟などドルーズ派の聖地が破壊の標的とされたことと伝えられる。2015年6月、ドルーズ派の村民の少なくとも20人がシリア征服戦線との衝突の中で殺害されたと報じられる。2016年9月、シリア征服戦線は、ドルーズ派コミュニティに対し、厳格なイスラムの諸規則に従うよう念を押す別の声明を発表したと伝えられる；US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 13; Syria Comment (Blog), *Hay'at Tahrir al-Sham and Civil Society in Jabal al-Summaq*, 4 March 2017, <http://bit.ly/2uKKY5g>; BBC, *Syria's Druze under Threat as Conflict Spreads*, 19 June 2015, <http://bbc.in/2rXK0Vj>; Syria Comment (Blog), *The Massacre of Druze Villagers in Qalb Lawza, Idlib Province*, 15 June 2015, <http://bit.ly/2rtNzSC>; Syria Direct, *Idlib Druze Agree to Forced Conversion, Destroyed Shrines under Nusra Rule*, 17 March 2015, <http://bit.ly/2qFkeW3>.

³¹⁶ UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 105; HRW, *Syria: Armed Groups Use Caged Hostages to Deter Attacks*, 2 November 2015, <http://www.refworld.org/docid/563893884.html>.

³¹⁷ UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, paras 46-48; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 70.

³¹⁸ アレッポにおける退避の車列への攻撃後、少なくとも1人の子どもを含む複数の退避者が、治療を受けた後、反政府武装集団に拉致されたと伝えられる；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 42. 退避については、上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—シリア征服戦線を含む、反政府武装集団」（セクション IIC.3）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³¹⁹ 「ヌスラ戦線とダーイシュは、女性に大きな外衣とヘッドスカーフを義務づけ、ジーンズやぴったりと体に合う衣服、化粧を禁止する厳しい服装規定に従うよう強制した。（略）その支配下にある地域で、ダーイシュは、女性が従わなければ死刑となる16か条から成る「文明開化の書」を発行した。それに含まれるのは、自宅に留まり、男性の近親者（mahram）がいなければ外出しないこと、大きな外衣と顔をすべて覆うベール、ヘッドスカーフを着用すること、美容院を開店させること、人前で椅子に座らないこと、男性医師の診察を受けないことなどである。ダーイシュは、ラッカ市に全員が女性警官である「Khanssaa」部隊を設立し、ほとんどがシリア市民でない女性

たはジェンダー・アイデンティティを持つ者³²⁰、宗教的少数派集団の構成員³²¹などであると報告される。ISIS の支配下にある地域では、ISIS が人々の服装・振る舞い・社会的交流に関して厳格な規制を課しており、遊ぶことや音楽を聴くこと、煙草を吸うこと、アルコールを保持すること、祈りの時間に商売をすること、タトゥーを入れていること、ラマダン中に断食をしないことなど「イスラム的ではない」と考えられる活動を禁止していると伝えられる³²²。イスラムの原則・規範・価値に関する同集団の厳格な解釈に反しているとみなされる市民は、しばしば適正手続に関する国際基準に達していない「裁判」を経て、非正規に設置された「裁判所」が判決を下した後に、拉致や自由の剥奪、身体の切断を含む体刑、処刑に晒されていると報じられる³²³。報告はさらに、女性の親族が違反したという理由で、その父親や兄弟、夫が責任を問われ、処罰されることを示している³²⁴。

シリア征服戦線を含むその他のイスラム過激派武装集団は、一部の事例では、イスラム教やイスラム法に関する彼らの厳格な解釈に反したとみなされたことを理由に、処刑を含む処罰を行っているとも伝えられる³²⁵。

から構成される同部隊は、時として暴力的に、女性の間でこれらの規則を執行した」；US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 48. 「武装集団 (ISIL を含むが、それに限らない) の支配地域において、同集団が執行する急進的宗教戒律によって、女性と少女は特に影響を受け続けた。それは、急進的な服装規定に従わない女性に対する公開の辱めや、移動・結社・表現の自由の制限を含んでいた。そのような規則に違反したと考えられる女性は、しばしば非人道的かつ品位を傷つける取り扱いを受けた」；UN General Assembly, Situation of Human Rights, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 45. 以下も参照のこと：US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 11, 12, 15; UN Human Rights Council, Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 77-81. 下記「特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女」(セクション III.A.10) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³²⁰ 下記「多様な性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティを持つ者」(セクション III.A.12) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

³²¹ 上記「宗教集団および少数民族集団の構成員」(セクション III.A.8) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

³²² 「ISIL は、同テロ集団の規制に違反したことを理由として市民と戦闘員に対して公開で鞭打ちを行い、手足を切断している。男性と少女は、たばこの喫煙や礼拝時間の取引を理由に、ラッカ市の公共広場で鞭打ちに晒されている。女性は、十分に身体を覆っていないことを理由に、鞭打ちに苦しんでいる。男性と女性は、その家族以外の異性と一緒にいたことを理由に、鞭打ちを受けている」；UN Human Rights Council, Report of the Independent International Commission of Inquiry, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>. 以下も参照のこと：US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 11, 12; US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 14, 24, 48, 49; UN General Assembly, Situation of Human Rights, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 26.

³²³ 男性、女性、子どもは、異性との違法な関係、同性間の性行為、冒流、魔術の実践、イスラム的服装規定の違反など、「非イスラム的」振る舞いや活動のかどで処罰されていると伝えられる。「[2017年]9月、OHCHR は、冒流のかどで有罪判決を下されたイドリブ南部のカフルマの町の18歳の男性が、シャーム解放委員会が運営しているマアット・アン=ヌウマーンの裁判所で死刑を宣告されたという報告を受けた。マアット・アン=ヌウマーンとカフル・ノボルで多数の抗議活動が起きた後、処刑は停止され、量刑は8ヶ月の監禁に減らされた。OHCHR は、当人が拘束されている間に、残虐な取り扱いとおそらく拷問を受けた可能性があるという報告を受けた」；OHCHR, Syria: Monthly Human Rights Digest – September 2017, 6 October 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db24594.html>, p. 5. 「[2017年]7月9日から12日までの間に、Shajarah [ダラア行政区域]で、ハーリド・イブン・ワリード末裔旅団の戦闘員は、Tasil 出身の21歳の男性市民と Saham al-Jawlan 出身の52歳の男性市民を「冒流」のかどで殺害したと伝えられる。二人の男性は、殺害される前に、同集団の宗教警察部隊「ヒズバ」によって数日間捕らえられていた」；UN Security Council, Implementation of Security Council Resolutions 2139 (2014), 2165 (2014), 2191 (2014), 2258 (2015) and 2332 (2016), 24 August 2017, S/2017/733, <http://www.refworld.org/docid/59aebbad4.html>, p. 16. 「報道期間を通して、ISIL は、その厳格な宗教戒律に違反したとみなされる人々に対し、処刑を実行し、過酷な体刑を科し続けており、最も厳しい刑罰である死刑を、姦通のかどで告発される女性とソドミー (自然に反するとされる特定の性行為) のかどで告発される男性に科している」；UN Human Rights Council, Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 77. 以下も参照のこと：US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 13; Amnesty International, 2016/17 – Syria, 22 February 2017, <http://www.refworld.org/docid/58b033aba.html>.

³²⁴ US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 15; US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 14; The New York Times, For Women under ISIS, a Tyranny of Dress Code and Punishment, 12 December 2016, <https://nyti.ms/2k37DFc>.

³²⁵ 「テロリスト集団シリア征服戦線は、婚外の関係を告発された女性への石打ちを含め、略式処刑を行っている」；UN Human Rights Council, Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 73, 109. 以下も参照：US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 13; Syria Direct, Hardline Islamists to Ban Smoking, the 'One Way to Relieve the Stress' in Idlib City, 10 August 2017, <http://bit.ly/2w6auWo>; ABC, Fears of 'Catastrophe' for Millions Trapped in Syria's Idlib, 15 May 2017, <http://ab.co/2r88tH8>; US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 17, 48; The Independent, A Syrian Schoolgirl Arrested by Religious Police for 'Inappropriate Clothing' Was Freed after Protests by Her Classmates, 16 February 2017, <http://ind.pn/2kWcq8>; Amnesty International, Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idlib, Syria, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, pp. 28-29.

UNHCR は、イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者は、ケースの個別の事情によっては、その政治的意見または帰属された政治的意見、宗教、および／または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性が高いと考える。

10) 特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女

女性の状況は進行中の紛争から深刻な影響を受けており、そのジェンダーに基づいて、異なる紛争当事者から様々な人権侵害に晒されるようになってきている³²⁶。女性は、ある紛争当事者を実際に支持しているか、ある紛争当事者と実際に関係しているか、あるいはそのようにみなされたりするために、恣意的逮捕や隔離拘禁、拉致、拷問、性暴力、処刑の標的とされており³²⁷、その政治的見解や政治活動³²⁸、家族関係³²⁹、宗教的・民族的アイデンティティ³³⁰、居住地・出身地³³¹などの理由が含まれる。政府も反政府武装集団も人質交換の交渉材料として女性を利用していると報告される³³²。

女性と少女は、特殊な迫害の形態・現象に直面しているとも伝えられる。報告によると、性暴力は、戦争の一兵器として使われる場合を含め、紛争を通じて組織的に用いられている³³³。その他の形態

³²⁶ 「シリアにいる女性・少女や、難民としてシリア紛争から逃れる女性・少女は、複数の人権侵害を受けている。一部の人権侵害は、進行中の紛争に先行しており、それによって悪化している一方で、紛争の産物であるものもある」；Human Rights and Gender Justice (HRGJ) Clinic, MADRE, WILPF, *Human Rights Violations Against Women and Girls in Syria*, 25 July 2016, <http://bit.ly/2iHSLaV>, p. 1. 以下も参照のこと：Syria Deeply, *In Syria, Women Are Imprisoned by All Sides*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2y4VUxm>.

³²⁷ 上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」（セクション II.C）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

³²⁸ 「治安部隊は、実際にそうかどうかにかかわらず、**革命を支持しているとみなされる女性**や、男性の親類が反政府活動に関与している女性を【性暴力の】標的としている。（略）それが証明できるか疑われるかにかかわらず、政権の治安部隊が、その政治的帰属に基づいて女性を標的としていたことは疑いを入れない。女性たちは、携帯電話に革命旗の画像を入れていただけ、デモに参加しただけ、あるいは援助救援活動や医療支援、ジャーナリズムや類似の活動に関わる反体制派の活動に関与しただけで、逮捕されている」（強調追加）；LSE, *Rape as a Tactic of the Assad Regime*, March 2017, <http://bit.ly/2wIR5LU>, p. 3. 「女性は軍事作戦に直接参加しておらず、その市民運動への参加は市民活動・救援活動と政治的意見の表明に限定されているという事実にもかかわらず、政権は、その恣意的逮捕と強制失踪を正当化するため、女性活動家をテロリストであるとしつこく非難している」；WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, pp. 13-14. 「弁護士や政治活動家、人道援助関係者も、男女ともに、その活動や、**そうみなされた宗教的信念・政治的意見のため、武装集団からの報復攻撃に直面している**」（強調追加）；Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idleb, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, p. 18. 「[ダマスカスにあるアドラ中央刑務所の女性棟の囚人の] 大多数は、過去数年の間の**反政府抗議活動への参加のために拘束されている**と伝えられる」（強調追加）；UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 24. 以下も参照のこと：Syria Deeply, *In Syria, Women Are Imprisoned by All Sides*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2y4VUxm>；Lawyers and Doctors for Human Rights, *Voices from the Dark: Torture and Sexual Violence Against Women in Assad's Detention Centres*, July 2017, <http://bit.ly/2iH5Be>（以下、Lawyers and Doctors for Human Rights, *Torture and Sexual Violence Against Women*, July 2017, <http://bit.ly/2iH5Be>）, pp. 10, 11, 26.

³²⁹ 「シリア政権軍は、ホムス市内の近隣地域で強制捜索・逮捕作戦を行い、**反体制派武装勢力の観閲員との関係がある医師、エンジニア、女性が数多く逮捕された**」（強調追加）；SNHR, *No less than 557 Cases of Arbitrary Arrest in September*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2yuuW5j>, p. 4. 「（略）女性の身体に名誉を縛り付ける父権的社会では、女性の逮捕が家族全体を辱めることを知りながら、シリア政府は故意に女性を逮捕しているのである」；WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, p. 10. 以下も参照のこと：Syria Deeply, *In Syria, Women Are Imprisoned by All Sides*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2y4VUxm>；Lawyers and Doctors for Human Rights, *Torture and Sexual Violence Against Women*, July 2017, <http://bit.ly/2iH5Be>, pp. 10, 11, 25；LSE, *Rape as a Tactic of the Assad Regime*, March 2017, <http://bit.ly/2wIR5LU>, p. 8 ならびに、上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、そこに参照される情報源。

³³⁰ 上記「宗教集団および少数民族集団の構成員」（セクション III.A.8）および、そこに参照される情報源を参照のこと。

³³¹ 「多くの援助関係者とジャーナリストは、反体制派を支持していると疑われることや、その居住地域を理由に、国中にある検問所で女性を標的とした性的虐待やレイプの事案がある、と列挙した」；LSE, *Rape as a Tactic of the Assad Regime*, March 2017, <http://bit.ly/2wIR5LU>, p. 7. 「（略）一部の女性は、たまたま指名手配者の親類であるとか、**反乱が起きている地方の出身であるというだけで、政府軍の検問所で嫌がらせを受けている**」（強調追加）；WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, p. 13. 上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」（セクション III.A.1）および、「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」（セクション III.A.3）ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

³³² 例えば、「アルカイダとのつながりがあるシャーム解放委員会（HTS）は、イバー通信を通じて、政府の監獄から女性 24 人を含む 104 人の囚人を解放したと述べている」；Al Jazeera, *Syrian Government Doubles Territory under Its Control*, 13 August 2017, <http://bit.ly/2wLBKXZ>. 上記脚注 205 および 262 も参照のこと。

³³³ 「性暴力は、戦争、テロリズム、拷問の組織的戦術の一つとしてシリア紛争の当事者によって用いられ続けている。女性と少女は、家宅捜索の文脈で、検問所や拘禁施設において、政府派の部隊に誘拐された後や、国境検問所において（略）最も脆弱である」；UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 15 April 2017, S/2017/249, <http://www.refworld.org/docid/5912d5b74.html>（以下、UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 15

のジェンダーに基づく暴力 (GBV) の発生は、家庭内暴力³³⁴や「名誉犯罪」³³⁵、若年³³⁶・強制結婚³³⁷、性的搾取・強制売春を目的とした人身取引³³⁸など広範囲にわたり、数年に及ぶ紛争のために「常態化」していると伝えられる³³⁹。性およびジェンダーに基づく暴力 (SGBV) を受けた女性の生存者は深刻なトラウマに苦しんでいるが、その家族やコミュニティの構成員による拒絶や、彼らに (社会

April 2017, <http://www.refworld.org/docid/5912d5b74.html>), para. 69. 同じ報告書は、「武力紛争の状況下でレイプやその他の形態の性暴力のパターンを犯しているか、またはそれに責任を負っていると確かに疑われる」シリアの [紛争] 当事者リストを含んでいる。このリストに掲載される非国家主体は、ISIS、HTS、ジャイシュ・アル・イスラム、アハルール・アル・シャームであり、NDF を含む政府派の部隊である。このリストに掲載される国家主体は、シリア国軍、諜報機関である。「[レイプやその他の形態の性暴力の] 被害者は、父権的規範のために、その家族による名誉殺人の対象となったり、家族によってレイプ犯と結婚するよう圧力をかけられたりするおそれがある」；HRGJ Clinic, MADRE, WILPF, *Human Rights Violations Against Women and Girls in Syria*, 25 July 2016, <http://bit.ly/2iHSLaV>, p. 1. 他の生存者は、自殺したり、自殺を試みたりしていると伝えられる；LSE, *Rape as a Tactic of the Assad Regime*, March 2017, <http://bit.ly/2wIR5LU>, pp. 6, 10. 以下も参照のこと：Syria Deeply, *Rape: A Weapon of War With Long-Term Consequences*, 5 September 2017, <http://bit.ly/2w7MzSM>；Lawyers and Doctors for Human Rights, *Torture and Sexual Violence Against Women*, July 2017, <http://bit.ly/2iHh5Be>；WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, pp. 7, 20；Syria Direct, *Syria's Detained Women Face Stigma, Rejection: 'My Suffering Began after I Got Out'*, 5 April 2016, <http://bit.ly/2qnKgva>.

³³⁴ 適用可能なシリア法は、家庭内暴力を特別に禁止していない。刑法 (法律 148/1949 (改正)) 第 489 条に含まれるレイプの定義は、夫婦間レイプを特別に除外しているが、第 548 条は「名誉犯罪」の加害者の減刑を規定している。家庭内における女性への暴力は、紛争以前から広範囲に及び、広く容認されていたと報告される；UNIFEM, *Violence Against Women Study – Syria 2005*, 2005, <http://bit.ly/2rb4Dgh>. 2011 年以後、家庭内暴力が広がっていると報告される：「(略) 女性への暴力は広範囲に及び、一般的に処罰されることはなかった」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 44. 以下も参照のこと：Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>. 2017 年プロテクション・ニーズ概要は、家庭内暴力を、全国 (評価対象となった小地区の 71 パーセント) において決定的に重要な保護の課題であるとしたり：「家庭内暴力の生存者であると自認している女性は、紛争の心理的代償が長期化することで、如何に男性たちが怒りをコントロールする能力を損なってしまふかについて議論した。男性たちが暴力に訴える境界線は、そうしてより低くなっていった。男性間の暴力も常態化したようにみえ、それは、非常に治安の悪い地域で生活している心理的效果の「理解し得る」結果として、男性と女性によって同様に広く議論された。また、シリアの文脈では伝統的に男性が家族の稼ぎ頭であったのに対し、高い失業率と生活費の増加が基本的ニーズを満たすことを一層困難にした。世帯主としての役割を果たすことができないことに関連するストレスは、また別の家庭内暴力の大きな理由であると説明された」；Protection Sector, *Whole of Syria 2017 Protection Needs Overview*, October 2016, <http://bit.ly/2pQJ9BB>, p. 35. 小型武器の拡散は、家庭内暴力に関連するリスクをさらに高めていると報告されている；WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, p. 17；Syria Deeply, *Syrian Women Recount Domestic Abuse During Civil War*, 30 April 2015, <http://bit.ly/2pK529z>.

³³⁵ 法は、被告が「名誉」の抗弁を主張した場合、裁判官に対して、殺人と暴行に関する量刑を減らすことを許容する (刑法第 192 条、第 242 条、第 548 条)。報告によると、「名誉」殺人の件数は大きく増加している。特に、政府軍や ISIS から性暴力を受けた女性 (またはそのように疑われる女性) は、「名誉」を理由に家族から殺害される危険に瀕していると伝えられる；「軍隊による戦争の一兵器としてのレイプの広範な使用は、レイプされた女性や、レイプされたと疑われただけの女性に対する名誉殺人を容認する社会の中で、シリアの女性・少女の多くを脆弱な立場に置いている。公式統計は入手不可能であるとはいえ、複数の事例報告が、紛争に関連する性暴力の結果として、「名誉」犯罪が増加していることを示している」；HRGJ Clinic, MADRE, WILPF, *Human Rights Violations Against Women and Girls in Syria*, 25 July 2016, <http://bit.ly/2iHSLaV>, p. 3. 以下も参照のこと：US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 45.

³³⁶ 婚姻の法定年齢は、少年 18 歳、少女 17 歳である。ただし、本人たちが婚姻の意思をもつとみなされ、身体的に成熟している場合、そして、子どもの父親または祖父が同意している場合に、宗教指導者によって執り行われる婚姻は、少女 13 歳、少年 15 歳から許容される (身分法第 16 条および第 18 条、1953 年の法第 59 号)。報告が示すところによると、紛争の開始以降、一般的な治安の悪さや性暴力の脅威、生計を立てる機会の不足のため、若年結婚がシリアの少女 (特に避難民の少女) の間で増加している。2018 年プロテクション・ニーズ概要によると、「児童婚は、文化的な慣行から、危機の中でのコーピング・メカニズムへと進化した」；Protection Cluster, *2018 Protection Needs Overview*, 12 October 2017, <http://bit.ly/2z5XPof>, p. 74. 以下も参照のこと：Syria Deeply, *The Link Between Suicide Among Girls in Rural Idlib and Underage Marriages*, 28 July 2017, <http://bit.ly/2uLYubk>；Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>；Save the Children, *The Impact of Six Years of War on the Mental Health of Syria's Children*, 6 March 2017, <http://bit.ly/2mzCCwJ>, p. 10；HRGJ Clinic, MADRE, WILPF, *Human Rights Violations Against Women and Girls in Syria*, 25 July 2016, <http://bit.ly/2iHSLaV>, p. 4；UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 20 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5731a0d24.html>, para. 70.

³³⁷ 多くの結婚は見合い結婚であり、少女と女性は、金銭的・社会的理由のため婚姻に同意するよう家族から圧力を受けることがある；HRGJ Clinic, MADRE, WILPF, *Human Rights Violations Against Women and Girls in Syria*, 25 July 2016, <http://bit.ly/2iHSLaV>, pp. 3-4. 「シリアの結婚に関する慣習は、花嫁が法的に声を発することがない限り、本質的にすべての結婚を見合い結婚としている。結婚の契約書は、花婿と、花嫁の男性の保護者によって署名される」；Robert E. Emery (editor), *Cultural Sociology of Divorce: An Encyclopedia*, 2013, p. 1181.

³³⁸ Freedom House, *Freedom in the World 2017 – Syria*, 8 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/593a522f26.html>；WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, p. 8. 以下も参照のこと：The Guardian, *Dozens of Syrians Forced into Sexual Slavery in Derelict Lebanese House*, 30 April 2016, <http://bit.ly/2h0RWMK>.

³³⁹ 「危機の長期化は、シリア社会に深く根を張っている父権主義の構造と相まって、この [性およびジェンダーに基づく] 暴力を日常化しており、女性の権利が侵食され続けている」；Protection Cluster, *2018 Protection Needs Overview*, 12 October 2017, <http://bit.ly/2z5XPof>, p. 74. 「GBV は、女性と少女の生活に浸透している。危機の長期化が、シリア社会に深く根を張っている父権主義の構造と相まって、この暴力を常態化させている」；OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 30. 以下も参照のこと：Syria Deeply, *Rape: A Weapon of War with Long-Term Consequences*, 5 September 2017, <http://bit.ly/2w7MzSM>.

的) 汚名を着せられるといった経験によって問題が悪化することが多いと報じられる³⁴⁰。離婚した女性と配偶者と死別した女性は、社会的汚名と法的差別に直面していると伝えられる³⁴¹。

主に ISIS とシリア征服戦線が女性と少女に課している差別的な規則は、その社会生活への参加を厳しく制限し、移動の自由や雇用・教育・医療へのアクセスに否定的な影響を及ぼしていると報告される³⁴²。ISIS 戦闘員は、性奴隷化を目的として女性と少女に結婚を強制しており³⁴³、時として連続的な結婚を強制している³⁴⁴と伝えられる。場合によっては、外国人戦闘員は、女性に女性性器切除 (FGM) を受けるよう強制していると報告される³⁴⁵。

男性親族の負傷や障害、拘禁、失踪、死亡、紛争への参加を理由に、あるいは男性親族が検問所における逮捕・拘禁・略式処刑を恐れて移動ができないことから、ますます多くの女性と少女がその家族の世話を主としてまたは一人で担うようになっておりと報告される³⁴⁶。これらの女性と少女は、標的を絞った無差別暴力や虐待、搾取、法的差別の危険が高まっている中で生計を立てる機会を求め

³⁴⁰ 「名誉と恥辱をめぐる社会規範により、性暴力に関連する (社会的) 汚名は、生存者、その家族およびコミュニティに深刻な辱めを与えている。生存者の両親や夫は、レイプが起きた時点で、あるいは、女性や少女が拘禁中にレイプを受けたと推測し、そのことを理由に、彼女たちを拒絶することも多い」 ; UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 15 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/5912d5b74.html>, para. 69. 「女性の性的虐待は、その家族、そしてコミュニティ全体に恥辱をもたらしている。多くの元被拘禁者は—レイプを受けたかどうかにかかわらず—その家族から拒絶された。長引く紛争、(社会的) 汚名、生存者へのアクセスの不足、報復の恐怖は、抑圧のこの一面がほとんど報告されていない理由を説明している」 ; LSE, *Rape as a Tactic of the Assad Regime*, March 2017, <http://bit.ly/2wIR5LU>, p. 1. 以下も参照のこと : Syria Deeply, *In Syria, Women Are Imprisoned by All Sides*, 4 October 2017, <http://bit.ly/2y4VUxm>; Syria Deeply, *Rape: A Weapon of War With Long-Term Consequences*, 5 September 2017, <http://bit.ly/2w7MzSM>; Lawyers and Doctors for Human Rights, *Torture and Sexual Violence Against Women*, July 2017, <http://bit.ly/2iIh5Be>, pp. 4, 22, 23, 25, 34; Syria Deeply, *Shamed and Abandoned: The Fate of Syria's Female Ex-Inmates*, 22 December 2016, <http://bit.ly/2wnA07m>; Syria Direct, *Syria's Detained Women Face Stigma, Rejection: 'My Suffering Began after I Got Out'*, 5 April 2016, <http://bit.ly/1WbEVAi>.

³⁴¹ 「(略) 成人男性の親類の強制失踪には、深刻な影響がある。インタビューされた女性の多くは、自活する手段がなく、その拡大家族の男性に頼らなければならない。数年にわたり夫や父親が行方不明であるか、その死の確認が取れない女性は、財産を売却したり、相続したり、再婚したりすることができず、法的に中ぶらりんの状態に留め置かれている」 ; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 85. 以下も参照のこと : Syria Deeply, *The Link Between Suicide Among Girls in Rural Idlib and Underage Marriages*, 28 July 2017, <http://bit.ly/2uL Yubk>; OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 30; Robert E. Emery (editor), *Cultural Sociology of Divorce: An Encyclopedia*, 2013, p. 1181. 女性は、離婚したときの経済的な困窮や (社会的) 汚名を恐れ、虐待関係にしばしば留まっていると報告される ; Syria Deeply, *Syrian Women Recount Domestic Abuse During Civil War*, 30 April 2015, <http://bit.ly/2pK529z>; Your Middle East, *Syrian Women Fear Abuse During Marriage – but Divorce Frightens as much*, 25 January 2015, <http://bit.ly/2qQHfot>.

³⁴² 「武装集団 (ISIL を含むが、それに限らない) の支配地域において、同集団が執行する急進的宗教戒律によって、女性と少女は特に影響を受け続けた。それは、急進的な服装規定に従わない女性に対する公開の辱めや、移動・結社・表現の自由の制限を含んでいた。そのような規則に違反したと考えられる女性は、しばしば非人道的かつ品位を傷つける取り扱いを受けた」 ; UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, para. 45. 「ISIS の支配地域では、シリア人の女性と少女は、ほとんど耐え難い諸規制の下で生活し続けており、その教育・仕事・移動の自由へのアクセスは、厳しく削減されるか、完全に否定されている。厳格に定義されたジェンダーが厳しく強制され、女性と少女を社会生活から締め出し、妻・母としての受け入れられた役割を越えてコミュニティに貢献する能力を制限した」 ; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 102. 以下も参照のこと : UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 15 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/5912d5b74.html>, para. 69; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 32, 36, 47-48; OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 30.

³⁴³ 「ISIS は、ISIS 支配地域の地元のシリア人少女・女性に、その戦闘員との婚姻関係に入るよう強制しており、少数派集団出身の女性・少女を、日常的に強制結婚や家庭内使役、組織的レイプ、性暴力に晒している」 ; US Department of State, *2017 Trafficking in Persons Report – Syria*, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>. 以下も参照のこと : UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 179; UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 15 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/5912d5b74.html>, para. 69; US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 4, 23, 48, 55; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 109. 「宗教集団および少数民族集団の構成員」 (セクション III.A.8) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁴⁴ 「GBV の専門家は、「再婚させられる」前に、女性がわずかに数時間しか「戦闘員」と結婚していない場合があると指摘している」 ; Protection Sector, *Whole of Syria 2017 Protection Needs Overview*, October 2016, <http://bit.ly/2pQJ9BB>, p. 36.

³⁴⁵ Protection Sector, *Whole of Syria 2017 Protection Needs Overview*, October 2016, <http://bit.ly/2pQJ9BB>, p. 35.

³⁴⁶ 「世帯レベルでのジェンダーの役割は、賃金労働や家長となることなど、伝統的により男性に結びつけられていた役割を女性が担うよう変化しており、女性のエンパワーメントのみならず、女性・少女が暴力を受けるリスクの増大につながっている」 ; OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview: Syrian Arab Republic*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 30. 「ISIS に支配されていない地域では、ジェンダーの役割は変化した。戦闘への従事を理由に、または殺害されたり失踪させられたりしていることを理由に、家庭から男性がいなくなったため、ますます女性が家長となっている」 ; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, para. 103. 以下も参照のこと : Syria Direct, *Women Take on a more Public Role in Suwayda as Men Stream Out of Province*, 26 September 2017, <http://bit.ly/2y5qlWb>; CARE, *Women, Work & War: Syrian Women and the Struggle to Survive Five Years of Conflict*, 15 March 2016, <http://bit.ly/2mbfNLS>, pp. 14-16; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 13 August 2015, A/HRC/30/48, <http://www.refworld.org/docid/55e955344.html>, para. 65.

たり家族の世話をするにあたって、特別の困難に直面していると報じられる³⁴⁷。女性と少女は、IDP キャンプにおいて性暴力と性的搾取の大きな危険に瀕しているとも伝えられる³⁴⁸。

UNHCR は、次の類型に含まれる女性は、ケースの個別の事情によっては、「シリアにおける女性」と定義される特定の社会的集団の構成員であること、その宗教、政治的意見もしくは帰属された政治的意見、またはこれらが組み合わさった理由、および関連するその他の根拠に基づいて、**国際難民保護を必要としている可能性が高い**と考える。

- a) 性暴力の生存者とその危険に瀕している者
 - b) 強制結婚や若年結婚、家庭内暴力、「名誉犯罪」の生存者とその危険に瀕している者
 - c) 強制売春・人身取引の生存者とその危険に瀕している者
 - d) イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる女性³⁴⁹
 - e) 配偶者と死別した女性や離婚した女性を含む、家族からの真の支援が欠如している女性と少女
- いずれかの紛争当事者に反対している者または反対しているとみなされる者との関係などのため、紛争当事者のいずれかに反対しているか、または反対しているとみなされる女性と少女については、上記のセクション III.A.1 から II.A.6 を参照のこと。

11) 特定の経歴を持つ子どもまたは特定の状況下にある子ども

子どもは、本ガイドラインに含まれている他のリスクとなる経歴の多くに該当する場合がある。特に、政府軍と政府派の部隊は、子ども自身の抗議者としての役割や戦闘中の後方支援任務のために³⁵⁰、あるいは反政府派の家族との関係を通じて³⁵¹、反政府派の紛争当事者と関係している（とみなさ

³⁴⁷ 「恣意的な拘禁と失踪の被害者のほとんどは男性である一方、家族の稼ぎ頭を失った女性に大きな影響があった。彼女たちは、家族を養うため、また、訴訟費用を含め、拘禁されている家族を捜索する費用を稼ぎ出すために働かなければならない。彼女たちは、時には、「支援」を申し出る守衛や警備員からの性的搾取にも晒されている」；WILPF, *Violations Against Women in Syria*, November 2016, <http://bit.ly/2dweuXf>, p. 11. 「シリアにおいて、激しい紛争が起きている地域では、家庭外で女性が生計を立てること—そして、公的な立場でのあらゆる活動—に対する主要なリスクは、空爆や砲撃のような広範かつ無差別な暴力である。アクセスが困難な地域や被包囲地域、前線に近い場所で生活する女性も、逮捕されたり、検問所で嫌がらせ・性暴力を受けたり、狙撃手に標的とされたり、必要不可欠な供給品を入手するため、あるいは人道援助活動に参加するために、検問所や前線を越える際に敵対勢力との協力を非難されたりする危険に瀕している」；CARE, *Women, Work & War: Syrian Women and the Struggle to Survive Five Years of Conflict*, 15 March 2016, <http://bit.ly/2mbfNLS>, p. 28; 同報告の 16、17、22-23 頁も参照のこと。

³⁴⁸ 「強制移動とキャンプ生活は、特に女性と少女にとって安全ではない環境であり、性暴力を受ける危険性が高い場所であると指摘される。その理由として挙げられるのは、(テントやトイレにおける) プライバシーの不足や、見知らぬ人々同士の過密状態と混在、貧困・金銭的困窮、混沌・無法状態であった」；Protection Cluster, *2018 Protection Needs Overview*, 12 October 2017, <http://bit.ly/2zXPof>, p. 75. 「大多数の国内避難民は女性と子どもであり、性的搾取の深刻な危険に瀕している。家長である思春期の少女や女性は、特に危険に瀕している」；UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 15 April 2017, <http://www.refworld.org/docid/5912d5b74.html>, para. 70.

³⁴⁹ 上記「イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者」(セクション III.A.9) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

³⁵⁰ 「子どもたちは、武装集団との関係を疑われたために、逮捕・拘禁され続けている。国際連合は [2016 年 1 月から 12 月までの間に] 政府軍と人民委員会による 12 人の少年の逮捕と拘禁を確認した。これら事案の内少なくとも 7 件において、子どもが拷問と不当な取り扱いを受けていた」；UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 174. 「(略) 政府は、武装集団との関係が疑われる子どもを逮捕し、レイプし、拷問し、処刑した」；US Department of State, *2017 Trafficking in Persons Report - Syria*, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>. 「子どもと武力紛争に関する国連の特別代表の報告によると、子どもの被拘禁者 (そのほとんどが 14 歳という若さの者を含めた少年) は、電気ショック、殴打、ストレス・ポジション [肉体的苦痛を起こす姿勢の強要]、脅迫、性的暴行など、大人に対して行われている方法と類似した方法または同じ方法に苦しめられている」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 9. 上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.1) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁵¹ 「政府による子どもの虐待の極めて残忍な事例が、相当な数、報告され続けている。COI の指摘によると、13 歳未満の子ども (一部の事案では 11 歳の若さの子ども) の政府の拘禁施設における拘禁と拷問について、定期的な報告がなされている。当局者は、政治的反対派・反体制派武装勢力の構成員・活動家集団と家族関係にあることや、それらの人々の関係があるとみなされることを理由に、子どもを標的として拷問を行っていたと伝えられる。(略) 信頼できる目撃者によると、当局は、反体制派の戦闘員と関係のある親やその他の親

れている)との理由で、子どもを拷問などの暴力の標的としていると伝えられる。一部の子どもは、他の紛争当事者との関係を理由に、反政府武装集団や ISIS からその自由を剥奪されていると報じられる³⁵²。

子どもは、強制・若年徴集³⁵³、性暴力³⁵⁴、強制・若年結婚³⁵⁵、家庭内暴力³⁵⁶、児童労働³⁵⁷、人身取引³⁵⁸、教育の組織的否定³⁵⁹など、子ども特有の迫害の形態・現象の危険に瀕しているとも伝えられる。

類を当局に降伏させるために、多くの子どもを拘束し続けていた」；US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 8-9. 上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.1) および、「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」(セクション III.A.3) ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁵² 「武装集団は、敵対する紛争当事者との関係を理由に、子どもからも自由を剥奪した。例えば、ISIL は、27 人の少年から自由を剥奪したが、その一部は 10 歳という若さであり、その内の 9 人が処刑され、2017 年初めの時点で 17 人が行方不明のままである。(略) 2 月には、3 人の子どもが、ISIL によって「スパイ活動」のかどで告発された後に公の場で斬首された」；UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, paras 175, 178.

³⁵³ 「子どもの徴集と使用は、著しく増加した。確認された事案の総数は、2015 年と比較して 2 倍以上となった。国際連合が確認した 851 件については、自由シリア軍と関係する武装集団に 507 件、ISIL に 133 件、政府派の民兵組織に 54 件、人民防衛隊に 46 件、政府軍に 29 件、ジャイシュ・アル・イスラムに 28 件、アハラル・アル・シャームに 17 件、ヌスラ戦線(シリア征服戦線としても知られる)に 10 件、ヌルッディーン・ザンキー運動に 3 件、未確認の武装集団に 24 件が帰された。確認された事案の 20 パーセントは、15 歳未満の子どもであった。給与の支払い、イデオロギー、家族・コミュニティの影響が誘因であり続けた」；UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 171. 「シリア政府軍、政権派の民兵組織、および自由シリア軍(FSA)や FSA 関連集団、クルド人部隊、ISIS、シリアのアルカイダ関連団体であるヌスラ戦線などの武装集団が、少年少女を兵士や人間の盾、自爆攻撃要員、処刑人、後方支援要員として徴集・使用し続けている。ヒズボラなど、シリア政府のために戦う一部の武装集団や、国民防衛隊(NDF)や「シャッピーハ」として知られる政府派の民兵組織は、6 歳くらいの子どもの強制的に徴集している。武装勢力も、強制労働のため、そして情報提供者として子どもを使用し、報復と厳罰に晒している」；US Department of State, 2017 Trafficking in Persons Report - Syria, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>. 以下も参照のこと：UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 8 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b24fe14.html>, para. 51; HRW, *World Report 2017 - Syria*, 12 January 2017, <http://www.refworld.org/docid/587b58196.html>; OCHA, *Under-Secretary-General For Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator, Stephen O'Brien Statement to the Security Council on Syria*, 22 February 2017, <http://bit.ly/2vYJkxD>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, paras 117, 118; UN General Assembly, *Situation of Human Rights*, 9 June 2016, <http://www.refworld.org/docid/576a33aa4.html>, paras 50-51. 上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」(セクション II.C) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁵⁴ 「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」(セクション II.C)、「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクション III.A.1) および「特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女」(セクション III.A.10) ならびに、そこに参照される情報源を参照のこと。

³⁵⁵ 上記「特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女」(セクション III.A.10) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

³⁵⁶ 「子どもが日常的に経験していた暴力の種類について質問したとき、インタビューを受けた人の半分以上が、子どもに対する家庭内の虐待または子どもが目撃する家庭内の虐待(身体的・感情的双方について)の増加に懸念を示した」；Save the Children, *The Impact of Six Years of War on the Mental Health of Syria's Children*, 6 March 2017, <http://bit.ly/2mzCCwJ>, p. 11. 「特定の経歴を持つ女性と少女または特定の状況下にある女性と少女」(セクション III.A.10) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁵⁷ 「シリア国内、そしてその国境の向こうでは、コーピング・メカニズムが損なわれており、家族は、しばしば子どもを若年結婚や児童労働に向かわせ、ただ生き延びるために極端な手段を採っている。3 分の 2 以上の世帯では、子どもが自分の家族を養うために働いており、その一部は大人にとってさえも適していない非常に過酷な状況の中で働いている」；UNICEF, *Hitting Rock Bottom: Children's Suffering in Syria at Its Worst*, 13 March 2017, <http://bit.ly/2qqpwEa>. 「生計手段の広範な崩壊と家族との離別に起因する児童労働は、物乞いや密輸、ゴミ漁り、紛争における子どもの徴集と使用、違法な諸活動といった最も危険で有害な形態のものを含め、調査対象となった全国の小地区の 82 パーセントで報告された」；OCHA, *Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator, Stephen O'Brien Statement to the Security Council on Syria*, 22 February 2017, <http://bit.ly/2vYJkxD>. 「進行中の暴力は、政府支配地域の外における教育制度の崩壊と相まって、子どもたちに生き延びるために働くことを余儀なくさせ続けている。(略) 子どもたちは、自分の家族を支えるために一野菜の販売から燃料の密輸まで—どんな仕事でも引き受けている」；UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry*, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 127. 以下も参照のこと：AGPS, *Unemployment Aggravates Suffering of Palestinian Refugees in Syria*, 21 September 2017, <https://shar.es/1PCXn9>; US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices - Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 56-57.

³⁵⁸ 「シリアの子どもたちは、商業的な性的搾取や強制労働に陥るおそれがある強制・若年結婚に対して脆弱であり、同国内で避難を余儀なくされている子どもは、特に組織化された物乞い集団によって、強制労働に晒され続けていると伝えられる」；US Department of State, 2017 Trafficking in Persons Report - Syria, 27 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/5959ec46c.html>.

³⁵⁹ シリア全域で、3 校に 1 校が損傷を受けたり、破壊されたり、国内避難民のシェルターとなっていたり、軍事目的に使用されたりして、もう使用することができなくなっていると伝えられる。2011 年に戦争が始まって以降、4,000 回以上の攻撃が学校に加えられた。「これらの攻撃により、恐るべき人数の子どもが、残忍な状況の中で殺害され、障がいを負わされることになった。数え切れない数の教師が死亡し、校舎が破壊されることもあった。それらが組み合わさり、数十万人の子どもが教育を受ける機会を奪われた」；UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations*, 21 July 2016 - 28 February 2017, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, para. 20 (同報告第 21、31、61 段落も参照のこと)。以下も参照のこと：Save the Children, *Syria Fighting Forces Hundreds of Schools to Close*, 6 October 2017, <http://bit.ly/2fV7YZH>; UN Secretary-General, *Children and Armed Conflict* 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, paras 180, 182; World Bank, *The Economic and Social Consequences of the Conflict in Syria*, 10 July 2017, <http://bit.ly/2A6nTgx>, p. v; Save the Children, *The Impact of Six Years of War on the Mental Health of Syria's Children*, 6 March 2017, <http://bit.ly/2mzCCwJ>, pp. 8-9; UNICEF, *Children in War-Torn Syria Risk Their Lives to Go to School*, 21 October 2016, <http://uni.cf/2m3Jlip>. ISIS や

ISIS やシリア征服戦線、その他のイスラム過激派武装集団は、子どもを洗脳・徴集するために教育を用いていると報告される³⁶⁰。報告書が記録するところでは、ISIS は、捕らえられた ISF の構成員や市民を処刑することや障害を負わせること、拷問を加えることなどの戦争犯罪を犯すために子どもを用いている³⁶¹。

UNHCR は、次の類型に含まれる子どもは、ケースの個別の事情によっては、特定の社会的集団の構成員であること（「シリアにおける子ども」という特定の社会的集団を含む）、および／または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性が高いと考える。

- 1) 強制・若年徴集の生存者とその危険に瀕している者
- 2) 性暴力や家庭内暴力、強制・若年結婚、「名誉犯罪」の生存者とそれらの危険に瀕している者
- 3) その宗教、民族、または（帰属された）政治的意見を理由に、教育へのアクセスの組織的な否定を受ける危険に瀕している学齢期の子ども

子どもによって提出される国際保護の申請は、元児童兵についての適用除外の検討の審査を含め、子どもの庇護申請に関する UNHCR ガイドラインに従って慎重に評価される必要がある³⁶²。

12) 多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ者

1949 年刑法第 520 条は、例え同意している成人間であったとしても、「自然を冒瀆する性交」と定義される同性間の性行為を禁止し、最大で懲役 3 年の刑事制裁を定めている³⁶³。近年では第 520 条の下での起訴は報告されていないものの、裁判所は、社会的価値を損なっている、違法薬物を売買・使用している、「みだらな」集まりを企画・促進しているといった漠然とした嫌疑に基づいて、ゲイの男性やレズビアンを差別的な方法で訴追していると伝えられる³⁶⁴。シリアにおける紛争とそれに関連するイスラム強硬派・過激派武装集団（中でも注目すべきは ISIS とシリア征服戦線）の出現によって、多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ者がシリアにおいて以前から抱えていた脆弱性や直面していた危険が一層悪化していると報じられる³⁶⁵。多様な性的指

その他のイスラム過激派武装集団は、その支配下にある地域で女子教育に制限を課していると伝えられる：「一部の反体制派集団と過激派分子は、特にダーイシュの支配下にあるデリゾール行政区域において、女性が教えることと、少女が通学することを禁じた」と伝えられる³⁶⁴；US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 47. 上記「人道状況」（セクション IIE）および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁶⁰ US Department of State, 2016 Report on International Religious Freedom – Syria, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, pp. 14-15; UN Human Rights Council, Report of the Independent International Commission of Inquiry, 11 August 2016, <http://www.refworld.org/docid/57d015fd4.html>, para. 125. 以下も参照のこと：Business Insider, 'Sometimes the Gun is Taller than the Kid': How ISIS Uses Schools to Indocinate Children, 12 March 2016, <http://read.bi/1P5QD7z>.

³⁶¹ 「少なくとも 103 人の子どもが、ISIL によって [2016 年 1 月から 12 月までの間に]、処刑の執行や自爆攻撃を含めた軍事的任務のために使用された」；UN Secretary-General, Children and Armed Conflict 24 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59db4a194.html>, para. 172. 以下も参照のこと：International Business Times, ISIS Child Executioners? Video Allegedly Shows 3 Children Executing Men Accused of Spying for Kurdish Forces in Syria, 10 January 2017, <http://bit.ly/2svJXgH>. 上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反—イラクとシャームのイスラム国 (ISIS)」(セクション ILC.2) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁶² UNHCR, Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees, 22 December 2009, HCR/GIP/09/08, <http://www.refworld.org/docid/4b2f46d2.html>.

³⁶³ 法律 148/149 第 520 条。改正された 1949 年刑法（法律 148/1949）は、アラビア語のみ以下にて入手可能：WIPO, Syrian Arab Republic, Law No. 148/1949 on the Syrian Penal Code, <http://bit.ly/2rj5PvT>. 以下も参照のこと：International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association (ILGA), State Sponsored Homophobia 2017: A World Survey of Sexual Orientation Laws: Criminalisation, Protection and Recognition, May 2017, <http://www.refworld.org/docid/598311a44.html>（以下、ILGA, A World Survey of Sexual Orientation Laws, May 2017, <http://www.refworld.org/docid/598311a44.html>）, p. 39.

³⁶⁴ US Department of State, 2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 53 および、それ以前の報告書 (<http://www.refworld.org/publisher.USDOS..SYR..0.html>) にて入手可能。以下も参照のこと：ILGA, A World Survey of Sexual Orientation Laws, May 2017, <http://www.refworld.org/docid/598311a44.html>, p. 41 (footnote 133) and p. 117.

³⁶⁵ アウトライト・アクション・インターナショナル事務局長の Jessica Stern によると、「家族による暴力や民兵組織による殺害作戦があり、...そして、ISIS の台頭以前から政府は無関心であり、一人の殺人犯さえも起訴されなかったことをはっきり示すことは、本当に大切なことである」；Los Angeles Times, In Islamic State-Held Areas, Being Gay often Means a Death Sentence, 13 June 2016, <http://fw.to/e1jBLPT>. 以下も参照のこと：The Washington Post, The Islamic State's Shocking War on Gays, 13 June 2016, <http://wapo.st/2kWPiW7>; The Sydney Morning Herald, 'It Can't Get any Worse than Being Gay in Syria Today', 17 October 2015, <http://bit.ly/1Mkfije>.

向を持つ個人およびそのようにみなされる者³⁶⁶は、異なる勢力の手によって複数の形態の不当な取り扱いに晒されることが多く³⁶⁷、それには近親者や拡大家族³⁶⁸、より広い社会³⁶⁹、政府当局³⁷⁰、ISIS とシリア征服戦線を含む様々な武装集団³⁷¹などによるものが含まれる、と報告される。ISIS とシリア征服戦線を含むイスラム過激派武装集団の支配下にある地域で、合意に基づく同性間の行為に及んだと訴えられた男性は、性的虐待や拷問を受けたり、時には、非正規に設置された裁判所によって死刑を宣告された後に処刑されたりしていると伝えられる。これらの報告によると、同性間の性行為によって告発された男性に対する処罰は、生きたままの火あぶりや斬首、石打ち、銃殺、高い建物

³⁶⁶ ISIS の支配地域では、女性的な容姿や歩き方、生活様式などのため、ある人が多様な性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティを持つという単なる申立てや疑惑があるだけで、過酷な処罰をもたらすには十分であると伝えられる；Christian Science Monitor, *Islamist Views on LGBT: What Quran Says, and What It Doesn't*, 15 June 2016, <http://fw.to/YAghyDc>; Los Angeles Times, *In Islamic State-Held Areas, Being Gay often Means a Death Sentence*, 13 June 2016, <http://fw.to/e1jBLPT>; Vocativ, *Meet Three LGBT Syrian Refugees Who Fled ISIS Brutality*, 30 January 2016, <http://voc.tv/1KNz6Ax>; Washington Blade, *Reports Indicate Islamic State Executing Men for Sodomy*, 7 March 2015, <https://shar.es/12gytP>.

³⁶⁷ ゲイのシリア難民の説明によると、「生活が困難なのは、イスラム国の下でだけでなく、シリア大統領バシヤール・アル・アサドの政府の下でも、また、同性愛者と疑われた者を処刑した一部のイスラム宗派を含む様々な反乱集団の下でも、同じである。シリア人のゲイは、ある意味では、二重の難民である。戦争に苦しむ祖国からの亡命者であり、ほとんど受け入れられることのないコミュニティからの亡命者でもある」；The Washington Post, *The Islamic State's Shocking War on Gays*, 13 June 2016, <http://wapo.st/2kWpIW7>.

³⁶⁸ 多様な性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティを持つことが暴露されたか、あるいは単にそのようにみなされた人々は、その(社会的)汚名が家族全体またはコミュニティ全体にさえ影響を与えるため、社会的排除、身体的攻撃、「名誉」犯罪の危険に晒されていると伝えられる。刑法第192条は、殺人が名誉ある意図に基づく場合、裁判官には、量刑を減らす選択肢が数多くある、と規定している。法律は、何が名誉ある意図を構成するかを特定していない。「一般的に言て、シリア人の家族は、時代遅れの心理療法や身体的拷問を通じて、LGBT の子どもを勘当したり、殺害したり、「矯正」を試みたりしている」；Columbia Journal of International Affairs, *Searching for a Home: One Man's Story of Survival in the Syrian Civil War*, 6 June 2016, <http://bit.ly/2lqq3Aw>. 以下も参照のこと：DW, *In Istanbul, Mr. Gay Syria Fears for His Life*, 14 February 2017, <http://bit.ly/2qY5NsE>; HRGJ Clinic, MADRE, WILPF, *Human Rights Violations Against Women and Girls in Syria*, 25 July 2016, <http://bit.ly/2iHSLaV>, p. 3; Vocativ, *Meet Three LGBT Syrian Refugees Who Fled ISIS Brutality*, 30 January 2016, <http://voc.tv/1KNz6Ax>; The Sidney Morning Herald, *'It Can't Get any Worse than Being Gay in Syria Today'*, 17 October 2015, <http://bit.ly/1Mkftje>. 一部の事案で、ゲイである人の家族が、当人を殺害させるため、そのアイデンティティをイスラム主義集団に故意に暴露している様子が描写されている報告書もある；Associated Press, *Islamic State Group Targets Gays with Brutal Public Killings*, 13 June 2016, <http://apne.ws/1UvX3jI>; HRW, *The Double Threat for Gay Men in Syria*, 28 April 2014, <http://bit.ly/2mwlZxX>.

³⁶⁹ 人権活動家や人権団体は、シリアの社会では性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティに基づく明白な社会的差別があると報告している；例えば、以下を参照のこと：US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, pp. 53, 57; OutRight Action International, *Jessica Stern's Remarks at Historic UN Briefing on LGBT People Focuses on Persecution and Killings in Iraq and Syria*, 24 August 2015, <http://bit.ly/2IEv2xq>.

³⁷⁰ 「地元メディアは、治安部隊が市民を拘禁・逮捕・拷問する口実として同性愛の告発を利用した無数の事例について報告している」；US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 53. 以下も参照のこと：British Council, *What's It Like to Be a Gay Refugee?*, 21 March 2016, <http://bit.ly/1T5nlNz>; The Canadian Press, *Gay Syrian Refugee Finds Acceptance in 'Respectful' Canada*, 17 January 2016, <http://on.thestar.com/2ICZvLU>.

³⁷¹ 「イラク北部とシリア北部の地域を支配しているダーイシュ(またはISIS/ISIL)は、そのジェンダーの表現、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向を理由として、男性と女性を標的としていることが知られている」；ILGA, *A World Survey of Sexual Orientation Laws*, May 2017, <http://www.refworld.org/docid/598311a44.html>, p. 105. 「レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人々は、その実際の性的指向やそうみなされる性的指向に基づいて、身体的・性的暴行の標的とされており、それは特にISILやヌスラ戦線のような集団に支配される検問所や、拘禁中に起きている」；UN Security Council, *Report of the Secretary-General on Conflict-Related Sexual Violence*, 20 April 2016, <http://www.refworld.org/docid/5731a0d24.html>, para. 69. 以下も参照のこと：US Department of State, *2016 Report on International Religious Freedom – Syria*, 15 August 2017, <http://www.refworld.org/docid/59b7d8393.html>, p. 12; UN Human Rights Council, *Human Rights Abuses and International Humanitarian Law Violations, 21 July 2016 - 28 February 2017*, 10 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58c80d884.html>, paras 77-78; HRW, *World Report 2017 – Syria*, 12 January 2017, <http://www.refworld.org/docid/587b58196.html>; The Washington Post, *The Islamic State's Shocking War on Gays*, 13 June 2016, <http://wapo.st/2kWpIW7>; ABC, *Under ISIS: Where Being Gay Is Punished by Death*, 13 June 2016, <http://abcn.ws/2IEAtMJ>; UN Human Rights Council, *Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic*, 11 February 2016, <http://www.refworld.org/docid/56d6b3843ea.html>, paras 106, 113. そのアイデンティティを隠し、一定の安全を見出す手段として、一部のゲイ男性は、反政府武装集団/過激派集団に加わり、これらの集団が他のゲイ男性を探し出すことに荷担していると報告される；Los Angeles Times, *In Islamic State-held Areas, Being Gay often Means a Death Sentence*, 13 June 2016, <http://fw.to/e1jBLPT>; The Daily Beast, *The Secret, Hypocritical Gay World of ISIS*, 1 June 2016, <http://thebea.st/1Pf9wFQ>; International Business Times, *ISIS Terrorists Share 'Highly Charged' Homosexual Texts*, 12 May 2015, <http://bit.ly/2lh1gCm>. 上記「イスラム過激派武装集団の支配下または影響下にある地域においてシャリア法に反しているとみなされる者」(セクション III.A.9) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

から投げ落とすことなどである³⁷²。イスラム過激派武装集団は、多様な性的指向およびジェンダー・アイデンティティを持つ者の権利を擁護する活動家も脅迫していると報じられる³⁷³。

UNHCR は、多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ者は、ケースの個別の事情によっては、特定の社会的集団の構成員であること、および／または関連するその他の根拠に基づいて、国際難民保護を必要としている可能性が高いと考える³⁷⁴。

多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ者は、迫害を回避するために自らのアイデンティティを隠匿することを期待され得ないということを心に留めておくべきである³⁷⁵。さらに、合意に基づく同性間の性行為に対する重い刑事制裁の存在は、迫害的行為が武装集団や社会の構成員などの非国家主体によって行われる場合も含め、国家による保護の妨げとなっている³⁷⁶。

13) パレスチナ難民³⁷⁷

ダラア、ダマスカス、ダマスカス郊外、ホムス、ハマ、ラタキア、アレッポの各行政区域など、激しい戦闘の影響を受けている主要都市の中心部の中に位置していることから、12カ所のパレスチナ難民キャンプと23のコミュニティのすべては、紛争から直接被害を受けている³⁷⁸。パレスチナ難民は、紛争当事者を実際に支持しているか、または実際に関係しているか、あるいはそのようにみなされるため、シリア人と同じ脅威に直面している。報告によると、個々のパレスチナ人と共に多くのパレスチナ系武装派が、いずれかの紛争当事者を支持して紛争に引き入れられ、そのためにより大きなコミュニティを、帰属された政治的意見を理由とする報復や虐待の危険に晒している³⁷⁹。政府の支

³⁷² アウトライト・アクション・インターナショナル事務局長の Jessica Stern によると、2014年12月から2016年6月までの間に、ISISは「いわゆるソドミー（自然に反するとされる特定の性行為）のために少なくとも41人を殺害したと自慢している。明らかに、41人の死は氷山の一角にすぎず、私たちがイラクやシリアにおける友人と話すとき、彼らは、[イスラム国]が犯行声明を公に出していないその他多くの死について伝えてくれる」；Los Angeles Times, *In Islamic State-Held Areas, Being Gay often Means a Death Sentence*, 13 June 2016, <http://fw.to/eljBLPT>. 以下も参照のこと：Amnesty International, *Abductions, Torture and Summary Killings Under Armed Group Rule in Aleppo and Idleb, Syria*, 5 July 2016, <http://www.refworld.org/docid/577b81f84.html>, p. 28; Outright Action International, *Timeline of Publicized Executions for Alleged Sodomy by the Islamic State Militias*, last updated 30 June 2016, <http://bit.ly/1TkMgK7>.

³⁷³ US Department of State, *2016 Country Reports on Human Rights Practices – Syria*, 3 March 2017, <http://www.refworld.org/docid/58ec89bf13.html>, p. 53.

³⁷⁴ 性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに基づく難民の地位の認定に関する政策的ガイダンスについては、決定者は、以下を参照のこと：UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 9: Claims to Refugee Status Based on Sexual Orientation and/or Gender Identity Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 23 October 2012, HCR/GIP/12/01, <http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html> (以下、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 9*, 23 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html>).

³⁷⁵ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 9*, 23 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html>, paras 30-33. 例えば、以下も参照のこと：Court of Justice of the European Union, *X, Y, Z v Minister voor Immigratie en Asiel*, C-199/12 to C-201/12, 7 November 2013, <http://www.refworld.org/docid/527b94b14.html>.

³⁷⁶ 同性愛行為を犯罪化する法規定が執行されていなくとも、社会的態度等から明らかなように、同性愛嫌悪の雰囲気蔓延し、一般化していることは、シリアにおいて多様な性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを持つ個人が直面している危険の一つの兆候と考えることができる。UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 9*, 23 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html> を参照のこと。

³⁷⁷ 本書では、「パレスチナ難民」という用語は、UNHCR, *Note on UNHCR's Interpretation of Article 1D of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees and Article 12(1)(a) of the EU Qualification Directive in the Context of Palestinian Refugees Seeking International Protection*, May 2013, <http://www.refworld.org/docid/518cb8c84.html> に定義される1951年条約第1条Dの範囲に含まれる人々を指す。

³⁷⁸ 激しい紛争が起きている地域のパレスチナ人コミュニティは、市民と民用インフラに対する無差別かつ広範な攻撃の結果として、IHLの重大な違反と人権法の違反と侵害に苦しみ続けている：「特に、アレッポ、ダマスカス、ダマスカス郊外におけるパレスチナ人の集会や非公式・公式のキャンプで、激しい紛争・暴力が起きた。多くの事件で、パレスチナ難民が死傷した」；UN General Assembly, *Report of the Commissioner-General of the United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East, 1 January-31 December 2016*, 22 May 2017, A/72/13, <http://www.refworld.org/docid/59ef4f534.html>, para.12. 「パレスチナ難民は、そのキャンプにおける敵対行為の影響のために特別な危険に瀕しており、大量の強制移動につながっている」；OCHA, *2017 Humanitarian Needs Overview*, 1 December 2016, <http://bit.ly/2kCi16M>, p. 32. 以下も参照のこと：UNRWA, *Syria: UNRWA – Humanitarian Snapshot, June 2017*, 25 July 2017, <http://bit.ly/2h2MsWo>; UNRWA, *Syria Palestine Refugees Humanitarian Snapshot, March 2017*, 24 April 2017, <http://bit.ly/2tBItVV>. 「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」(セクションII.C) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁷⁹ Rudaw, *Handarat Palestinian Refugee Camp at the Heart of Aleppo Fighting*, 27 September 2016, <http://bit.ly/2lgEWYX>; The Arab Weekly, *Palestinians Pay Heavy Price in Syrian War*, 11 September 2016, <https://goo.gl/vM0daU>; Al Jazeera, *Q&A: Beyond Yarmouk, Palestinians in Syria*

配下にある地域では、徴兵年齢のパレスチナ人男性が、政府軍³⁸⁰と政府派の部隊³⁸¹によって強制的に徴兵される危険に晒されていると伝えられる。複数の報告書が申し立てるところでは、政府派パレスチナ人の集団が子どもをその部隊に徴集していると報じられる³⁸²。

1951年条約の下では、1951年条約第1条C、第1条E、または第1条Fが適用されない限りにおいて、第1条Dの範囲に含まれるパレスチナ難民は、1951年条約の利益を受ける資格を事実上有しているであろう³⁸³。

第1条Dの範囲に含まれないパレスチナ人の難民申請は、1951年条約第1条A(2)の下で裁定されるべきである。本書に含まれるリスクとなる経歴(セクションIII.A.1からIII.A.12まで)は、関連する出身国情報と該当性に関するガイダンスを提供する。

B. 拡大された／より広い難民の定義および／または補完的形態の保護の下での該当性

1951年条約は、国際難民保護体制の基盤をなすものである。1951年条約における難民の地位の基準は、その基準を満たす個人または集団が同条約の下で正当に認定されて保護を受けるよう解釈される必要がある。地域的難民文書³⁸⁴に規定されているより広い難民基準の下での国際保護や、補完的保護³⁸⁵または普遍的・地域的人権規範から派生するルフールマン(送還)からの保護³⁸⁶を含むその他の形態の国際保護は、例えば、恐れられる迫害が条約上の理由によるものではないと判断されたか、

Need Aid, 25 February 2016, <http://bit.ly/1LeFu9E>; Middle East Monitor, *Palestinian Refugees Struggle to Escape Conscription in Regime Controlled Areas of Syria*, 22 February 2016, <http://bit.ly/2kCiYMs>; Al-Monitor, *Syria's Palestinians Divided over Whom to Support*, 31 August 2015, <http://almon.co/2i61>. シリア紛争に対してパレスチナ人コミュニティの諸派が採っている政治的立場の概要については、以下を参照のこと: Norwegian Centre for Conflict Resolution, *Syrian Voices on the Syrian Conflict: The Plight of Palestinian Refugees in Syria in the Camps South of Damascus*, January 2017, <http://bit.ly/2iRY53z>, pp. 2-3. 上記「政府に反対している者または反対しているとみなされる者」(セクションIII.A.1)および、「政府を支持している者または支持しているとみなされる者」(セクションIII.A.3)ならびに、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁸⁰ 1956年の法律第260号の下で、1948年から1956年までの間にシリアに到着したパレスチナ難民は、(国籍と投票権を除き)シリア人と同等であると考えられており、兵役を担う義務を負う。1960年代中頃以降、パレスチナ難民は、一般的に、パレスチナ解放軍(PLA)で兵役義務を務めるようになった; Sherifa Shafie, *Palestinian Refugees in Syria*, Forced Migration Review, August 2013, <http://bit.ly/2kxeagt>, p. 4; Arab Center for Research & Policy Studies, *Palestinians in Syria and the Syrian Uprising*, October 2012, p. 2, <http://bit.ly/2yO8vaS>. 以下も参照のこと: AGPS, *Regime Pushes Palestinian and Syrian Detainees on to the Battlefields*, 13 October 2017, <https://shar.es/1PC0z1>; AGPS, *Member of "Al-Saiqa" Forces Killed and Palestinian Factions Affiliated to the Syrian Regime Continue to Recruit Refugees for Fighting*, 7 October 2017, <https://shar.es/1PC0Sy>; AGPS, *Hundreds of Palestinians from Syria Refuse to Join Pro-Gov't Palestine Liberation Army*, 12 July 2017, <https://shar.es/1PCXbD>.

³⁸¹ AGPS, *Heavy Shelling Rocks Deraa Camp, Al-Sadd Road in Southern Syria*, 11 February 2017, <http://bit.ly/21B5pAV>, pp. 4-5; AGPS, *Daily Report on the Situation of Palestinian Refugees in Syria - 11-09-2016*, 11 September 2016, <http://bit.ly/217Sy6f>, pp. 3-4; Middle East Monitor, *Palestinian Refugees Struggle to Escape Conscription in Regime Controlled Areas of Syria*, 22 February 2016, <http://bit.ly/2kCiYMs>; AGPS, *Palestinians of Syria - Between Displacement and Disappearance*, 2016, <http://bit.ly/2kZEnjH>, pp. 38, 41, 48, 51. 上記「兵役忌避者と国軍からの脱走者」(セクションIII.A.2)および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁸² Palestine Square, *Lost Childhood: Palestinian Child Soldiers in Yarmouk*, 21 September 2015, <http://bit.ly/21HY5V2>; Jerusalem Fund, *The Palestinians in Syria Before and after the Syrian Crisis*, 22 June 2015, <http://bit.ly/2hyDTAg>.

³⁸³ UNHCR, *Note on UNHCR's Interpretation of Article 1D of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees and Article 12(1)(a) of the EU Qualification Directive in the Context of Palestinian Refugees Seeking International Protection*, May 2013, <http://www.refworld.org/docid/518cb8c84.html> を参照のこと。

³⁸⁴ 地域的な難民認定基準については、以下を参照のこと: Organization of African Unity (OAU), *Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa ("OAU Convention")*, 10 September 1969, 1001 U.N.T.S. 45, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>; Regional Refugee Instruments & Related, *Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama*, 22 November 1984, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html>; Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO), *Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees ("Bangkok Principles")*, 31 December 1966, <http://www.refworld.org/docid/3de5f2d52.html>

³⁸⁵ 補完的保護については、以下を参照のこと: European Union: Council of the European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on Standards for the Qualification of Third-Country Nationals or Stateless Persons as Beneficiaries of International Protection, for a Uniform Status for Refugees or for Persons Eligible for Subsidiary Protection, and for the Content of the Protection Granted (Recast)*, 20 December 2011, OJ L 337/9-337/26; 20.12.2011, 2011/95/EU, <http://www.refworld.org/docid/4f197df02.html>.

³⁸⁶ 例えば、以下を参照のこと: UN General Assembly, *Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, 10 December 1984, United Nations, Treaty Series, Vol. 1465, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3a94.html>, p. 85; UN General Assembly, *International Covenant on Civil and Political Rights*, 16 December 1966, United Nations, Treaty Series, Vol. 999, p. 171, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3aa0.html>; Council of Europe, *European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, as Amended by Protocols Nos. 11 and 14*, 4 November 1950, ETS 5, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3b04.html>.

そのほか 1951 年条約上の定義を適用するための基準が満たされないことを理由に、難民申請者が 1951 年条約の難民認定基準を満たしていないと判断された場合にのみ、考慮されるべきである。

C. 国内避難または移住の選択可能性 (IFA/IRA) の適用に関する検討

国内避難または移住の選択可能性 (IFA/IRA) は、時に国内保護の選択可能性とも呼ばれるが、その存否の評価のための詳細な分析的枠組みは、UNHCR「国際保護に関するガイドライン第 4 号:1951 年難民の地位に関する条約第 1 条 A (2) と 1967 年難民の地位に関する議定書の両方またはいずれか一方における「国内避難または移住の選択可能性」³⁸⁷」に含まれている。

UNHCR は、シリアに広まっている状況、特に、多数の複雑な紛争や不安定な治安情勢、深刻度の高い人権違反・侵害の報告、背景や出身が異なる人々への根強い疑念に照らして、IFA/IRA に基づいてシリア出身者に対する国際保護を否定することは、諸国にとって適切であるとは考えない。移住先の候補とされる地域で当該個人が深刻な危害に晒される新たなおそれがあるならば、それが生命や安全、自由または健康に対する重大な危険性という形態、または深刻な差別という形態であろうとなかろうと、1951 年条約上の理由のいずれかと連関を有しているかどうかにもかかわらず、妥当性の要件は満たされない³⁸⁸。たとえ妥当性の要件が満たされる例外的状況であっても、広範に及びかつ過酷な人道危機、住宅と基本インフラの甚大な破壊、そしてシリアにおける IDPs が 630 万人以上に及ぶ大規模な国内強制移動の中で、基本的な生存手段を確保するためにシリア人が困難に直面していることに鑑みると、合理性の要件が IFA/IRA の適用の障害となる³⁸⁹。

D. 適用除外の検討

国際保護を求めるシリア国民またはシリアに常居を有していた者の中には、1951 年条約第 1 条 F に規定される除外条項の範疇に入る行為に関与した個人がいる場合がある³⁹⁰。適用除外の検討は、とりわけ 2011 年 3 月の紛争開始以降に、人権法の違反・侵害と IHL の違反に関与した可能性のある事案で発生するものであり、それには特に、違法と報告されている市民と保護対象物への攻撃、殺人、略式処刑、拷問およびその他の形態の不当な取り扱い、誘拐、人質拘束、レイプおよびその他の形態の性暴力、強制移動および子どもの徴集・使用などが含まれると報告される³⁹¹。適用除外の検討は、2011 年 3 月以前に 1951 年条約第 1 条 F の適用範囲に含まれる人権侵害やその他の行為に関与した可能性のある申請者の事案でも発生するものである³⁹²。そうしたあらゆる事案において、国際難民保護からの除外の対象となり得る犯罪に対する個人の責任に関するあらゆる論点について、慎重に審査することが必要となるだろう。国際難民保護からの除外という潜在的に重大な帰結に鑑みて、除外条項は慎重に適用される必要がある。武力紛争への参加は、それ自体では、適用除外の根拠とはならない。同様に、単に 1951 年条約第 1 条 F の適用範囲に含まれる活動に従事する集団または組織

³⁸⁷ UNHCR, GIP No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative", 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>.

³⁸⁸ 同上、第 20 段落。上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」(セクション II.C) および、そこに参照される情報源も参照のこと。

³⁸⁹ 上記「強制移動と帰還」(セクション II.D) および、「人道状況」(セクション II.E) ならびに、そこに参照される情報源を参照のこと。

³⁹⁰ UNHCR, Guidelines on International Protection No. 5: Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees, 4 September 2003, HCR/GIP/03/05, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3f5857684.html>.

³⁹¹ あらゆる側に (2011 年以前および以後の) 人権の侵害と違反、ならびに (2012 年 7 月時点の) IHL の重大な違反が報告されている。上記「人権法の違反および侵害ならびに国際人道法の違反」(セクション II.C) および、そこに参照される情報源を参照のこと。

³⁹² 例えば、以下を参照のこと: アムネスティ・インターナショナルによるシリアに関する (2011 年およびそれ以前の) 年次報告 (<http://www.refworld.org/publisher.AMNESTY.ANNUALREPORT.SYR...0.html> にて入手可能) や、HRW による「世界人権年鑑」(2011 年およびそれ以前) におけるシリアに関する報告 (<http://www.refworld.org/publisher.HRW.COUNTRYREP.SYR...0.html> にて入手可能)。

の構成員であることは、それ自体では、除外の十分な根拠とはならない。すべての事案において、個別ケースの事情についての完全な評価を行うことが求められる³⁹³。

IV. 強制送還の一時停止

シリア全域が一つまたは複数の紛争によって直接的または間接的に影響を受けていると報告されるため、UNHCR は、諸国に対し、シリア国民とシリアに常居所を有していた者（かつてシリアに居住していたパレスチナ人を含む）を強制的に送還しないよう求める。UNHCR はまた、特別の取り決めによって当該個人の再入国が許可され、再び国際保護を受けることができるよう保証されない限り、シリア国民やシリアに常居所を有していた者を周辺国や周辺地域内の非隣接国に送還することは、一般的に言って適切ではないと考える³⁹⁴。国によっては、当該個人が再入国を許可されない場合やそうした送還が当該個人にとって安全でない場合があり、彼らの（特別な）ニーズが満たされ得ない場合がある。

シリアに広まっている状況に鑑みて、UNHCR は、受入国からの難民の帰還を促進することも支援することもできない。UNHCR は、周辺国からシリアへ自然発生的に帰還したシリア人のニーズに対応することができるよう複数の措置を取ることを試みてはいるものの、当分の間は、そして安全で尊厳ある状況という自発的帰還の条件が整うまでは、シリア難民とシリアに常居所を有していた者のための保護のスペースを維持し、彼らが受入国に滞在しかつその権利が尊重されるような状況を維持することが、依然として決定的に重要となっている³⁹⁵。

³⁹³ 一部の事案では、特に暴力的な集団の構成員となることやその活動への参加が自発的なものであるならば、除外要件に該当する行為に対する個人の責任が推定される場合がある。1951年条約第1条Fの解釈・適用に関する詳細なガイダンスは、以下の文書に見出すことができる；UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 5: Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/05, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857684.html>; および *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>.

³⁹⁴ 以下を参照のこと：UNHCR, *Legal Considerations on the Return of Asylum-Seekers and Refugees from Greece to Turkey as part of the EU-Turkey Cooperation in Tackling the Migration Crisis under the Safe Third Country and First Country of Asylum Concept*, 23 March 2016, <http://www.refworld.org/docid/56f3ee3f4.html>.

³⁹⁵ UNHCR, *UNHCR Seeing Significant Returns of Internally Displaced amid Syria's Continuing Conflict*, 30 June 2017, <http://www.refworld.org/docid/59562de64.html>. 「強制移動と帰還」（セクション II.D） および、そこに参照される情報源も参照のこと。